第6次 忠岡町 総合計画

TADAOKA

2021（令和3）年3月

つながる　つどう　人を育む

日本一小さなまち　ただおか

2021（令和3）年3月

はじめに

本町は 1889（明治 22）年の忠岡村誕生以来、ほぼ町域を変えず、今や総面積 3.97㎢の日本一小さな「町」として、130 年余りにわたって発展をとげてきました。

この間、本町が小さいながらも独自に発展できたのは、古くから繊維産業が栄え、そこで人が働き、人がつどい、人が住まい、人を育み、人がつながり、まちに活力が生まれ、いつの時代も地域で住民が安心して幸せに暮らすことができたことにあります。

今後も本町がこのように持続可能な「つながる つどう 人を育む」まちづくりをめざすため、「日本一小さなまち　ただおか」の特徴を活かした「第 6 次忠岡町総合計画」（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定致しました。

日本が人口減少の転換期を迎える中、本町においてもまちの活力低下や、持続的な地域社会・経済活動維持への懸念とともに、大規模な自然災害による日常の安全・安心に対する意識の高まり、そして世界中で猛威をふるう感染症への対応など、様々な課題を乗り越えていくことが求められています。

これらの課題を解決するためにも、本総合計画に基づいた様々な施策について、「スピード」「決断」「実行」をモットーに取組を推進し、持続可能な忠岡のまちづくりを進めて参ります。

最後に、本総合計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員をはじめ、住民ワークショップ、アンケートにご協力いただきました住民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも総合計画の実現に向け、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021（令和 3）年 3 月

忠岡町長　杉原　健士（キヨシ）

はじめに

1. 総合計画の策定にあたって …… 2
- 1. 総合計画策定の趣旨 …… 2
- 2. 計画の構成と期間 …… 3
- 3. 前期計画策定時からの社会の変動 …… 4
- 4. 持続可能な開発と行政運営 …… 4

2. 本町の特徴 …… 6
- 1. 日本一小さなまち …… 6
- 2. ひとが集まるまち …… 6
- 3. 産業が栄えているまち …… 7

3. 町の概況 …… 9
- 1. 総人口の推移と推計 …… 9
- 2. 人口増減の推移 …… 10
- 3. 転入・転出の状況 …… 11
- 4. 子ども・教育の状況 …… 13
- 5. 高齢者福祉の状況 …… 15
- 6. 防災の状況 …… 17
- 7. 行財政の状況 …… 19
- 8. 重点的に取り組むべき施策 …… 21

基本構想

1. 将来像 …… 24

2. 将来人口 …… 25
- 将来人口に対する基本的な考え方 …… 25

3. 土地利用 …… 26
- 土地利用に対する基本的な考え方 …… 26

4. 施策の体系 …… 28

5. 施策の大綱 …… 30
- 基本目標 1 子育てがしやすいまち　（こども・教育） …… 30
- 基本目標 2 健康に暮らせるまち　（健康・福祉） …… 32
- 基本目標 3 生涯活躍できるまち　（自治・多様性） …… 34
- 基本目標 4 安心して暮らせるまち　（安全・安心） …… 36
- 基本目標 5 便利で生活しやすいまち　（環境・都市基盤） …… 38
- 基本目標 6 誰もが働きたくなるまち　（産業・雇用） …… 40
- 基本目標 7 持続可能な行財政運営ができているまち　（まちの運営） …… 41

基本計画

基本目標 1 子育てがしやすいまち （こども・教育） …… 44
学校教育が充実したまちづくり …… 44
切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり …… 49
基本目標 2 健康に暮らせるまち （健康・福祉） …… 57
誰もが暮らしやすいまちづくり …… 57
健康づくりを推進するまちづくり …… 63
基本目標 3 生涯活躍できるまち （自治・多様性） …… 68
多様な価値観を尊重するまちづくり …… 68
愛着がもてるまちづくり …… 71
生涯にわたって学べるまちづくり …… 76
基本目標 4 安心して暮らせるまち （安全・安心） …… 78
災害に強いまちづくり …… 78
安全に暮らせるまちづくり …… 81
基本目標 5 便利で生活しやすいまち （環境・都市基盤） …… 85
人が集うまちづくり …… 85
町内移動がしやすいまちづくり …… 87
快適な都市基盤のまちづくり …… 90
環境へ配慮したまちづくり …… 94
基本目標 6 誰もが働きたくなるまち （産業・雇用） …… 97
地域振興をめざしたまちづくり …… 97
働きやすい環境のまちづくり …… 100
基本目標 7 持続可能な行財政運営ができているまち （まちの運営） …… 102
限られた行政資源を有効活用できているまちづくり …… 102
柔軟な体制をとれているまちづくり …… 107
重点プロジェクト 第 2 期忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略 …… 109
重点プロジェクト 1　小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト …… 110
重点プロジェクト 2　小さなまちでの職住近接プロジェクト …… 111
重点プロジェクト 3　小さなまちでの魅力発掘プロジェクト …… 112
重点プロジェクト 4　小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト …… 113

資料編

1. 忠岡町総合計画策定条例 …… 116
2. 忠岡町総合計画策定の組織に関する規則 …… 117
3. 忠岡町総合計画策定専門部会要綱 …… 119
4. 忠岡町総合計画審議会条例 …… 120
5. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱 …… 122
6. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱 …… 124
7. 諮問・答申 …… 126
8. 第 6 次忠岡町総合計画審議会委員名簿 …… 128
9. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿 …… 129
10. 策定経過 …… 130
11. 各施策と SDGs の対応 …… 131

はじめに

1. 総合計画の策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は総合的かつ計画的な行財政運営を進めるための指針であり、まちづくりの基本的な理念や目標などを定める基本構想と、基本構想にもとづく基本計画、基本計画にもとづく具体的な実施計画などから構成され、まちの今後の進むべき方向を示す“道しるべ”となるものです。策定にあたっては、変わりゆく時代の中で日々の変化に対応すると同時に、将来を見据え、この先何が求められるのか、何が課題として現れるのかを十分に検討する必要があります。

前期計画が策定されてからの10年間に、超少子高齢化、人口減少や高度情報化への対応が重要性を増すとともに、働き方改革やＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）といった新しい動きが注目されるようになりました。同時に日本各地で発生した大規模な自然災害や、世界的に発生した感染症の影響などによって、社会情勢も大きく変化しました。また、国によって定められた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方への人の流れの創出や若い世代の結婚支援、時代にあった地域づくりといった観点でまちづくりを進めることが求められています。

本町ではこの10年間に少子高齢化が進行し、人口がおよそ1,000人減少、高齢者は人口の4分の1を超えました。また、2018（平成30）年の台風21号で大きな被害を受けたこともあり、防災・減災に対する住民の意識が高まっています。一方で、本町の経常収支比率（経常的な財源に対しての支出の割合）は10年以上100%を超えており、現状では社会経済や行政需要の変化への対応が難しい状況となっています。

2011（平成23）年の地方自治法の改正によって、基本構想の策定義務は廃止されましたが、今後、このような社会情勢などの変化に対応するため、長期的・計画的な視野に立った持続可能な新たなまちづくりの指針として第6次忠岡町総合計画を策定することとなりました。

本総合計画は、住民、事業者、行政にとってこの先まちがどのように変わっていくかを知る材料であるとともに、まちをどのように変えていくかを考える指針となるものです。本町がよりよいまちになるよう、住民、事業者、行政が将来像を共有し、「日本一小さなまちただおか」の特色を活かした持続可能なまちづくりを推進します。

2. 計画の構成と期間

計画の構成

基本構想は、将来のまちのあり方を展望するものとなります。将来像を掲げ「まちと住民が共有すべき目標」を設定した上で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、基本構想に示す将来のまちのあり方と目標を実現するために、今後 10 年間で特に力を入れて取り組む基本的な施策とその方向性を示すものとなります。

重点プロジェクトでは人口減少を見据えた将来のまちのあり方と目標を実現するために、今後 5 年で特に重要とされる施策の方向性を示し、第 2 期忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略となります。

実施計画はそれらの具体的な事業の計画となります。効果検証会議をもって、事業が効果的に行われているかの見直しを行います。

なお、基本計画は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

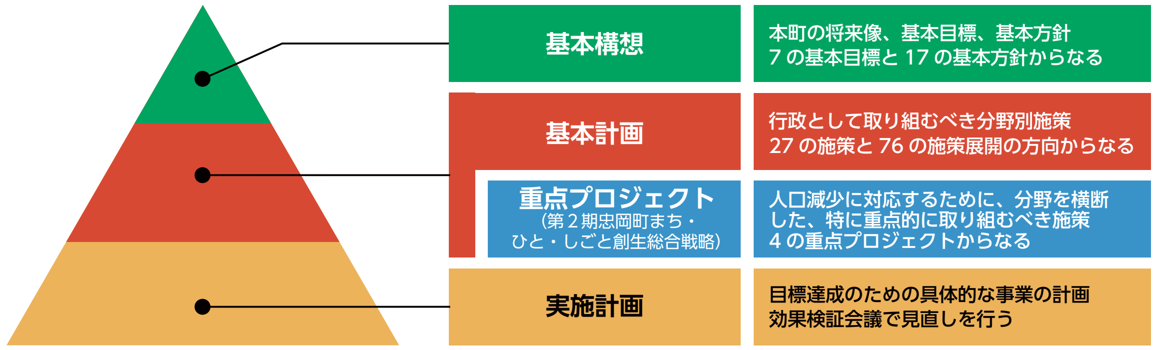

実施期間

基本計画と重点プロジェクトに基づいて実施する施策を具体化し、計画を示します。

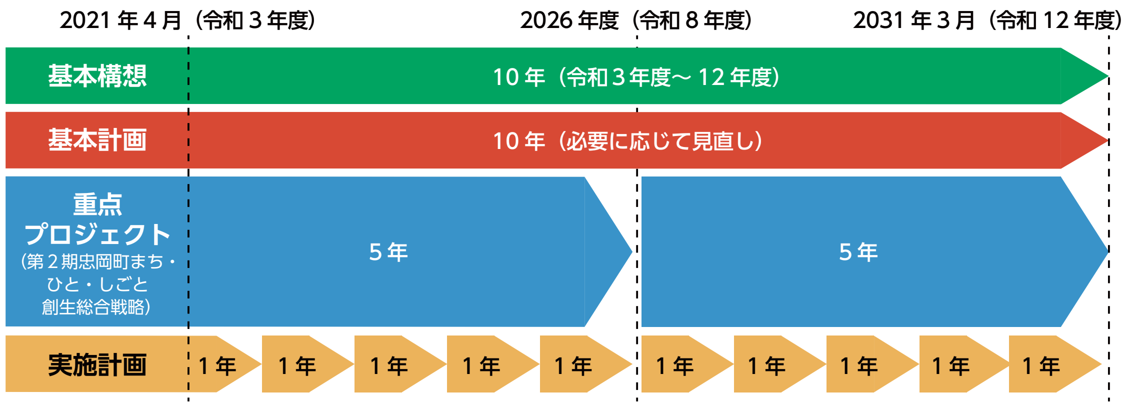

3. 前期計画策定時からの社会の変動

第 5 次計画は 2011（平成 23）年から 2020（令和 2）年を計画期間とし、策定から 10 年が経ちました。

2011（平成 23）年には東日本大震災があり、2016（平成 28）年の熊本地震、2018（平成 30）年の大阪府北部地震、2019（令和元）年には記録的な台風の被害などが相次ぎ、本町においても、2018（平成 30）年の台風 21 号によって大きな被害を受けています。

東日本大震災によって日本経済は大打撃を受け、デフレからの脱却をめざし、金融緩和と財政政策、民間投資を喚起する経済政策を実施しました。また、労働環境の是正や女性の社会進出などが推進され、生活と労働との関係は徐々に変わりつつあります。

生活と働き方の適切な関係を考える「ワーク・ライフ・バランス[1]」や、「セクシュアルマイノリティ[2]」（LGBT[3]）を代表とした様々なマイノリティが注目を浴び、かつてないほど個人や多様性が尊重される時代が訪れようとしています。

また、2019（令和元）年の 12 月から新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本でもその影響が大きくありました。本計画の策定期間である 2020（令和 2）年において感染は終息の目途が立っておらず、その社会的・経済的影響は未知数です。

4. 持続可能な開発と行政運営

2015（平成 27）年に国連で地球の持続的な開発目標とも言われる SDGs が採択され、各国は SDGs の実現に取り組むことが決まりました。

SDGs は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、私達がこれからも地球で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものです。SDGs では先進国、発展途上国の双方で、環境や教育、人権や健康に取り組むべきとして、17 の目標と 169 の指標を設定しています。

各国が地球への責任として SDGs を勘案した取組を行う中、日本では SDGs を実現するために「Society5.0[4]」「SDGs を原動力とした地方創生」「次世代・女性のエンパワーメント[5]」の三つを重点的に推進するとしています。本町においても、SDGs の考え方を取り入れ、持続可能な行財政運営をめざします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1　**ワーク・ライフ・バランス**…「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる生き方・働き方。

2　**セクシュアルマイノリティ**…性的少数者とも。「からだの性」と「自分が認識する性」が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないしは両性に向かう人（同性愛者、両性愛者）などを総称した言葉。

3　**ＬＧＢＴ**…セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の中でもレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーを指す略語。

4　**Society 5.0**…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

5　**次世代・女性のエンパワーメント**…次世代・女性といった人達が、発展や改革に必要な力を身に着けるための環境や機会を用意すること。

SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられる

17の目標

1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

2. 飢餓をゼロ

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4. 質の高い教育をみんなに

全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る

6. 安全な水とトイレを世界中に

全ての人の衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

8. 働きがいも経済成長も

全ての人のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する

11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

16. 平和と公正をすべての人に

平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆる場面において効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 本町の特徴

1. 日本一小さなまち

本町は日本一面積の小さなまちです

本町は大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南部は岸和田市に接しています。町域は全て市街化区域となっており、面積は 3.97㎢と全国の町で一番面積の小さな自治体となっています。

臨海部は木材コンビナートや下水処理場が埋め立てによって造成されており、この臨海部と北部は工業地、その他は住宅と中小工場が混在しています。

鉄道は南海本線（空港線）が南北方向に通っており、町のほぼ中心部に忠岡駅が設置され、大阪都心部までは南海本線（空港線）で約 30 分、関西国際空港までも南海本線（空港線）で約 30 分と、利便性の高い場所に位置しています。

道路は、南北方向に阪神高速 4 号湾岸線、府道臨海線、国道 26 号などが、東西方向に府道田治米忠岡（たじめただおか）線と町道中央線が通っています。

2. ひとが集まるまち

本町は日中にひとが集まるまちです

本町は、昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口）が 93.7%となっており、若干のベッドタウン的な傾向はありつつも日中に労働者などの人口が多く集まっていることがわかります。

泉州地域の他自治体と比べても昼夜間人口比率は高く、本町は日本一小さなまちながらもひとが集まるまちとなっています。

図表　本町と周辺自治体の昼夜間人口比率

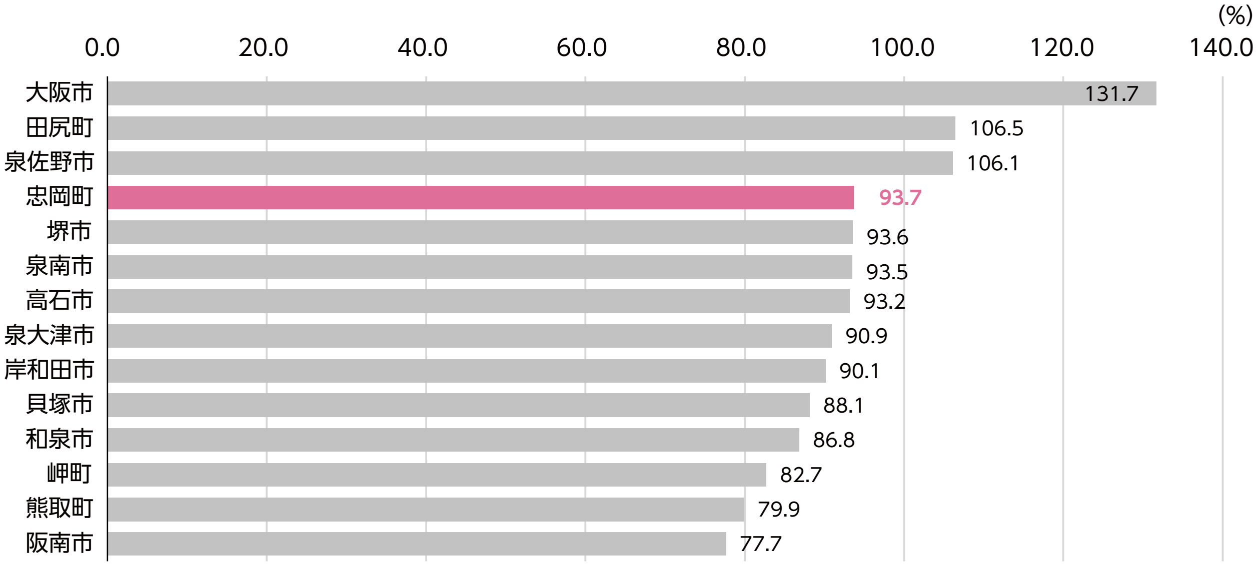

出典：総務省「国勢調査」2015 年 10 月

3. 産業が栄えているまち

少子高齢化が進展することで全国的に生産年齢人口が減少し、追随して労働人口も少なくなっています。また、労働力の減少が経済の停滞の要因となることで、企業が積極的な雇用をためらい、若年雇用問題といった課題も懸念されています。したがって、労働力の減少と就職難が同時に起きつつあります。

一方で、本町は日本一小さなまちながらも産業が栄えており、町の強みの一つでもあります。

本町は産業が栄えています

本町の人口一人当たり製造品出荷額を見ると一人当たり 319.7 万円となっており、泉州地域の他自治体と比較すると 3 番目に高くなっています。

図表　泉州地域における一人当たり製造品出荷額

	高石市	堺市	忠岡町	貝塚市	泉佐野市	泉大津市	泉南市
製造品出荷額（億円）	7,518.6	35,186.7	557.2	2,516.7	2,607.7	1,541.7	889.6
人口（人）	58,162	844,030	17,427	88,813	100,813	75,577	63,311
一人当たり製造品出荷額（万円）	1,292.7	416.9	319.7	283.4	258.7	204.0	140.5

	岸和田市	和泉市	田尻町	熊取町	阪南市	岬町
製造品出荷額（億円）	2,450.2	1,905.4	68.2	282.0	236.4	68.0
人口（人）	198,017	186,765	8,588	44,034	55,936	16,259
一人当たり製造品出荷額（万円）	123.7	102.0	79.4	64.0	42.3	41.8

出典：経済産業省調査統計グループ「工業統計地域別統計表」と
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2017（平成 29）年 1 月 1 日時点 より加工

本町の製造品出荷額は 2007（平成 19）年の約 785 億円をピークに、2012（平成 24）年には一度約 447 億円まで減少しています。しかしながら、その後、500 億円～ 600 億円の間で増減を繰り返しながら推移し、2017（平成 29）年には約 557 億円となっています。

図表　製造品出荷額

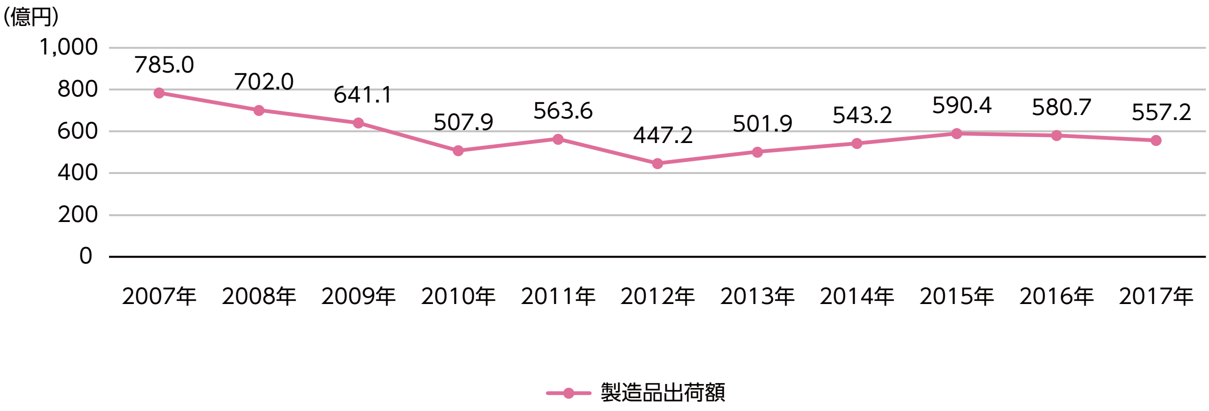

出典：経済産業省調査統計グループ「工業統計地域別統計表」

本町の強みは「家具を除く木材・木製品製造業」と「家具・装備品製造業」です

　本町の労働生産性特化係数を見ると、製造業のうち「家具を除く木材・木製品製造業」が1.8と最も高く、次いで「家具・装備品製造業」が1.6、「繊維工業」が1.0となっています。
　したがって、本町の製造業のうち「家具を除く木材・木製品製造業」及び「家具・装備品製造業」が特に強みであることがわかります。

図表　製造業における労働生産性特化係数

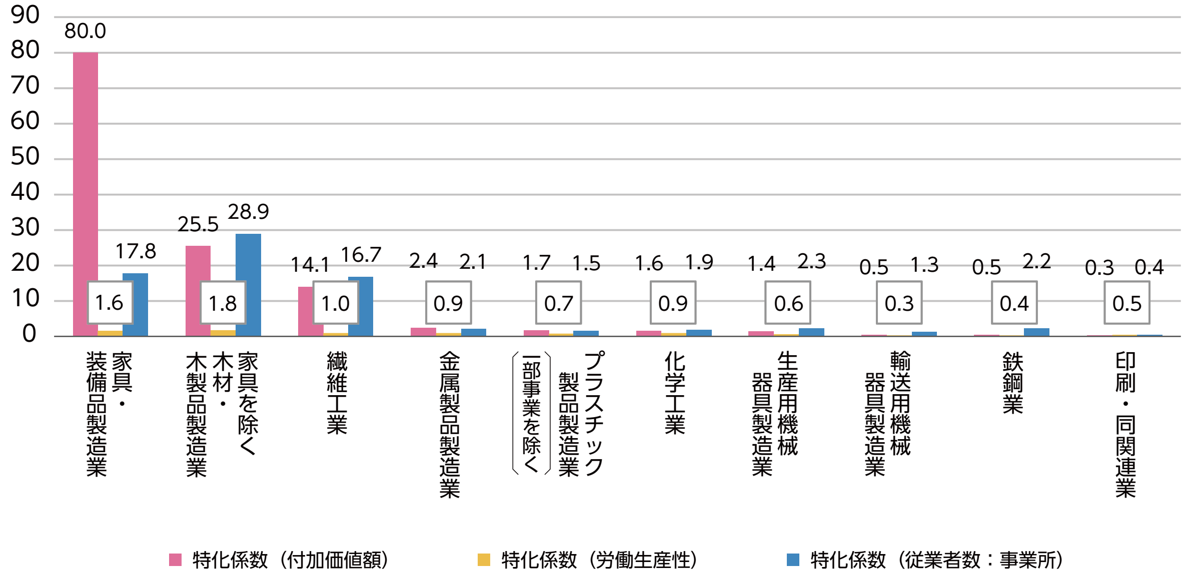

出典：経済産業省「RESAS」 2016（平成28）年

※特化係数とは、域内のある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したもののことを指し、1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされます。労働生産性の場合は、全国の当該産業の数値を1としたときの、ある地域の当該産業の数値。労働生産性は「付加価値額（企業単位）÷従業者数（企業単位）」で算出します。

本町の産業分野の展望

　本町の労働力人口は年々減少傾向にあり、2045年には現在の75%ほどになると推計されており、店舗や企業自体も減少することが想定されています。雇用を充実させることが本町の経済と定住意向・転出意向に影響することも踏まえ、限られた土地の有効利用を検討し、雇用機会の創出と労働力の確保の双方に取り組む必要があります。

3. 町の概況

1. 総人口の推移と推計

本町では今後も人口減少が予測されています

本町の人口は 2010（平成 22）年の 18,149 人が人口のピークとなっており、それ以降減少が続き、2020（令和 2）年には 17,082 人となっています。今後も減少傾向は継続し、2045 年には 14,006 人になると予測されています。また、年代別に見ると、2020（令和 2）年には 45 ～ 49 歳の人口が一番多くなっているのに対し、2045 年では 70 ～ 74 歳の人口が一番多くなっています。

図表　総人口の推移と推計

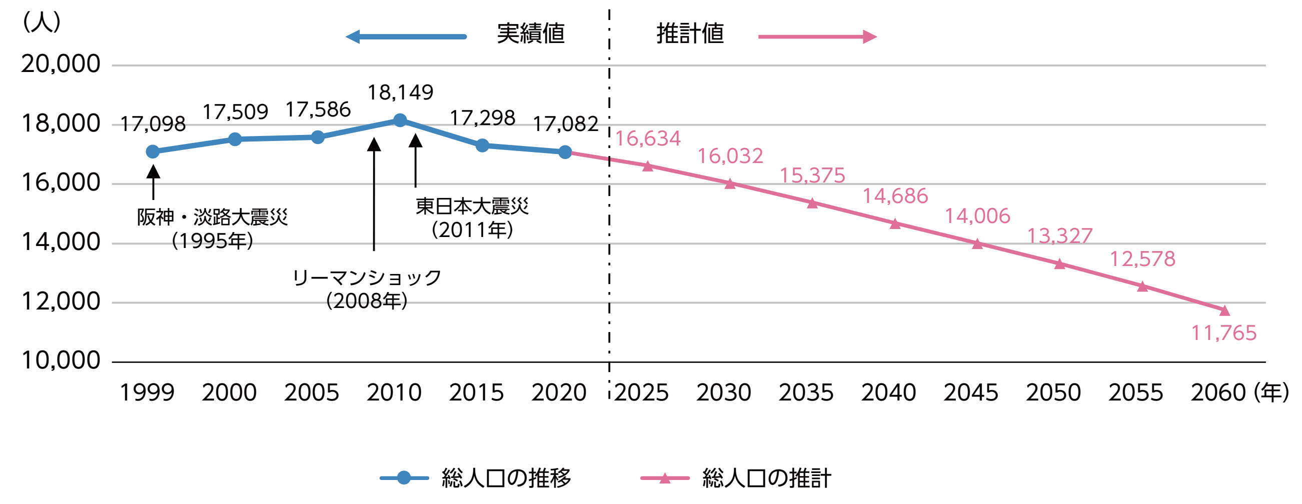

図表　人口ピラミッド（2020（令和 2）年 3 月時点）

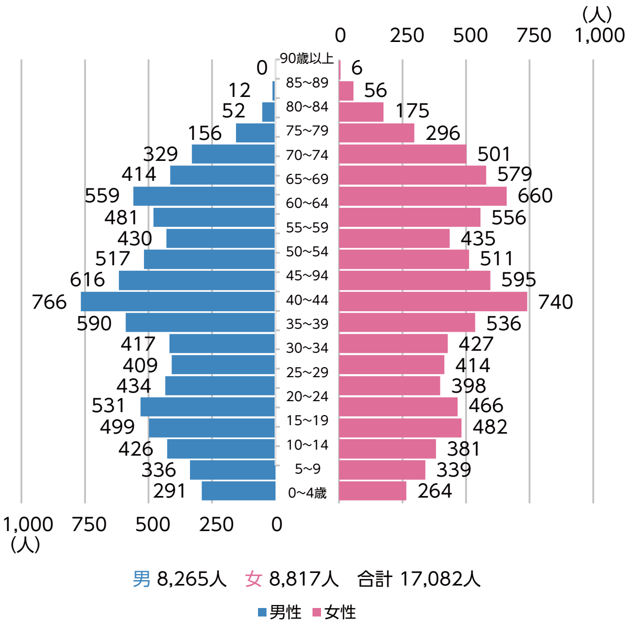

図表　人口ピラミッド（2045 年時点）

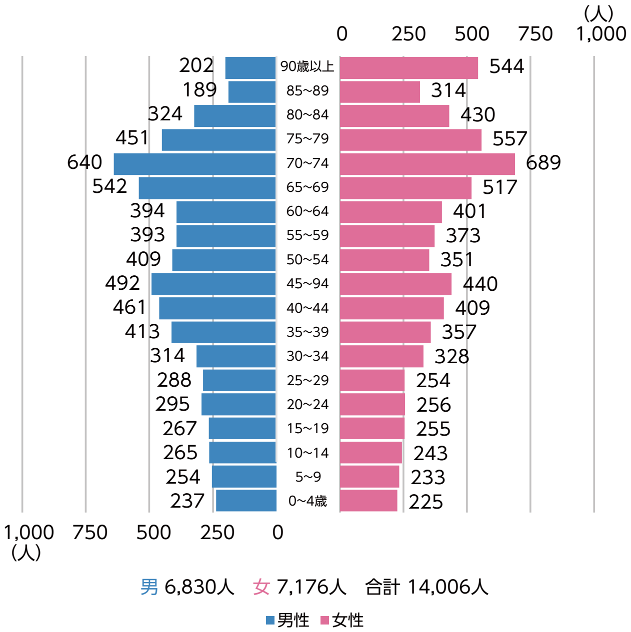

出典：総務省「国勢調査」 1950 年から 2015 年（昭和 25 年から平成 27 年）、忠岡町「住民基本台帳」2020（令和 2）年 3 月時点
2025 年以降は忠岡町「住民基本台帳」2020（令和 2）年 3 月をもとにした推計値

2. 人口増減の推移

（1）本町の出生数は減少しつつあります

出生数を見ると、2008（平成 20）年以降 2013（平成 25）年までは徐々に減少しています。2014（平成 26）年に微増し 143 人となりました。2015（平成 27）年は 116 人と大きく減少しています。加えて、2018（平成 30）年は出生数が 100 人を割っています。

死亡数は年々増加しており、2019（平成 31）年は 200 人を超えています。

2010（平成 22）年以降は死亡数が出生数を上回っており、徐々にその差は開いています。

図表　出生数と死亡数

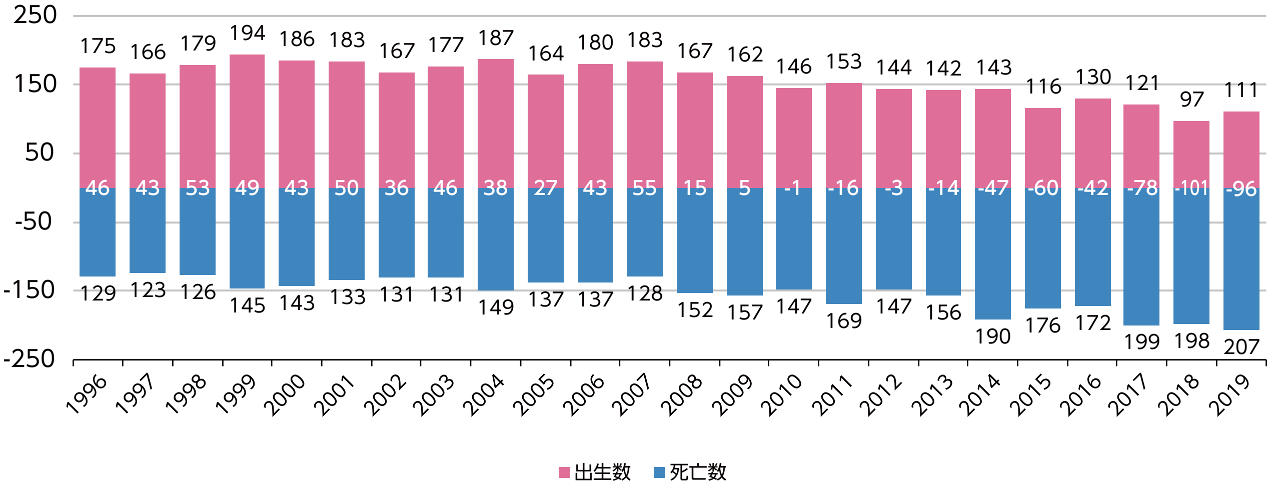

出典：厚生労働省「人口動態調査」 1996 年から 2012 年（平成 8 年から平成 24 年）
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2013 年（平成 25 年）以降　各年 1 月 1 日時点

（2）本町への転入者が増加しています

転入者数は増加傾向にあり、2019（平成 31）年が 666 人となっています。転出者数は横ばいで、2013（平成 25）年の 677 人から 2019（平成 31）年は 622 人となっています。社会動態（転入数―転出数）を見ると、2011 年以降では 2017（平成 29）年と 2019（平成 31）年がプラスとなっており、そのほかはマイナスとなっています。

図表　転入者数と転出者数

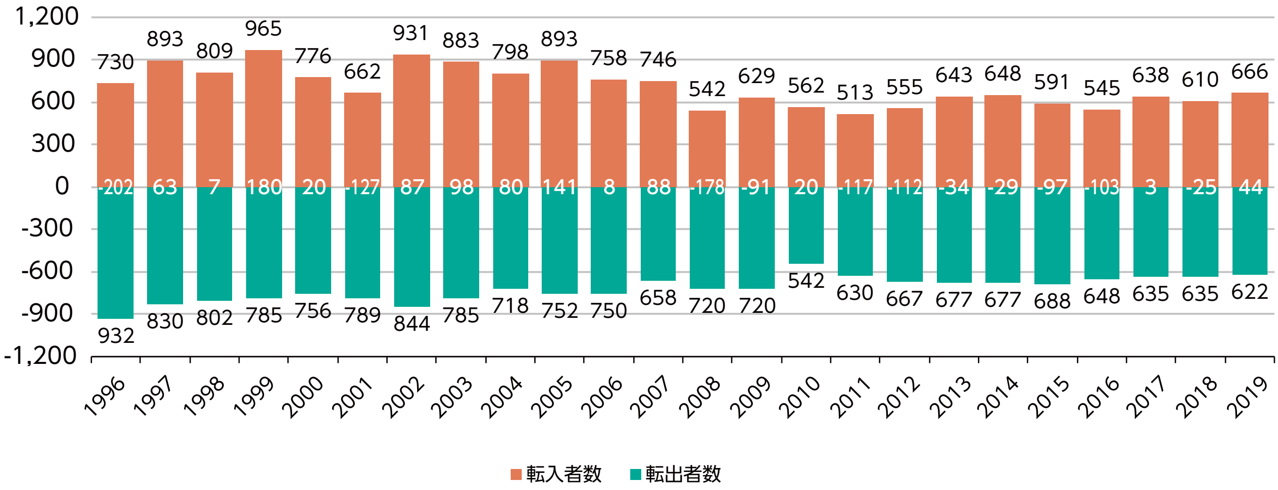

出典：厚生労働省「人口動態調査」 1996 年から 2012 年（平成 8 年から平成 24 年）
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2013 年（平成 25 年）以降　各年 1 月 1 日時点

3. 転入・転出の状況

（1）子育て世代の転出が増加しています

男性は、2005（平成 17）年→ 2010（平成 22）年にかけては全体的に転入者が増加傾向で、20 代の転入が多くなっています。一方で、2010（平成 22）年→ 2015（平成 27）年にかけては 20 代から 30 代前半の転出が多くなっています。

女性は、2005（平成 17）年→ 2010（平成 22）年にかけては全体的に転入者が増加傾向で、20 代の転入が多くなっています。一方で、2010（平成 22）年→ 2015（平成 27）年にかけては 20 代から 40 代前半における転出が多くなっています。また、2010（平成 22）年→ 2015（平成 27）年にかけては、10 代と 80 代以上でも一部転入があります。

図表　年齢階級別人口移動変動数（男性）

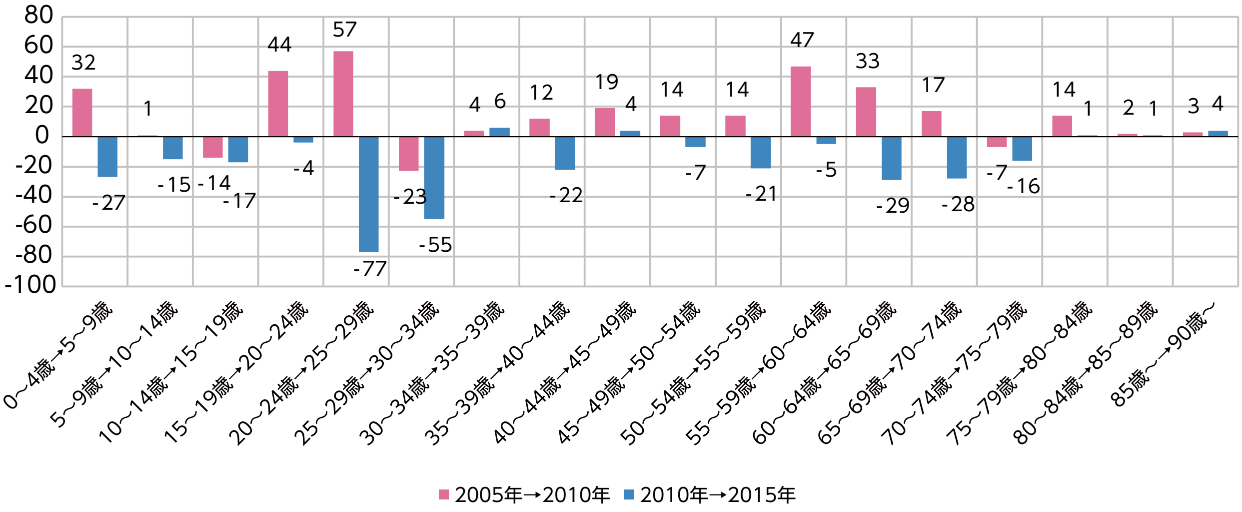

出典：総務省「国勢調査」

図表　年齢階級別人口移動変動数（女性）

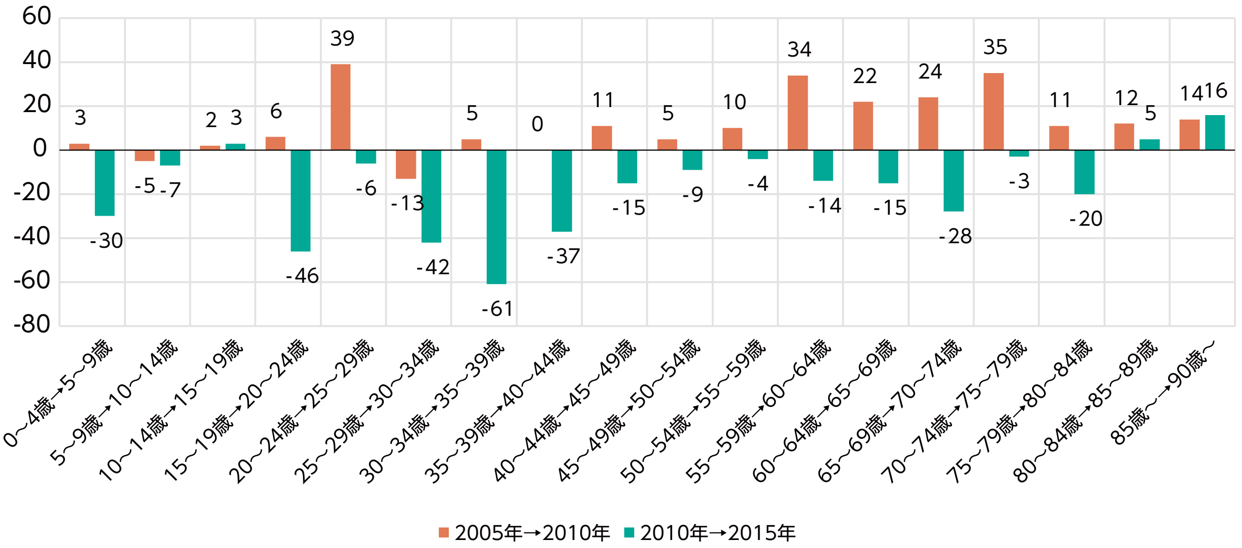

出典：総務省「国勢調査」
※本町の年齢階級別人口移動数の変動幅を５年ごとに比較し、どの年代の移動数が増減したかを分析しています。

（2）年齢が高いほど定住意向が強くなっています

住民アンケートで住民の定住意向について聞いたところ、『住み続けたい』（「できればずっと住み続けたい」＋「現在の住居は変えたいが、引き続き忠岡町内に住み続けたい」）が最も多く 66.6%となっています。

年代別では「忠岡町外に転出したい又は転出する予定」で 20 歳代が 23.5%と他の年代よりも多くなっています。

図表　住民の定住意向

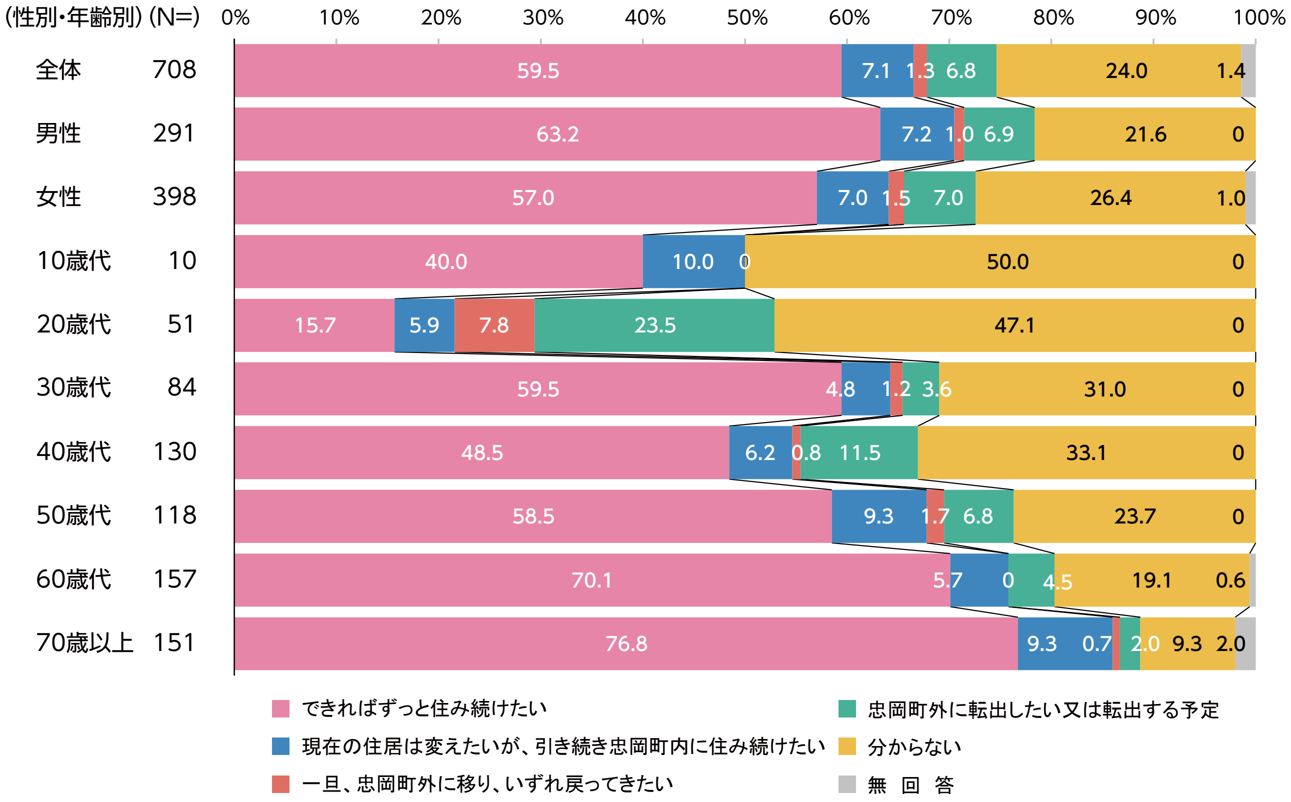

出典：忠岡町「第 6 次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和 2）年

4. 子ども・教育の状況

全国的に少子化が進行しており、出生数の向上は大きな課題となっています。

少子化の要因には「未婚化の進展」、「晩婚化の進展」及び「夫婦の出生力の低下」があるとされ、その背景として「仕事と子育ての両立」、「結婚・出産に対する価値観の変化」、「子育てに対する負担感の増大」及び「経済的不安定」などがあげられています。子育て世代にとっても、共働き世帯の増加や核家族化、地域における人間関係の希薄化などの課題があり、2015（平成 27）年に施行された子ども・子育て支援新制度では、全ての子どもが健やかに成長する環境の整備や、教育・保育の一体的提供、地域で子育てを支える取組の充実が必要となっています。

（1）本町においても少子化が進行しています

本町における年少人口の割合は年々低下しており、2020（令和 2）年では 12.0%となっています。

図表　人口に占める年少人口割合

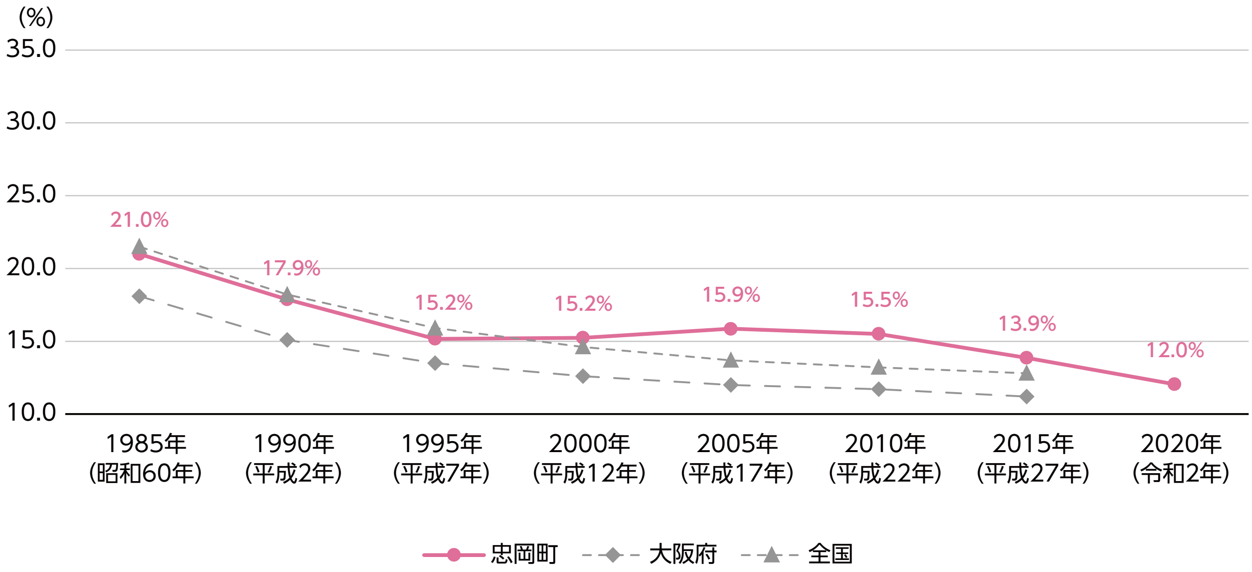

出典：総務省「国勢調査」 1985 年から 2015 年（昭和 60 年から平成 27 年）各年 10 月、
忠岡町「住民基本台帳」 2020 年（令和 2 年）3 月末時点

（2）４割の人が「礼儀作法や規範の教育」が重要と考えています

住民アンケートで子どもの教育について重点を置くべき点について聞いたところ、「礼儀作法や規範教育の推進」、「いじめや不登校に対する施策の推進」と回答した方が最も多く40.5％となっています。次いで、「基礎学力を培う施策の推進」と答えた方が 33.3％となっています。

図表　子どもの教育について重点を置くべき点（上位５項目抜粋）

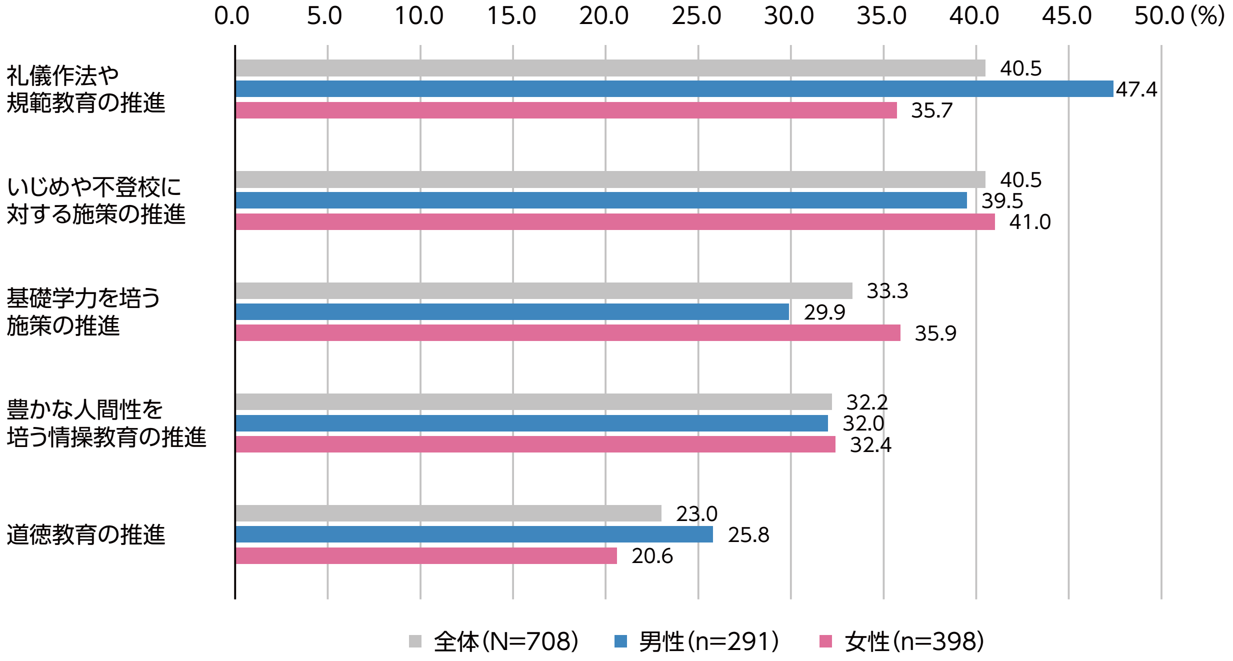

出典：忠岡町「第６次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和２）年

本町の子ども・教育分野の展望

結婚・出産・子育てに対する包括的な支援や、仕事と子育てが両立できるような就労や支援の充実、地域一体となった子育てを通じての家庭の負担軽減や子どもの居場所づくりなどを通じた、子育て世代に選ばれるまちづくりが求められています。

また、学校と家庭、地域の連携を一層密にし、これからの時代に求められる教育の実現や、子どもや若者の健全育成などの推進を通じた、教育が充実したまちづくりも重要性を増しています。

5. 高齢者福祉の状況

国の高齢化率は 2007（平成 19）年に 21％を超え、超高齢社会となりました。その後も高齢化率は上昇を続け、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、2036年には３人に１人が高齢者になると見込まれています。こうした中で、高齢者の介護サービスの増加に伴う需要増加や社会保障費の増大、医療・福祉の人手不足などの問題に対応することが課題となっています。また、地域社会においても、認知症高齢者への対応、障がいのある人の高齢化、高齢者世帯の生活不安の解消など様々なことが課題として表出しており、地域の包括的な支援・サービス提供体制（「地域包括ケアシステム」）の構築を推進しています。

（1）本町においても高齢化が進行しています

本町における高齢者人口の割合は年々増加しており、2020（令和 2）年では 28.3％となっています。

図表　人口に占める高齢者人口割合

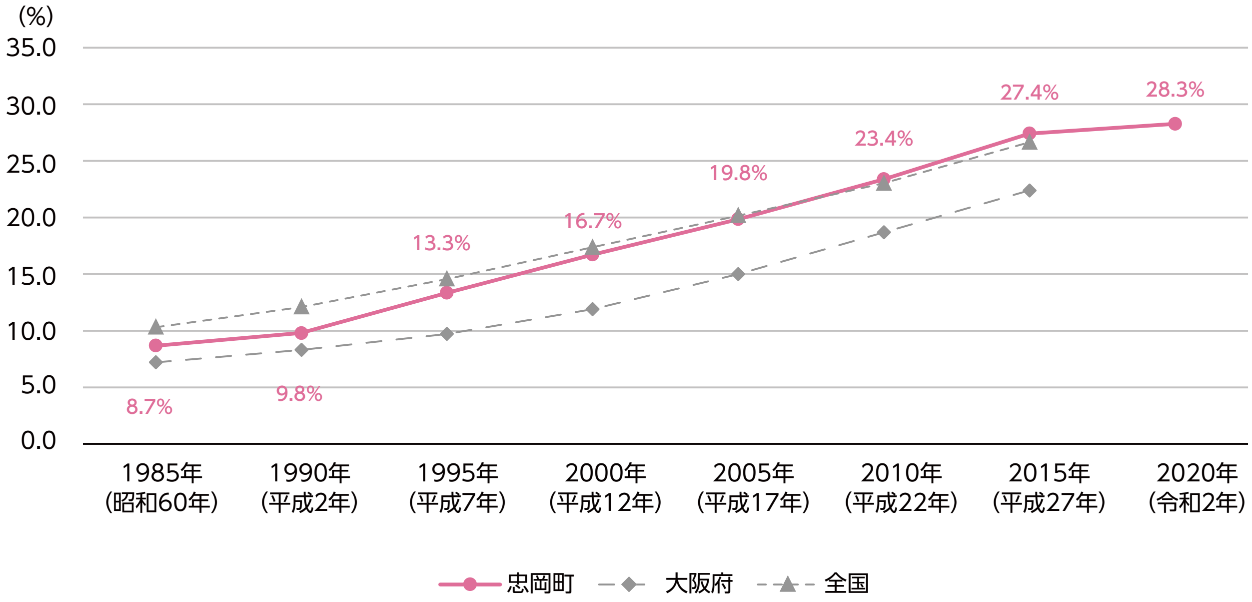

出典：総務省「国勢調査」 1985 年から 2015 年（昭和 60 年から平成 27 年）各年 10 月、
忠岡町「住民基本台帳」 2020 年（令和 2 年）3 月末時点

（2）要支援・要介護認定者は徐々に増加しています

高齢者人口における要支援・要介護認定者の割合は徐々に増加しています。また、2019（平成 31）年時点では、本町には 1,031 人の要支援・要介護認定者がいます。

図表　高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

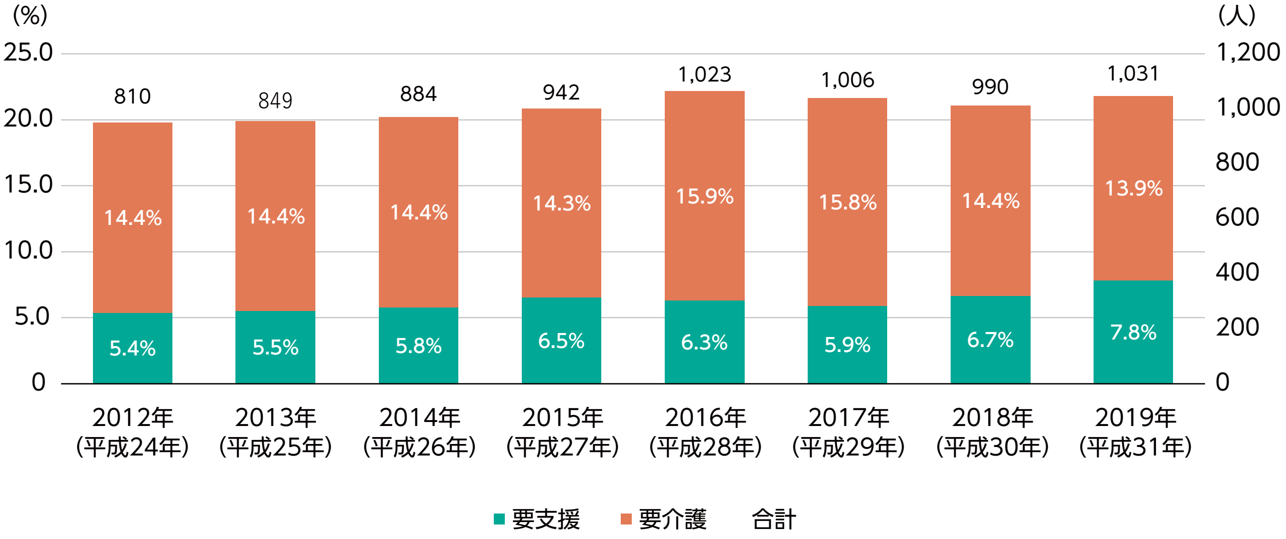

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」 各年３月、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2017（平成 29）年 1 月 1 日時点 より加工

本町の高齢者福祉分野の展望

将来に想定される支援を必要とする人の増加に対応するためにも、各種相談体制の充実や地域の支え合いの力のより一層の強化、社会参加の機会創出や生きがいづくり、健康意識の醸成を行い、健康に暮らし続けられる仕組みづくりが求められています。

6. 防災の状況

近年は全国各地で地震や集中豪雨による大規模な自然災害が多発しており、人々の防災への意識が高まっています。

本町でも 2018（平成 30）年の台風 21 号によって大きな被害が発生したことや、今後起こり得る南海トラフ巨大地震では大きな影響を受ける地域であることなど、災害に対する不安や懸念は多くあります。

（1）災害に備えての準備

住民アンケートで、災害に備えての準備について聞いたところ「携帯ラジオ・懐中電灯・医薬品などを準備している」が最も多く 64.8%となっています。次いで「食料や飲料水を準備している」が 52.5%、「地震保険に加入している」が 42.2%となっています。

図表　災害に備えての準備（上位５項目抜粋）

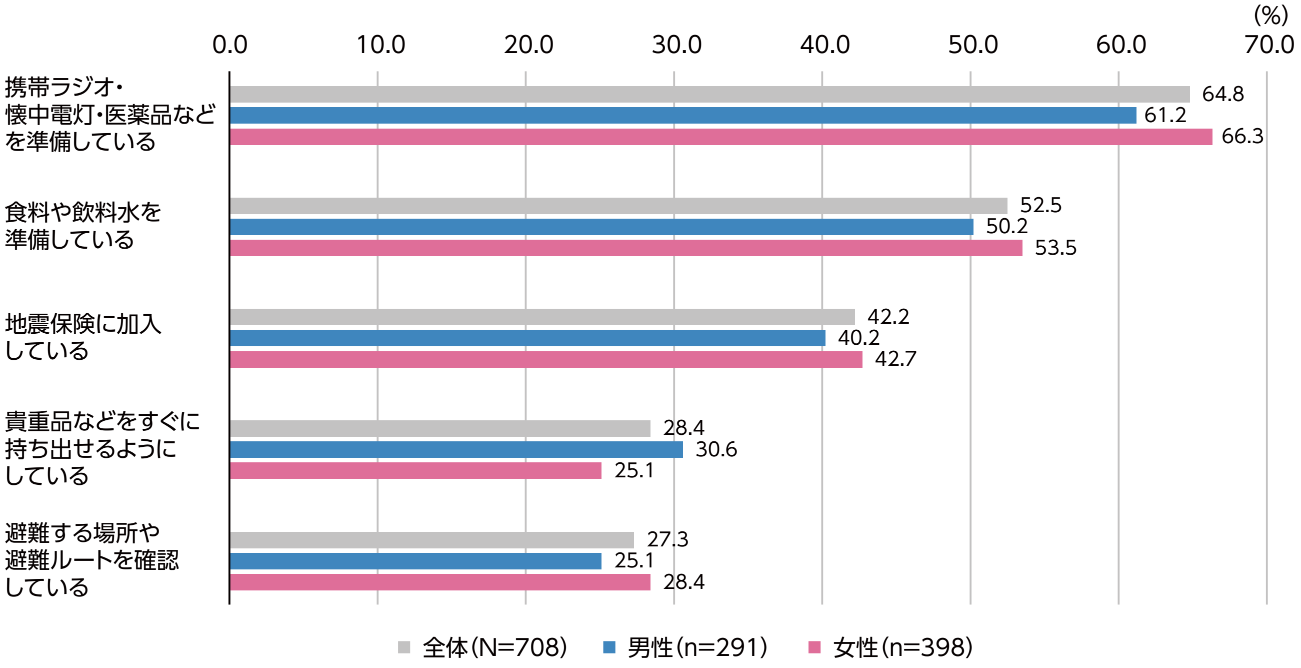

出典：忠岡町「第６次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和２）年

（2）災害時の備えや行動について重要だと思うこと

住民アンケートで災害時の備えや行動について重要だと思うことについて聞いたところ『重要だと思う』（「非常に重要だと思う」＋「重要だと思う」）では『自助[6]』が最も多く 83.6% となっています。次いで『公助』が 75.5%、『共助』が 68.9%となっています。

図表　災害時の備えや行動について重要だと思うこと

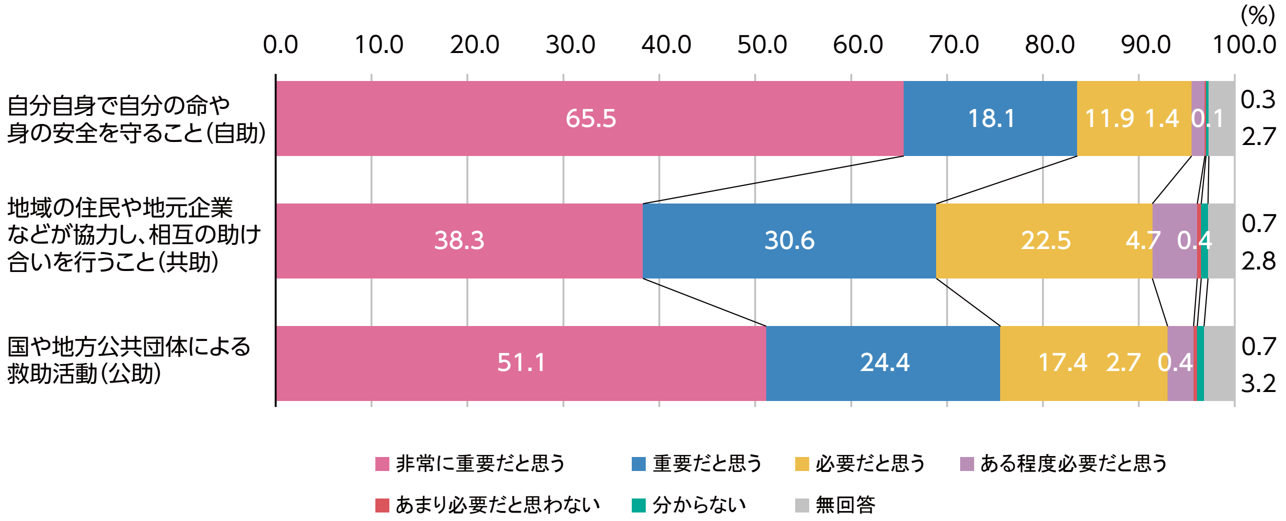

出典：忠岡町「第 6 次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和 2）年

本町の防災分野の展望

平時からの防災対策と災害による被害を最小限にとどめられるよう、地域における防災人材の育成や防災教育、ネットワークづくりを通じた「自助」「共助」による地域防災力の強化を図り、地域一体となっての安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

6　**自助・共助・公助**…「自助」とは自分（家族）の安全は自分（家族）で守ること、「共助」とは自分たちの地域は自分たちで守ること、「公助」とは行政機関等による公的な救助・災害支援のこと。

7. 行財政の状況

行政の役割は、高度経済成長期における基盤整備中心の事業展開を経て、人口減少や超少子高齢社会といった社会構造の変化に伴い、価値観や生活様式の多様化による住民ニーズに対応した柔軟で質の高いサービスの提供へと変化しています。今後、住民ニーズや行政評価に基づく事業の選択と集中、重点化を進めていくとともに、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営が求められます。

（1）財政規模

本町の財政規模を見ると 2012（平成 24）年から 2018（平成 30）年にかけておおよそ 60 億円台から 70 億円台の間で推移しています。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、更に翌年度に繰り越す額を引いた実質収支額については、2010（平成 22）年度以降黒字になっており、2018（平成 30）年はおおよそ 7,200 万円となっています。

図表　財政規模の推移

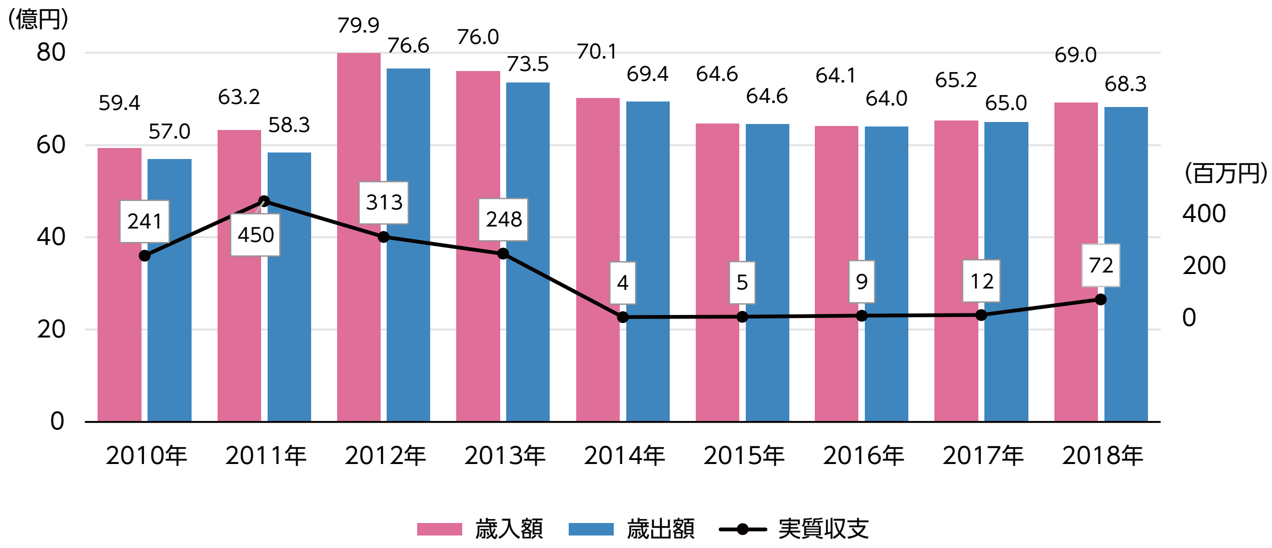

出典：市町村別決算状況調

（2）厳しい財政状況が続いています

経常収支比率は 10 年以上 100％を超えており、2019（令和元）年度では 108.4％となっています。経常的な財源に対しての支出の割合が 100％を超えているため、現状では社会経済や行政需要の変化に対応が難しい状況となっています。

図表　経常収支比率と費目の推移

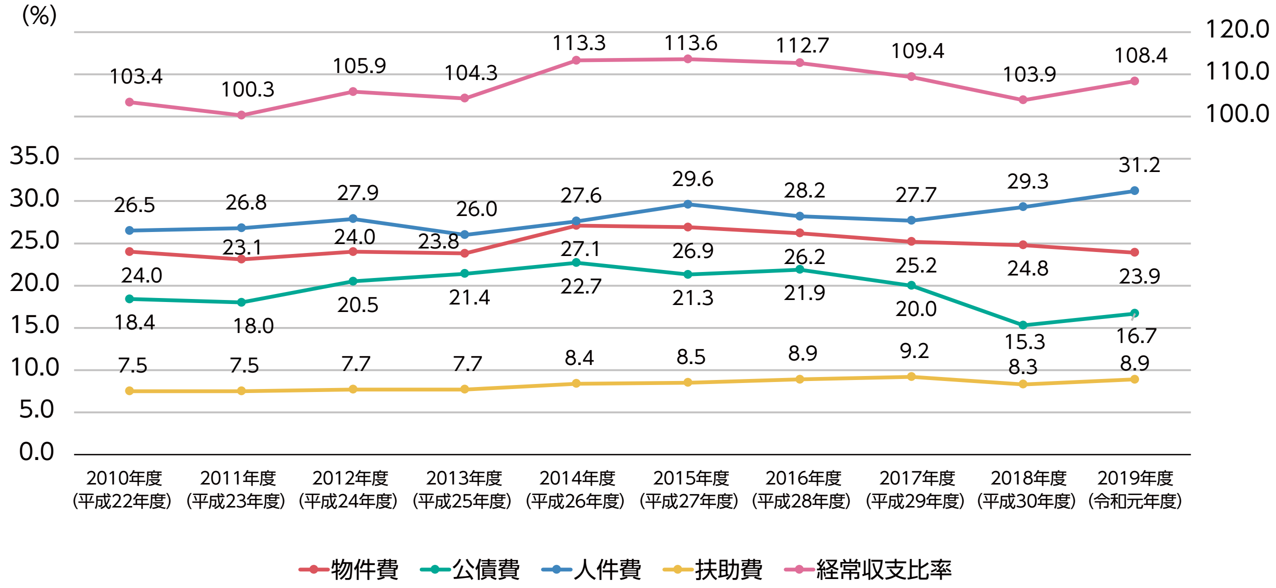

出典：忠岡町　財政課調べ

本町の行財政分野の展望

今後も社会保障関連費用の増大などによって厳しい財政状況が続くことが予測される中、現在実施している事業について、広域行政による実施や民間委託などコスト削減について積極的な見直しを推進するとともに、情報通信技術を有効に活用し、事務事業の省力化・自動化や住民サービスの向上を図ることが求められています。また、地域を支えている多様な主体と連携を強化し、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、あらゆる地域課題の解決に向けて協働して取り組むことが求められています。

8. 重点的に取り組むべき施策

（1）住民全体の重要度・満足度

住民アンケートにおいて、現在忠岡町で取り組んでいる各施策に対して重要度・満足度を聞いたところ、最も重要度が高いものは「防犯・交通安全対策」、最も重要度が低いものは「魅力発信」となっています。また、最も満足度が高いものは「消防・救急救命体制」、最も満足度が低いものは「地域に根差した新ビジネス」となっています。

住民の重要度と満足度に関して得られた回答を基に相対的に分類したところ、『防災・防犯・救命（危機・防災・減災対策、防犯・交通安全対策）』と『子ども・教育（生きる力を培う学校教育、子どもや若者の健全育成、子育て支援）』に関係する施策の重要度が高くなっています。

図表　住民全体の重要度・満足度

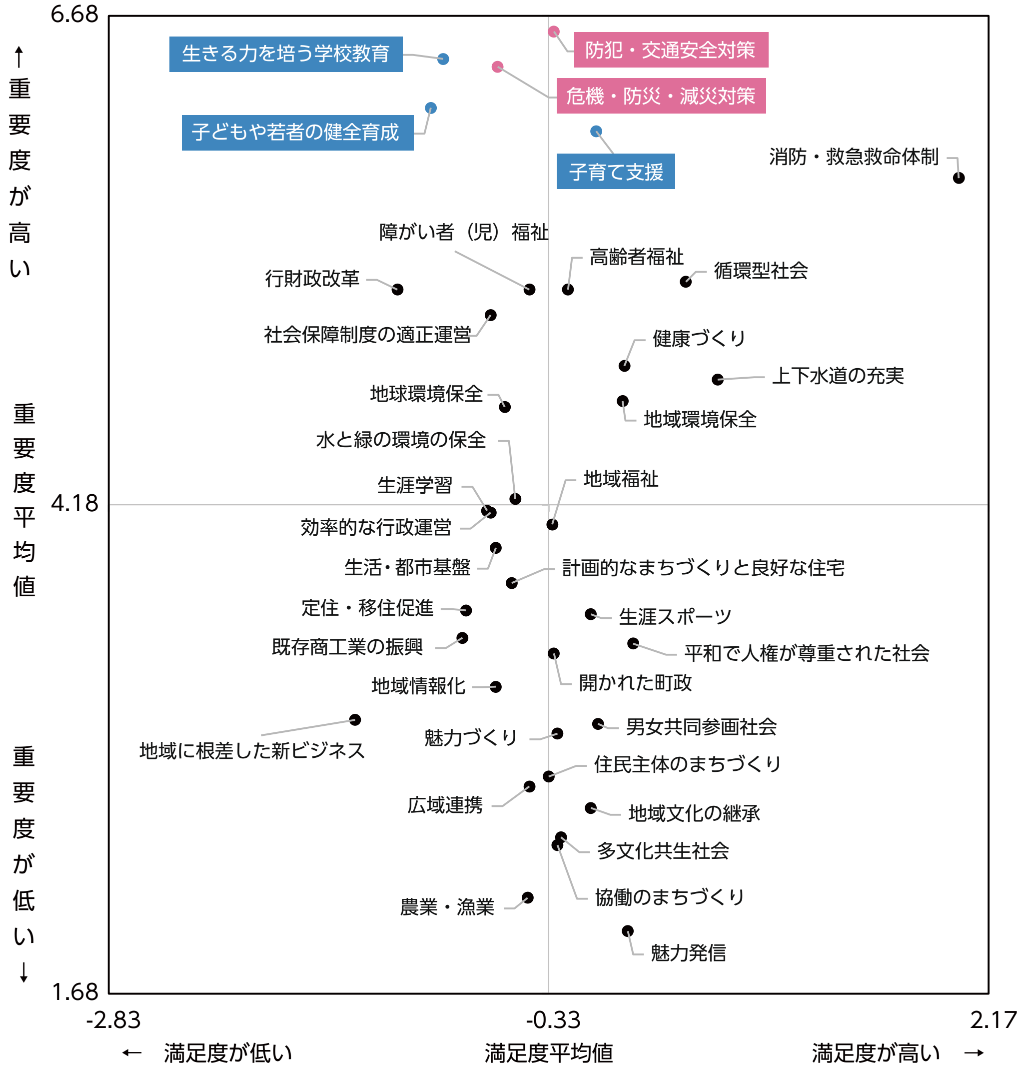

出典：忠岡町「第６次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和２）年

（2）望ましいまちの姿

住民アンケートで将来の忠岡町の望ましい姿について聞いたところ、全体では「保健や医療体制等が充実し子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち」と回答した方が最も多く56.6%となっています。次いで、「交通事故や犯罪、災害のない、安全で安心して暮らせるまち」と答えた方が36.3%、「子育てがしやすく教育環境が整い子どもがのびのびと成長できるまち」と答えた方が29.8%となっています。

図表　将来の忠岡町の望ましい姿について（上位３項目抜粋）

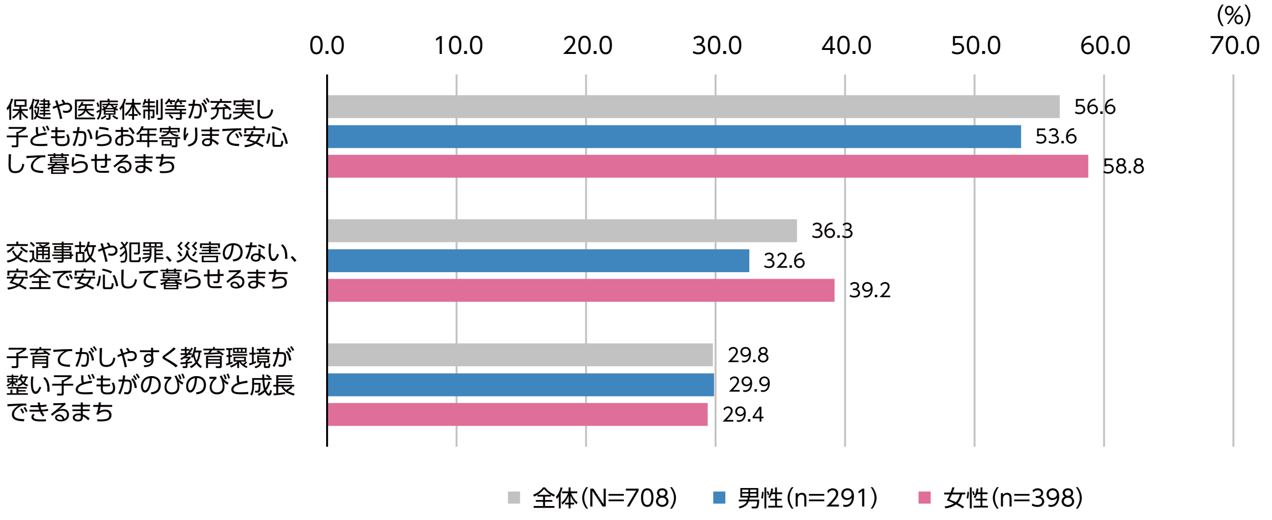

出典：忠岡町「第６次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和２）年

（3）人口減少の対策について力を入れるべき取組

住民アンケートで人口減少の対策として力を入れるべき取組について聞いたところ、全体では「結婚・出産・子育てに対する一貫した支援サービスの充実」と回答した方が最も多く35.6%となっています。次いで、「税金や公共サービス利用料金の減額などによる経済的負担の軽減」と答えた方が34.7%、「医療費の助成といった地域医療や各種福祉サービスの充実」と答えた方が34.0%となっています。

図表　人口減少の対策について力を入れるべき取組（上位３項目抜粋）

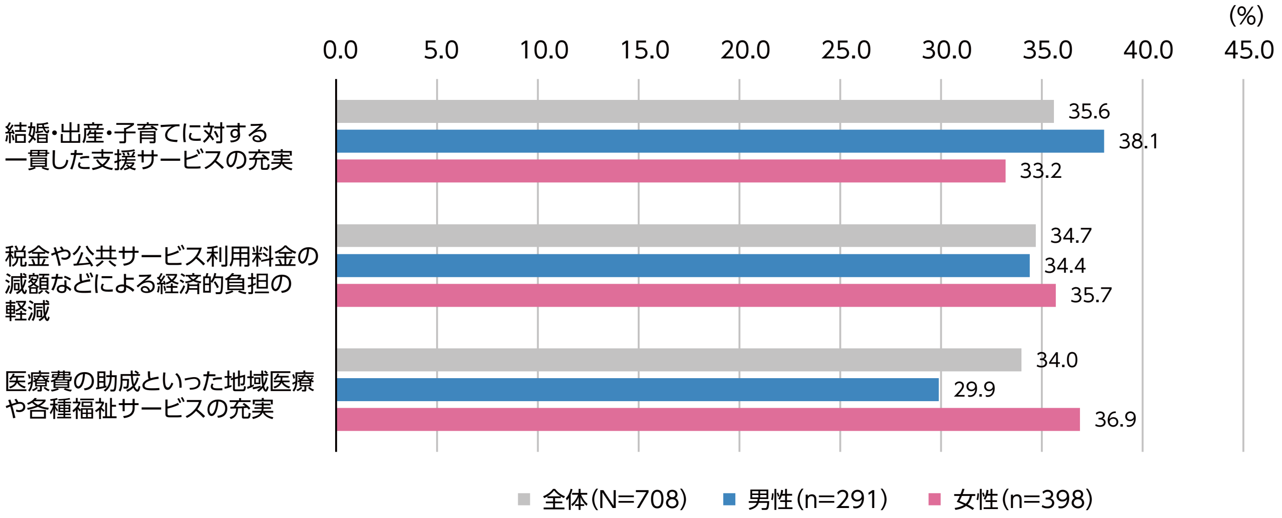

出典：忠岡町「第６次総合計画」の策定に関するアンケート調査　2020（令和２）年

基本構想

1. 将来像

つながる　つどう　人を育む
日本一小さなまち　ただおか

忠岡町は面積が「日本一小さなまち」です。

前計画期間では、「みんなでつくろう　夢・希望・感動あふれるまち　～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～」をキャッチフレーズにまちづくりの推進と「日本一小さなまち」というイメージの浸透に努めました。今期計画期間では、前回のイメージを踏襲しつつ、「日本一小さなまち」であることをより一層強みに変え、小さいけれど、小さいからこそできるまちづくりを推進します。

「日本一小さなまち」を誇りに思うことができ、住み慣れた「日本一小さなまち」で暮らし、これからも「日本一小さなまち」として持続可能であり続けるために、本町の限りある資源を有効活用することが求められます。一方で人口減少が進むと推測され、特に子育て世代の転出が多くなっています。子育て世代への訴求力が求められていることを踏まえ、子育て世代が過ごしやすい環境の充実が必要です。また、高齢者の健康寿命の延伸なども行いながら、誰もがいつまでも暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

このような課題を解決し目標を実現するため、
・「日本一小さなまち」に関心をもち、支え合い、まちづくりに参加する（＝つながる）
・「日本一小さなまち」だけれども、仕事があり、まちににぎわいがある（＝つどう）
・「日本一小さなまち」だからこそ、この町に住んで働き、子育てをする（＝人を育む）
ことをめざしまちづくりを推進します。

これらを踏まえ、新しい総合計画の将来像を「つながる　つどう　人を育む　日本一小さなまち　ただおか」とします。

つながる…面積が日本一小さな町（3.97 ㎢）であるからこそ、家から一歩外に出れば人と「つながる」。

つ ど う…産業が盛んで (人口 1 人当たり製造品出荷額 319.7 万円，2017 年工業統計，泉州 13 市町で上位 3 位)、日中には多くの人が「つどう」（昼夜間人口比率 93.7%，2015 年国勢調査，泉州 13 市町で上位 3 位）。

人を育む…上記の特性を活かし、人々がこの町に住んで働き「人を育む」。

2. 将来人口

将来人口に対する基本的な考え方

〈自然動態ついて〉

国の「長期ビジョン」、「総合戦略」では、国を挙げて人口減少に歯止めをかけるための施策を掲げています。本町においても出生率の低下や高齢化による死亡数の増加によって、自然動態は減少傾向にあるため、出産・子育て支援のための施策を推進しています。

本町の過去 3 年間の合計特殊出生率の平均（独自算出）は 1.28 となっており、年々低下傾向にあります。2030 年に合計特殊出生率が 1.60 に到達することを目標とし、結婚を含めた出産・子育て施策を今後も推進します。

〈社会動態について〉

本町からの転出の多くは 20 代から 40 代の男女であり、結婚や子育てのタイミングとも合致します。また、本町からの転出意向が強い人は、子どもの子育てや教育に関する施策に不満を抱えており、これを要因として転出することが示唆されています。

したがって、人口対策を行う上で、子育て世代の多くを占める 25 ～ 49 歳の男女を主なターゲットとして捉え、子育て世代への結婚や妊娠・出産・子育てに対する支援を行うことで、この世代の転出数の減少と転入数の増加を図り、移動均衡（転出数と転入数が均衡し、社会増減による人口変動がない状態）をめざします。

図　人口の目標

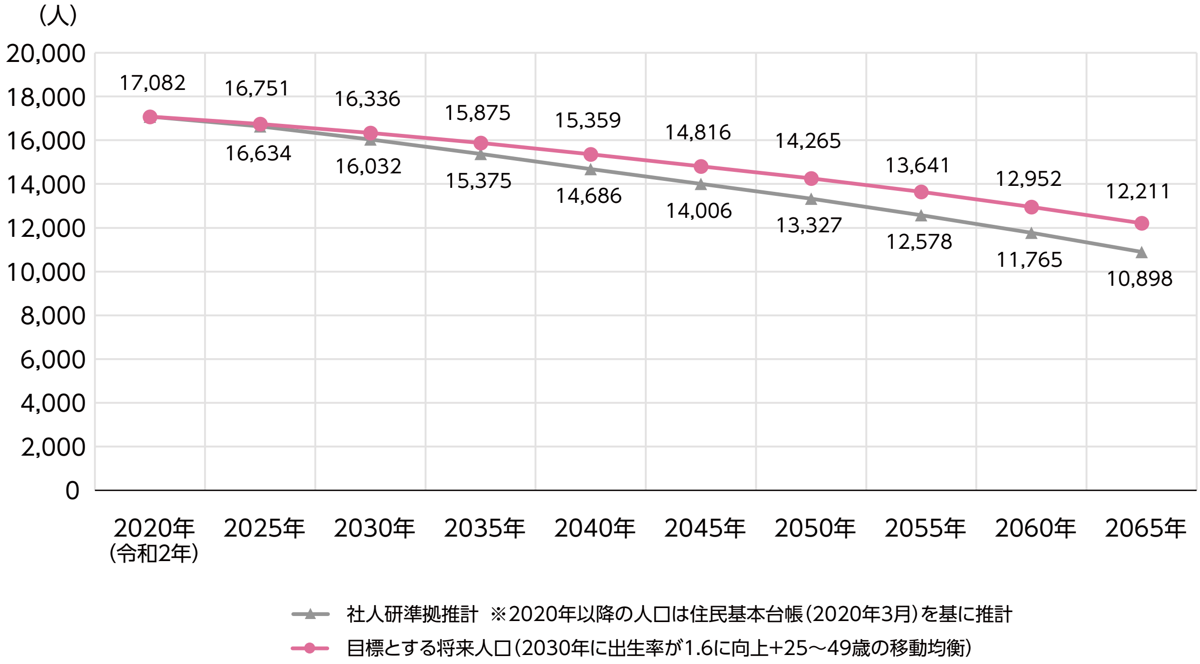

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年
社人研準拠推計※ 2020 年以降の人口は住民基本台帳（2020 年 3 月）を基に推計	17,298	17,082	16,634	16,032	15,375	14,686	14,006	13,327	12,578	11,765	10,898
目標とする将来の人口（2030 年に出生率が 1.6 に向上＋ 25 ～ 49 歳の移動均衡）	17,298	17,082	16,751	16,336	15,875	15,359	14,816	14,265	13,641	12,952	12,211

3. 土地利用

土地利用に対する基本的な考え方

〈これからの土地利用について〉

本町におけるこれからの土地利用については、前ページの将来的な人口減少を見据えた効果的かつ持続可能なまちづくりの実現が求められます。今後、人口の減少に伴って空家・空き地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が加速度的に進行することが予想されます。これらを要因として、市街地の活気が失われるとともに、追随して商業・産業の衰退を引き起こしかねません。

これからは、コンパクトな都市構造を活かして20年超の長期を先読みした効率的な土地利用について検討し、そのための施策の推進が求められています。

忠岡町の将来都市構造（概念図）

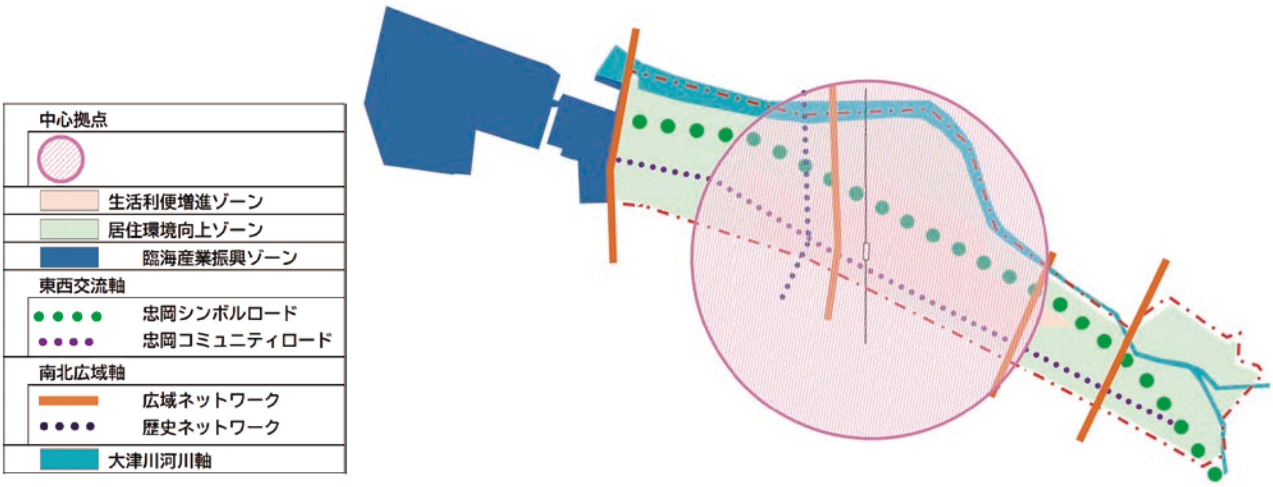

忠岡町の地形概要図

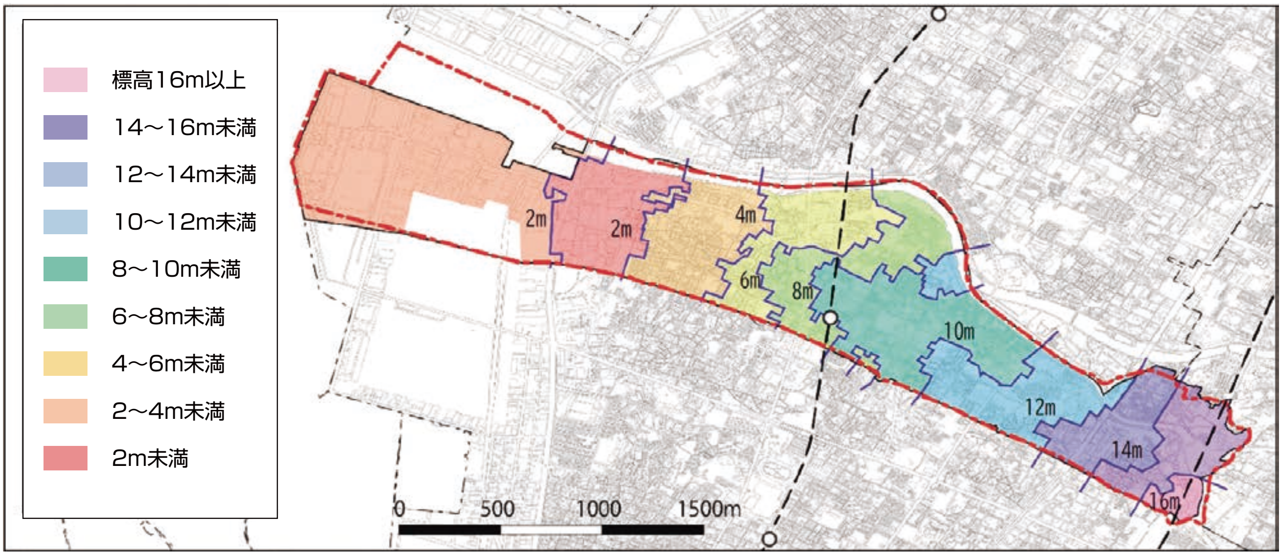

〈本町の交通環境について〉

本町では唯一の公共交通機関として、南海本線の忠岡駅が町の中央部に位置しています。駅周辺では、昭和後期から平成の初めにかけて様々な形の再開発事業について検討が進められていましたが、大規模な再開発事業は当時の社会情勢などから見送られてきました。

しかし、駅前周辺は忠岡町唯一の玄関口であることから町全体の土地利用を考える上でも町の中心拠点としてその重要性が伺えます。また、今回の住民アンケートにおいて「駅周辺のにぎわい」の不満足の割合が最も高い結果となったことからも、時代の変遷に適応した駅前環境のあり方についての再検討が必要と言えます。

また、駅から町全域をつなぐ交通ネットワークについても、これからの町内交通のあり方を長期的に見据えた検討・整備を行うことが重要です。

住まいの地区や駅周辺の環境（満足度）

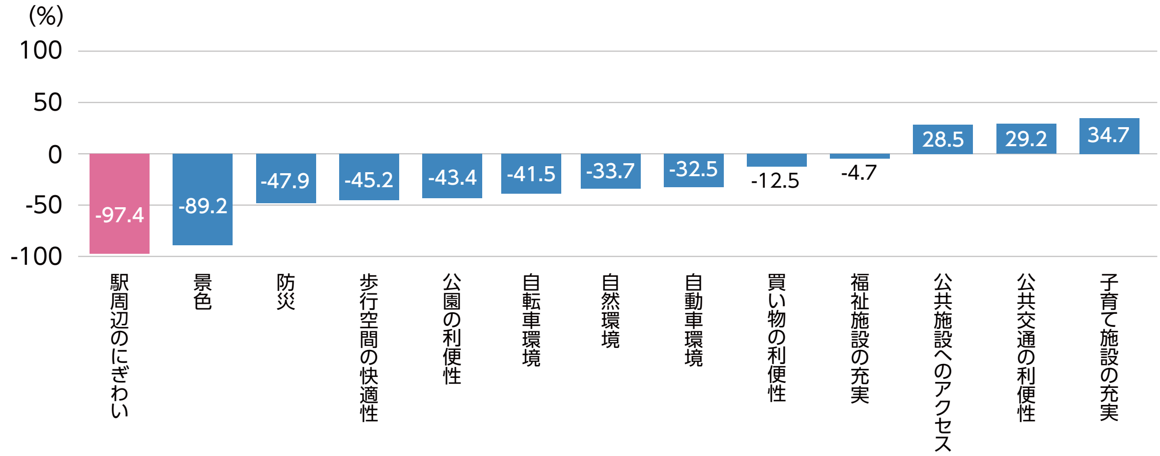

算出方法

住民アンケート調査の回答割合から、以下の計算式により算出

満足度＝「そう思う」×２＋「ややそう思う」―「あまり思わない」―「全く思わない」×２

〈まちづくりと防災について〉

近年では気候変動に伴って日本各地で大規模な災害が発生しています。海や河川に面し東部に上町断層帯が位置する本町においては、これからの土地利用を検討する上でも、災害リスクについて適切な分析を行うことが必要と言えます。

また、今後は公園や緑地などの社会インフラやその他公共施設の更新・新設にあたって、防災的な視点をもって維持・整備手法を検討することが必要です。

4. 施策の体系

基本構想

〈将来像〉

つながる　つどう　人を育む　日本一小さなまち　ただおか

〈基本目標〉	〈基本方針〉	〈基本施策〉
1 子育てがしやすいまち（こども・教育）	学校教育が充実したまちづくり	1 学校教育の充実
		2 学校教育環境の充実
	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
		4 安心して子育てできる環境の充実
		5 青少年の健全育成
2 健康に暮らせるまち（健康・福祉）	誰もが暮らしやすいまちづくり	6 高齢者福祉の充実
		7 障がい者福祉の充実
		8 地域福祉の充実
	健康づくりを推進するまちづくり	9 健康づくりの推進
		10 社会保障の充実
3 生涯活躍できるまち（自治・多様性）	多様な価値観を尊重するまちづくり	11 人権・多文化共生の意識醸成
	愛着がもてるまちづくり	12 地域共助・コミュニティ活動の支援
		13 魅力向上・発信
	生涯にわたって学べるまちづくり	14 生涯学習・生涯スポーツの推進
4 安心して暮らせるまち（安全・安心）	災害に強いまちづくり	15 防災力・減災力の向上
	安全に暮らせるまちづくり	16 生活安全対策の推進
		17 消防防災体制の充実強化
5 便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）	人が集うまちづくり	18 適正な土地利用の推進
	町内移動がしやすいまちづくり	19 交通環境の整備
	快適な都市基盤のまちづくり	20 良好で快適な住環境の形成
		21 公衆衛生の維持
	環境へ配慮したまちづくり	22 環境への配慮
6 誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）	地域振興をめざしたまちづくり	23 産業振興・創業
	働きやすい環境のまちづくり	24 就労支援
7 持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）	限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	25 効率的な行財政運営の推進
		26 公共施設の適正管理
	柔軟な体制をとれているまちづくり	27 人材育成

基本計画

〈 施策展開の方向 〉

(1)「確かな学力」を培う教育の推進	(2)「豊かな人間性」を培う教育の推進
(3) 健やかな心と体づくりの推進	(4)「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
(1) 学校施設・設備の充実	(2) 家庭や地域の教育力の活用
(1) 子どもと親の健康づくりの推進	(2) 地域における子育て支援の推進
(3) 新婚夫婦への支援	
(1) 幼児教育の充実	(2) 保育サービスの充実
(3) 子育て施設の充実	(4) 援助が必要な家庭への支援の充実
(5) 仕事と子育ての両立支援	
(1) 健全育成活動の促進	(2) 放課後等における児童の居場所づくり
(3) 子ども達を犯罪から守る取組の推進	
(1) 高齢者の地域生活支援体制の充実	
(1) 障がいのある人の活躍推進	
(1) 地域福祉活動の推進	(2) 地域福祉活動の担い手の育成
(1) 健康寿命の延伸	(2) 感染症予防の推進
(3) 地域医療の充実	(4) 介護予防対策の推進
(5) 食育の推進	
(1) 国民健康保険制度の適正運用	(2) 介護保険制度の適正運用
(3) 後期高齢者医療制度の適正運用	(4) 国民年金制度の啓発活動
(1) 子どもの権利擁護の推進	(2) 非核平和のまちづくりの推進
(3) 人権の尊重	(4) 男女共同参画の推進
(5) 多文化共生社会の形成	
(1) 地域防災の推進	(2) 地域の防犯対策の充実
(3) コミュニティ活動の支援	(4) 住民、企業参画・協働の推進
(1) 地域の魅力向上	(2) まちの PR
(3) 情報共有の推進	
(1) 生涯学習活動の支援	(2) 生涯学習環境の整備
(1) 危機管理体制の充実	(2) 災害を見据えた都市基盤の整備
(1) 交通安全対策の推進	(2) 消費者意識の向上と相談窓口の充実
(1) 消防体制の充実	(2) 救急体制の充実
(1) 市街地の活性化	(2) 駅周辺のにぎわいづくり
(1) 安全で快適な道路環境の確保	(2) 交通環境の充実
(3) 徒歩や自転車利用の推進	
(1) 安全で快適な住環境の推進	(2) 憩いの空間の形成
(1) 下水道事業の推進	(2) 廃棄物の適正な処理の推進
(3) 環境衛生の推進	
(1) 環境教育の推進・啓発	(2) 低炭素社会実現に向けた取組の推進
(3) ごみの減量化・再資源化の推進	(4) 環境保全の推進
(1) 経営基盤の強化	(2) 商工業の振興
(3) 農業・漁業振興	(4) 創業の推進
(1) 雇用・就労支援の充実	(2) 職住近接支援
(1) 効率的な行財政運営の推進	(2) 安定的な行財政運営の推進
(3) ICT 利活用の推進	(4) 広域行政と民間活力の導入
(1) 施設の計画的な更新・長寿命化の推進	
(1) 町職員の能力開発の推進	

重点プロジェクト
（第2期忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

1. 小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト
2. 小さなまちでの職住近接プロジェクト
3. 小さなまちでの魅力発掘プロジェクト
4. 小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト

5. 施策の大綱

基本目標 ① 子育てがしやすいまち（こども・教育）

全国的に少子化が進行しつつあり、出生数の向上は大きな課題となっています。

少子化の要因には「未婚化・晩婚化の進展」及び「夫婦の出生力の低下」があるとされ、「仕事と子育ての両立」、「結婚・出産に対する価値観の変化」、「子育てに対する負担感の増大」及び「経済的不安定」があげられます。

本町においても、転出の多くが子育て家庭であり、子育て世代に選ばれるまちづくりが求められています。また、本町が小さなまちだからこそ、子どもや家庭と地域の距離感が近く、家庭の状況を把握しやすい規模感であることを活かし、より丁寧に切れ目なく子育て家庭を支える仕組みづくりが重要です。

今期では、目標に対して「学校教育が充実したまちづくり」「切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり」という二つの方針を掲げ、行政をはじめ家庭や地域・学校・事業者が一体となって、安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境の充実を図ります。

学校教育が充実したまちづくり

以下の施策から学校教育が充実したまちづくりを推進します。

施策 1　学校教育の充実

少子高齢化、国際化、情報化などによって社会が大きく変化する中、子どもが社会を生き抜く上で求められる要素は日々変化しつつあり、将来を見据えた教育は重要性を増しています。

初等・中等教育においての一人ひとりの個性や能力に応じたこれからの時代にふさわしい教育を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体づくりをめざします。

施策 2　学校教育環境の充実

子どもが安全で快適に学習に取り組むことができるよう、安全面や機能面の観点から計画的に学校施設を改修、更新し、設備や環境の充実を図る必要があります。

また、学校だけではなく、地域全体が子どもの教育に関心を持ち、学校、家庭、地域が一体となった特色ある学校づくりをめざします。

切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり

以下の施策から切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりを推進します。

施策３　結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実

未婚化、晩婚化、少子化が進展する中、住民が結婚・妊娠・出産に対して前向きに考えることができるような仕組みづくりが重要となっています。したがって、結婚・妊娠・出産に対しての支援や、将来に子育て家庭となりたいと思えるような体制づくりが求められています。

こうした中で、積極的に結婚を考えられるような支援や、妊娠・出産・子育てを健康・生活の面で包括的に支える仕組みづくりに地域全体で取り組み、結婚・妊娠・出産をしたくなるまちをめざします。

施策４　安心して子育てできる環境の充実

家庭にとって子育ての負担は大きく、家庭だけで子どもを育てることは困難になっています。一方で、核家族化や地域の関係性の希薄化によって、子育て世帯を取り巻く環境はますます悪化しています。したがって、改めて子育て家庭を支える仕組みづくりが重要となっています。

保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭に対する支援や援助、仕事と子育ての両立支援に取り組むことで、安心して子育てできる環境の充実をめざします。

施策５　青少年の健全育成

少子化、核家族化、共働き、地域の関係の希薄化、SNS の普及など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中、青少年の抱える課題や関係する犯罪も変化しつつあります。

こうした中で、青少年のいじめ、非行といった課題への対応や、子どもの居場所づくりに取り組むことで、青少年が心身共に健やかに育つまちをめざします。

基本目標 ② 健康に暮らせるまち（健康・福祉）

生活を続ける上で健康であることはとても重要であり、個人だけではなく、地域全体で健康づくりに取り組むことが求められています。また、高齢化社会が進展する中、高齢者の増加に伴う社会保障の需要増加や、福祉の人材不足が懸念されており、介護予防の観点としても健康づくりが求められています。

本町においても、高齢化率は全国とほぼ同水準となっており、要支援・要介護認定者数についても増加傾向となっています。また、本町のあり方として「保健医療体制などが充実し子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち」を望む声が多くあり、健康に暮らせるまちづくりが求められています。本町が小さなまちだからこその距離感と情報共有のしやすさで、困っている人に気づき効率的に支える体制づくりが重要です。

今期では、目標に対して「誰もが暮らしやすいまちづくり」「健康づくりを推進するまちづくり」という二つの方針を掲げ、地域の住民がみんなで支え合う福祉の仕組みづくり、高齢者や障がいのある人に対する福祉の充実や、住民の健康づくりを通じて、誰もが健康に暮らせるまちづくりを推進します。

誰もが暮らしやすいまちづくり

以下の施策から誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策 6　高齢者福祉の充実

高齢化が進展する中、将来的には福祉サービスを維持することが難しくなると想定されており、地域全体で高齢者の生活を支える体制が求められています。

こうした中で、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービスの質の確保、地域全域での高齢者が暮らしやすい環境の整備、施設への移動手段の確保などに努め、高齢者が暮らしやすいまちをめざします。

施策 7　障がい者福祉の充実

住み慣れた地域において、障がいのある人が自分らしく生活を送るために、地域住民の理解を深め、障がい福祉サービスなどの充実に取り組むことが必要です。

今後、障がいのある人の社会参加を推進するさまざまな仕組みづくりや、就労に対する支援などをはじめとした自立に向けた取組を充実させることで、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができるまちをめざします。

施策８　地域福祉の充実

本町における地域福祉[7]のあり方を探る中で、行政だけではなく、住民一人ひとりが福祉の担い手となって地域を支えることが必要とされています。

今後、本町で暮らす人達が、自分達でまちを支えることができるよう、地域福祉活動の推進と活動継続のための取組を行い、住民みんなで支え合う「共助」の地域をめざします。

健康づくりを推進するまちづくり

以下の施策から健康づくりを推進するまちづくりをめざします。

施策９　健康づくりの推進

誰もが健康に暮らし続けるためには、充実した健康への取組や医療体制が必要とされています。

一方、高齢化が進展する中、生きがいや介護予防をはじめとした、住民自らが健康を大切に思い「生涯現役」をめざすための取組は重要性を増しています。

けが・病気の早期発見・早期治療のための保健医療の充実や、病気や介護の予防として健康寿命[8]を延伸する取組の推進、子どもや高齢者をはじめとした健康意識の醸成などに取り組み、誰もが健康に暮らすことができるまちをめざします。

施策10　社会保障の充実

高齢化の進行や医療費給付の増大などによって、将来的には社会保障の維持が難しくなることが想定されています。社会保障はすべての人が健康で安心して生活するための仕組みであり、制度の継続のために適正な運用が求められます。

国民健康保険や高齢者への社会保障といった各種制度の適正運用と、制度自体の啓発に努め、社会保障が充実し、安心して暮らすことができるまちをめざします。

7　**地域福祉**…それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力し、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。
8　**健康寿命**…一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる期間のこと。

基本目標 ③ 生涯活躍できるまち（自治・多様性）

地方創生の観点から、年齢や障がいの有無、住民や町外の人といった区分を超え、「誰もが居場所と役割をもつコミュニティづくり」が重要とされています。

本町においても、誰もが、生きがいや役割をもち、自分らしく生きることができるような「生涯活躍」の仕組みと環境づくりが求められています。また、本町が小さなまちであることによって、どうしても閉塞感が生まれたり、視野が狭くなったりしてしまう可能性があることを念頭に置き、風通しがよく、みんなで支え合う地域づくりが重要です。

今期では、目標に対して「多様な価値観を尊重するまちづくり」「愛着がもてるまちづくり」「生涯にわたって学べるまちづくり」という三つの方針を掲げ、人権・多文化共生に対する意識の醸成を通じて誰もが尊重されるまちの実現と、地域の中で役割をもつことができるような地域共助やコミュニティ活動の支援、生涯学習・生涯スポーツによる生きがいづくりと自己実現の場の充実を図り、誰もが生涯活躍できるまちをめざします。

多様な価値観を尊重するまちづくり

以下の施策から多様な価値観を尊重するまちづくりを推進します。

施策 11 人権・多文化共生の意識醸成

現代社会は、性別や年齢、出身地、国籍、人種、信条、性自認・性的指向[9]などの様々な文化的背景や価値観をもった人達が、共に暮らす多文化共生社会に変化しつつあります。

こうした中で、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止、男女平等のための暴力廃絶や女性の活躍推進、国際的な価値観を育む教育、戦争を起こさない平和への取組などを行うことで、誰もが尊重されるまちをめざします。

---

9 **性自認・性的指向**…「性自認」は自分の性をどのように認識しているかを示す概念。「性的指向」は自分の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念。

愛着がもてるまちづくり

以下の施策から愛着がもてるまちづくりを推進します。

施策 12　地域共助・コミュニティ活動の支援

地域の運営を行政だけで行うのではなく、住民一人ひとりが地域を支える一員としての自覚をもち、地域共助を行うことが求められています。また、行政だけでは対応が困難な防災・防犯といった課題に対して、地域ネットワークを活かした「自助」「共助」による対策も求められています。

今後、地域に住む住民同士の連帯感を高め、住民同士の防災・防犯への取組の支援や、住民参画・協働の推進に取り組むことで、みんなでつくるまちをめざします。

施策 13　魅力向上・発信

住民が主体的にまちの運営に参加するためには、まち自体が愛着をもてる場所であることが必要です。

本町が住民や町外の人にとっても、本町が魅力的なまちとなるように、町や住民や地域が一体となってイベントの運営や魅力づくり、情報発信に取り組むことで、楽しく魅力的なまちをめざします。

生涯にわたって学べるまちづくり

以下の施策から生涯にわたって学べるまちづくりを推進します。

施策 14　生涯学習・生涯スポーツの推進

「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習を指し、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など多岐にわたります。

国においては、社会・経済の変化への対応、心の豊かさや生きがいのための学習需要の向上、学習の成果が適切に評価される社会を築くなどの観点から生涯学習への取組が重要とされています。

本町においても、住民のニーズに沿った生涯学習を提供できるよう多様な機会と場が求められている中、身近な地域の場においても、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習の仕組みの整備、生涯スポーツを通じての健康づくりや体力づくり、それらを通じた自己実現の場の充実に取り組むことで、みんなが生涯活躍できるまちをめざします。

基本目標 ④　安心して暮らせるまち（安全・安心）

近年全国各地で発生する地震や集中豪雨といった大規模な自然災害や、高齢者による交通事故、犯罪の高度化、消費者問題など、日常生活を脅かす様々な問題が発生しており、人々の防災・防犯への関心は高まっています。

本町においても、防災・防犯、交通安全、危機対応への住民の関心は高くなっており、将来のまちの姿についても「交通事故や犯罪、災害のない、安全で安心して暮らせるまち」を望む声があがっています。その上で、本町が小さなまちだからこそ無駄がなく、そして的確な体制づくりが重要です。

今期では、目標に対して「災害に強いまちづくり」「安全に暮らせるまちづくり」という二つの方針を掲げ、交通安全に対する知識の普及・啓発を通じた意識醸成と未然防止、災害に対する平時からの準備と非常時の対応、消防・救急・救命といった住民を危機から守る取組を充実させることで、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

災害に強いまちづくり

以下の施策から災害に強いまちづくりを推進します。

施策 15　防災力・減災力の向上

近年は災害が頻発しており、本町においても 2018（平成 30）年の台風 21 号で甚大な被害を受けました。また、南海トラフ巨大地震などの大災害が予測され、防災・減災対策は重要性を増しています。

こうした中で、過去の反省や将来への懸念を洗い出し、災害時のリスクへの未然の対応や、災害時の対応の検討・充実、災害時の情報共有体制の確立などを行うことで、災害に強いまちをめざします。

安全に暮らせるまちづくり

以下の施策から安全に暮らせるまちづくりを推進します。

施策 16　生活安全対策の推進

安心して暮らしていくためには交通事故や消費者トラブルといった、日常を脅かす危険への対策が求められています。

警察をはじめとする関係機関と協力しながら交通事故や消費者トラブルに対する知識の普及啓発・意識醸成とともに、悪質な商売や特殊詐欺に関して相談できる窓口の設置などを行うことで、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

施策 17　消防防災体制の充実強化

複雑多様化・大規模化する災害、高齢化による救急需要の増加など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、住民の生命及び財産を守るため、消防力の強化、近隣市町村との連携協力体制の構築、また消防団や自主防災組織の活性化を図るとともに、一般住民に対する救急知識の普及啓発や小さなまちを活かした医療体制の充実強化をめざします。

基本目標 ⑤　便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

人々がまちで生活する上で建物や施設・設備・公共サービスといった都市基盤は、重要な役割を担っています。移住・定住施策の観点からも、都市基盤を充実させることが求められており、にぎわいづくりや、良好な住環境などはまちの魅力にも大きく影響します。

本町においても、地域の活性化に対して、空家の利活用と商店の活性化、住民の交流の空間の創出、公共交通の利便性の向上などへの住民の関心が高まっています。

住民アンケート「住まいの地区や駅周辺の環境」において「駅周辺のにぎわい」に関して最も満足度が低いことからも、駅前環境の再検討はまちの重要課題といえます。

今期では、目標に対して「人が集うまちづくり」「町内移動がしやすいまちづくり」「快適な都市基盤のまちづくり」「環境へ配慮したまちづくり」という四つの方針を掲げ、まちのにぎわいづくりによる魅力創出や、交通環境と公衆衛生の充実、良好な住環境による住みやすいまちづくり、環境に配慮し長く住み続けられるまちづくりに取り組むことで、便利で生活しやすいまちをめざします。

人が集うまちづくり

以下の施策から人が集うまちづくりを推進します。

施策 18　適正な土地利用の推進

まちにおいて活気やにぎわいは重要な要素であり、医療や商業といった生活サービス施設の維持や高齢者の移動、移住・定住への観点からも地域の魅力づくりは重要性を増しています。

忠岡駅が町外へのアクセスの手段になっていることや、駅からすぐに幹線道路が通っていることなどを踏まえ、忠岡駅周辺を中心拠点と定めて、駅前空間の快適性を高めることによって、市街地の活性化を図ります。

こうした中で、本町における、空家の利活用、住民がにぎわう憩いの空間の形成への取組を通じて、住民や町外の人にとっても魅力的なまちとなることをめざします。

町内移動がしやすいまちづくり

以下の施策から町内移動がしやすいまちづくりを推進します。

施策 19　交通環境の整備

近年では、高齢者の自動車運転に対する懸念への対応や、環境問題、事故防止の観点から公共交通と道路の整備は重要性を増しています。

こうした中で、交通事故の発生を防ぐ道路環境の確保、環境問題や健康づくりにも寄与する徒歩や自転車利用の推進などの取組を行うことで、安全で快適に移動しやすいまちをめざします。

快適な都市基盤のまちづくり

以下の施策から快適な都市基盤のまちづくりを推進します。

施策 20　良好で快適な住環境の形成

日本一小さな本町においては、その限られた土地の有効活用とともに、住民にとって魅力的な住環境や、住民同士が交流できるような場所の確保が求められています。

こうした中で、既成市街地の安全性と快適性の向上に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい良質な住居の確保、公園・緑地といった憩いの場の整備や町の緑化活動を行うことで快適で住みやすいまちをめざします。

施策 21　公衆衛生の維持

誰もが生活しやすいまちであるためには、公衆衛生が保たれ、安全・安心な水の提供や感染症対策に取り組むことが重要です。

下水道の整備、環境衛生の推進、廃棄物の処理の充実などに取り組むことで、清潔で過ごしやすいまちをめざします。

環境へ配慮したまちづくり

以下の施策から環境へ配慮したまちづくりを推進します。

施策 22　環境への配慮

本町において住民の環境への問題意識は強くなっており、これからもこの地に住み続けるためにも環境へ配慮した取組が求められています。

環境問題の実態に関する教育の推進・啓発、環境にやさしい都市の設計、資源の再利用・有効活用などを通じて、自然にやさしいまちをめざします。

基本目標 ⑥ 誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

少子高齢化による生産年齢人口の減少によって、労働人口が少なくなっています。一方で、労働力の減少が経済の停滞の要因となることで、企業も積極的な雇用を行えず、労働力の減少と就職難が同時に起こりつつあります。また、働き方に対する価値観も徐々に変化することによって、女性の活躍推進、男性の育児参加が注目され、仕事と生活、子育て、介護などの両立を試みるワーク・ライフ・バランスは広く浸透しつつあります。したがって、時代の流れを勘案した、雇用と就業に対する取組が必要です。

本町においても、労働力人口は年々減少傾向にあり、2045 年には現在の 75%ほどになると推計されています。また、店舗や企業自体も減少が想定され、雇用の問題に積極的に取り組むことが求められています。

今期では、目標に対して「地域振興をめざしたまちづくり」「働きやすい環境のまちづくり」という二つの方針を掲げ、既存産業と新規ビジネスによる産業振興と、誰にとっても働きやすい環境の整備に取り組み、誰もが働きたくなるまちをめざします。

地域振興をめざしたまちづくり

以下の施策から地域振興をめざしたまちづくりを推進します。

施策 23 産業振興・創業

地域経済を支える商工業の振興のために、経営基盤の強化、新規ビジネスの創出への取り組みを推進するとともに、農業・漁業振興を通じて後継者の確保、遊休農地の解消を図り、まち全体の産業の活性化をめざします。

働きやすい環境のまちづくり

以下の施策から働きやすい環境のまちづくりを推進します。

施策 24 就労支援

近年、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスが注目されはじめ、個人が働きやすい労働のあり方を模索することが求められています。

また、本町は小さいながらも産業などが充実したまちであり、「町内で暮らし、町内で働く」といった生活も十分に可能です。

こうした中で、働きたい人が安定的に就労・就業できるような支援の充実、様々な価値観や個人のワーク・ライフ・バランスに合わせた働き方の推進、町内での就労を推進する職住近接支援などを実施し、働きたくなる環境が整ったまちをめざします。

基本目標 ⑦ 持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

行政の役割は変化しており、近年では、人口減少や少子高齢化、国際化、情報化による価値観や生活様式の多様化によって、多岐にわたる住民ニーズへの対応とより柔軟で質の高いサービスの提供が求められています。一方で、社会保障関連費用の増大などによって、財政状況の悪化が予測されることもあり、効率的で効果的な行財政運営を模索していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、ICT 技術を利用したオンライン（リモート[10]）、タッチレス[11]、キャッシュレス[12]などの視点での行政サービス運営が求められています。

本町においても、厳しい財政状況が続いており、国や大阪府との役割の明確化、周辺自治体との連携、行政だけではなく住民や団体、事業者などの多様な主体の参画による「自助」「共助」「公助」を推進することが必要です。

また、本町が小さなまちだからこそ、限られた人材と財源でより一層効率のよい行財政運営が求められています。今期では、目標に対して「限られた行政資源を有効活用できているまちづくり」「柔軟な体制をとれるまちづくり」という二つの方針を掲げ、効率的で効果的な財源の運用、計画の推進・見直し、次世代を見据えた様々な資源の有効活用と適正管理や人材育成などに取り組み、持続可能な行財政運営ができているまちをめざします。

限られた行政資源を有効活用できているまちづくり

以下の施策から限られた行政資源を有効活用できているまちづくりを推進します。

施策 25 効率的な行財政運営の推進

限られた財源の中で、計画の推進に向けた評価と見直しを徹底し、他自治体や企業などとの連携をとりながら、ＩＣＴ技術などを活用した効率的で効果的な行財政運営に取り組むことで、住民にわかりやすく透明性の高い行財政運営をめざします。

施策 26 公共施設の適正管理

本町の資源である公共施設において、有効活用と適正管理が求められています。

今後、各施設において計画的な修繕や耐用年数の向上、維持管理費の削減に取り組むことで、公共施設が利用しやすいまちをめざします。

10 **リモート**…オンラインなどを経由し、遠隔地からサービスを受けられる状態のこと。あるいは遠隔地から仕事をすること（リモートワーク）
11 **タッチレス**…非接触型で操作するシステムのこと。接触による感染リスクを抑えるとされている。
12 **キャッシュレス**…クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。電子決済とも。非接触であること、作業の簡略化などによって感染リスクを抑えるとされている。

柔軟な体制をとれているまちづくり

以下の施策から柔軟な体制をとれているまちづくりを推進します。

施策 27　人材育成

少子高齢化、国際化、情報化などによってまちや社会が日々変わりゆく中、町職員に求められる資質も変化しつつあります。

こうした中で、これからの時代を見据えた人材の育成・採用を行い、働きやすい職場環境のもと柔軟な体制がとれるまちをめざします。

基本計画

基本目標 1

子育てがしやすいまち（こども・教育）

学校教育が充実したまちづくり

施策 1　**学校教育の充実**

SDGs 該当分野

3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに

めざす姿

小学校・中学校教育の場において、一人ひとりの個性や能力に応じたこれからの時代にふさわしい教育を行い、確かな学力と豊かな人間性を備え、互いを尊重し合う子ども達が育っています。

現状と課題

少子高齢化、国際化、情報化などによって社会が大きく変化する中、子どもが社会を生き抜く上で求められる要素は日々変化しつつあり、将来を見据えた教育は重要性を増しています。

2019（令和元）年に提言された「新しい時代の初等中等教育の在り方について」においては、義務教育課程での Society5.0 時代の到来を見据えた教育の重要性が言及されており、次世代の教育として ICT 技術への知識、読解力、思考力、表現力、情報処理能力、対話や協働を通じて答えを生み出す力などが必要とされています。近年はいじめや児童虐待相談対応件数の増加などの問題、障がいや不登校、外国人であることなど特別な配慮を要する児童・生徒の増加といった点を勘案した、誰一人置き去りにしない教育の実現が求められています。

こうした中で、学校において、これからの時代や社会に求められる教育を模索しつつ教育活動を展開し、基礎的・基本的な内容の確実な定着や個性を生かす教育の充実、豊かな心の育成を図ることが重要です。

■課題に対して自発的に取り組んでいるか

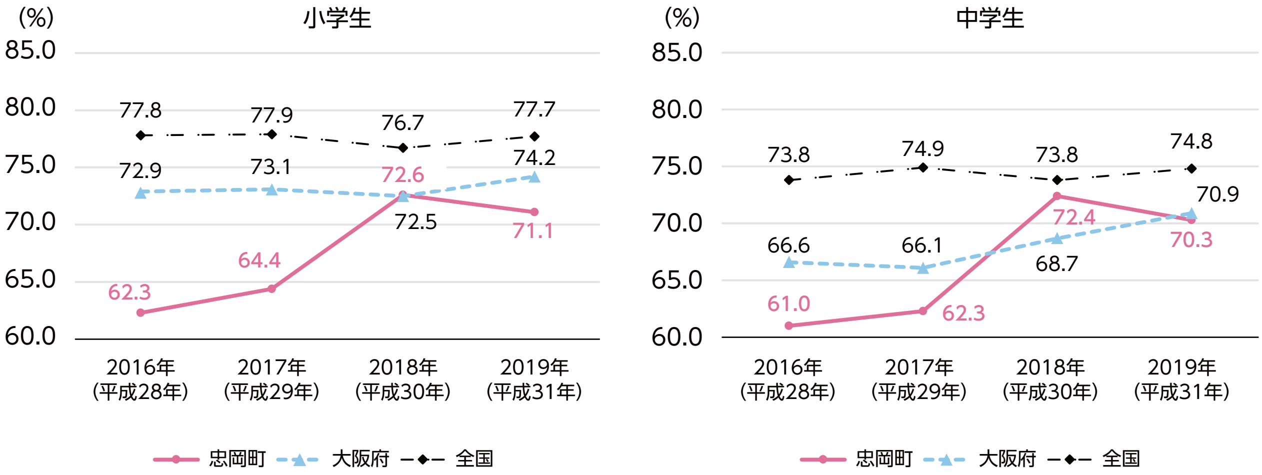

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」各年４月

基本計画
1
2
3
4
5
6
7

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
課題に対して自発的に取り組んでいるか（小学生）	71.1%	75.0%
課題に対して自発的に取り組んでいるか（中学生）	70.3%	75.0%
図書館での年間書籍貸出数（7-12 歳）	7,012 冊	7,500 冊
図書館での年間書籍貸出数（13-15 歳）	824 冊	1,000 冊
年間英検合格者数	95 人	100 人

施策展開の方向

1 「確かな学力」を培う教育の推進

- 児童・生徒一人ひとりが、自ら楽しみながら学ぶことができるように教育の充実を図ります。
- これからの時代に必要とされる思考力や表現力といった力を育む教育を模索し、教育の質の向上をめざします。
- 国際化、情報化といった社会の変化によって、教育もまた見直す必要があり、様々な課題に直面したときに対応できる能力が重要性を増しています。従来の基礎学力の向上に加え、ICT 技術の習得、英語や国際的な価値観を身に着ける教育などを幅広く推進します。
- 教員が不断に「授業研究」に取り組み、児童・生徒、教職員、保護者などが参画して、多様な観点から授業を検証し、学校としてよりよい教育の実現に努めます。
- 児童・生徒の実態や指導に応じて、個別指導や習熟度別指導など、様々な体制の工夫・改善を行い、児童・生徒へのきめ細やかな指導支援に努めます。

2 「豊かな人間性」を培う教育の推進

- 学力の向上だけでなく、児童・生徒の豊かな人間性を育むことが、学校の重要な役割であると認識し、「豊かな人間性」を培う教育を推進します。
- 人権尊重の精神と規範意識を育み、子どもが豊かな人間関係をつくれるように、日々の指導の徹底を図るとともに、道徳教育を進めます。
- 児童・生徒一人ひとりの進路を支援し、望ましい勤労観・職業観を育むことで、子どもが自立して生活するための基礎を培います。
- 選挙権を有する年齢が 18 歳以上に改正されたことを踏まえ、社会と自分との関係についてや自分なりの考えをもつことについて学び、早期から主権者としての意識を育むよう努めます。

3　健やかな心と体づくりの推進

● 子どもが健康的に暮らすために、校医やスクールカウンセラー[13]、スクールサポーター[14]と連携をとりながら、けが・病気への対応やメンタルケアを充実させることで、心身の健康の保持・増進をめざします。
● 健康的な身体づくりをめざし、生活習慣の指導、体育活動の充実、食生活に関する指導や学校給食を通じた食育などを実施します。また、これらに対し、家庭の理解を深めるための啓発活動を行います。

4　「ともに学び、ともに育つ」教育[15]の推進

● 特定分野に特異な才能をもつ人や、障がいのある人を含む、全ての児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細やかな指導に努めます。また、障がいに対する正しい理解と認識を深め、全ての児童・生徒がともに学び、ともに生きる人間関係の育成に努めます。
● 教職員への研修や支援員、巡回相談員の活用などを行い、多様な障がいに対応できる教育環境の整備を進めます。また、町内の支援の必要な子どもに対する情報共有や相談の場を設立し、多面的な支援を図ります。
● 学校に行きたくても行けない子どもの居場所づくりとして、忠岡町適応指導教室を開設し、自立や集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。

関係する町の計画

- 忠岡町教育大綱
- 忠岡町教育基本方針
- 忠岡町子ども・子育て応援プラン
- 忠岡町子ども読書活動推進計画
- 忠岡町障がい者計画
- 忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

13　**スクールカウンセラー**…いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家のこと。
14　**スクールサポーター**…子どもをいじめや非行、犯罪被害から守るため、退職した教員や警察官をスクールサポーターとして学校に派遣する制度。
15　**「ともに学び、ともに育つ」教育**…大阪府の推進する、障がいのある子どもや外国にルーツのある子ども、様々な立場にある子どもたちを含めた全ての子ども達が、お互いを認め合い、支え、高めあうことをめざした教育。

施策２　学校教育環境の充実

SDGs 該当分野

4 質の高い教育をみんなに

めざす姿

本町の住民が教育に関心をもち、学校教育環境の充実、学校・家庭・地域の連携の強化によって、これからの時代を生き抜く教育を実現し、地域全体の教育力で子ども達が育っています。

現状と課題

子どもが安全で快適に学習に取り組むことができるよう、安全面や機能面の観点から計画的に学校施設を改修、更新し、設備や環境の充実を図る必要があります。

また、子どもへの教育は学校だけで完結するものではなく、地域住民や企業、ＮＰＯなど様々な専門知識・能力をもった地域人材が関わることが求められています。

地域と学校が連携・協働を進めていくためには、次世代を担っていく子どもに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働して子どもの教育に取り組むことが必要です。また、地域と学校が一体となった特色ある学校づくりを進めるにあたって、推進体制の構築をはじめ、積極的な取組が求められます。

今後、これからの学校教育に適した環境、機能の充実を図るとともに、学校と家庭や地域が一体となって教育に取り組み、地域全体の教育力で特色ある学校づくりを推進します。

■小中学校施設におけるトイレの洋式化と空調（冷房）設置率及び教育用パソコン台数

洋便器率の推移　（%）

	2016 年	2020 年
忠岡町	49.2	52.0
府平均	36.8	48.9

空調施設の設置率　（%）

	教室	特別教室	体育館
忠岡町	100.0	100.0	0.0
府平均	99.9	65.6	7.5

教育用パソコン１台当たりの児童生徒数　（人 / 台）

	高石市	堺市	泉大津市	泉佐野市	阪南市	忠岡町	泉南市
教育用パソコン１台当たりの児童生徒数	3.6	4.8	5.4	5.8	5.9	6.4	6.4

	岬町	貝塚市	岸和田市	田尻町	和泉市	熊取町
教育用パソコン１台当たりの児童生徒数	6.9	7.4	8.6	9.9	13.0	13.3

出典：文部科学省「公立小中学校施設のトイレの状況」 2016（平成 28）年４月及び、2020（令和２）年１月
「公立小中学校の空調（冷房）設備設置状況」 2020（令和２）年９月
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 2019（平成 31）年３月

成果指標

成果指標	現状値 （2020 年）	数値目標 （2030 年）
小中学校での洋便器率	52.0%	70.0%
統合型校務支援システム[16]整備率	0%	100%

施策展開の方向

1 学校施設・設備の充実

- 小中学校でのパソコンなどの教育用 ICT 環境の整備をはじめとし、必要に応じた施設の改修や整備、設備の充実を図り、学校施設の安全性や利便性の向上、これからの時代に求められる教育の実現に努めます。
- 引き続き空調設備の導入やトイレの洋式化など、教育環境の整備を推進します。

2 家庭や地域の教育力の活用

- 少子化や核家族化の進行によって、地域の連帯感は徐々に弱くなっています。こうした中で、小さなまちの連帯感を活かし、地域の教育力の向上と活用をめざします。
- 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域住民の子育てへの関心を醸成することで、子どもを見守り・健全に育てる環境を整え、教育や子育てに関する課題に対して地域一体で取り組みます。
- 家庭における子どもとの接し方について保護者に再認識してもらうとともに、保護者の子どもについての不安や悩みなどを解決するため、家庭教育や子育てに関わる学習機会を設け、情報提供、相談体制の確立を行います。
- 子ども自身が地域との関わりをもち、また、学校施設を地域住民に開放するなど、開かれた学校づくりを進めます。

関係する町の計画

●忠岡町教育大綱
●忠岡町教育基本方針
●忠岡町子ども・子育て応援プラン
●忠岡町教育施設長寿命化計画

16　**統合型校務支援システム**…教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合して管理するためのシステム。

切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり

SDGs 該当分野

施策 3　結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実

めざす姿

結婚を予定しているカップルや、妊娠・出産を控える家庭を地域全体の力によって包括的に支え、安全・安心に生活を送ることができる環境が整っています。結婚・妊娠を希望されるカップルにとって魅力的なまちとなり、子どもが徐々に多くなっています。

現状と課題

未婚化、晩婚化、少子化が進展し、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなる中、妊産婦の方などが抱える妊娠、出産及び子育てにかかる不安や負担が増えています。

これらの負担を軽減し、結婚・妊娠・出産に対して前向きに考えることができるような仕組みづくりが求められており、結婚から子育てにおける段階や状況に応じた切れ目のない支援が必要です。

子育て中の家庭はそれぞれが悩みや課題を抱え、それぞれに必要とする支援が異なるため、家庭の事情に寄り添った包括的な相談支援とサービスの提供が求められています。また、子どもや保護者が地域の中で孤立しないよう、様々な交流や体験活動を通じての仲間づくりや相談体制の整備が求められています。

こうした中で、本町では子育て家庭や新婚夫婦を地域全体で見守り、積極的に結婚を考えられるような支援や、妊娠・出産・子育てを健康・生活の面で包括的に支える仕組みづくりに取り組み、結婚・妊娠・出産をしたくなるまちをめざします。

■婚姻数の推移

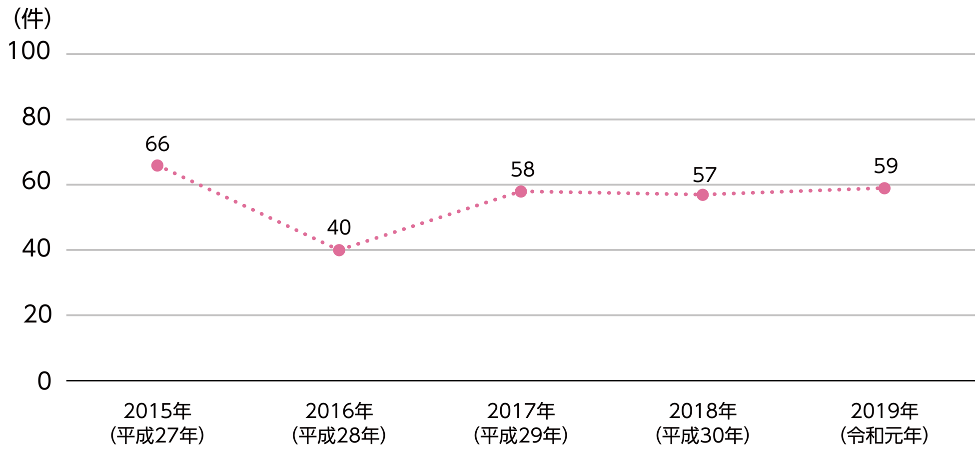

出典：忠岡町「事務報告書」各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
婚姻数	59 件	70 件
出生数	101 人	130 人
子育てに関する各種教室参加者数（延人数）	823 人	1,000 人
乳児健診受診率	91.0%	100.0%

施策展開の方向

1　子どもと親の健康づくりの推進

- 泉大津市医師会・高石忠岡地区歯科医師会などと連携を図りながら、妊娠・乳幼児に対する健康診断や各種教室、健康相談などの支援体制を充実し、疾病・障がいの早期発見に努め、安心して産み育てることができる母子保健の取組を進めます。
- 予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- 成長に合わせて、食育、命の大切さや性教育といった内容について、子どもと保護者への教育・意識啓発を推進します。
- 障がいのある子どもの成長に応じて、一貫して療育支援や相談、医療が行えるよう、関係機関と連携して、生涯を通じたサービスの提供に努めます。
- 出産後に安心して育児に取り組むことができるよう支援を充実していきます。

2　地域における子育て支援の推進

- 保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域で孤立することのないように、子育て支援センターや地域全体での子育て家庭の見守り体制をつくります。また、身近な事柄から専門的な相談まで、幅広い子育て関連の相談体制の拡充を図ります。
- 子ども同士、親同士の交流の促進や、保護者の学習機会や仲間づくりの機会の充実に努めます。
- 地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、子育て支援センターなど、地域に開かれた子育て支援の場として活用を図ります。
- 子育て家庭と近隣住民の交流を推進し、子育て家庭が地域から孤立しないよう努めます。
- 子育て家庭が家庭の役割を理解し、子育てについての知識などを深められるよう、子育て親サロンを通じての啓発・学習機会の提供と、相談体制の充実に努めます。

3　新婚夫婦への支援

- 本町の出生率の向上を目標とし、特に新婚夫婦への支援を充実させることで、まちを挙げての結婚を応援する環境づくりに努めます。
- 新婚夫婦に対して、転入や住居にかかる費用の支援、町内での各種優待などの検討を行い、結婚に対する経済的負担の軽減を図ります。

関係する町の計画

- ●忠岡町教育大綱
- ●忠岡町子ども・子育て応援プラン
- ●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ●忠岡町障がい者計画
- ●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

施策４　安心して子育てできる環境の充実

SDGs 該当分野

めざす姿

子育て家庭を、子育て支援センターをはじめとした地域全体の力で支えることで負担を減らし、子育て家庭が自立して生活できるまちになっています。

現状と課題

家庭のあり方や社会の状況変化によって、家庭にとって子育ての負担は以前よりも大きくなっており、改めて、子育て家庭を支える仕組みづくりが重要となっています。

また、少子化の背景には、子育てと仕事の両立の難しさ、育児の心理的・肉体的負担の増大、子育てコストの増大などが挙げられており、子どもを持ちたいが持てない人も多くいるといわれています。

したがって、安心して子育てできる環境の実現は、現在子育てをする家庭の支援だけにとどまらず、将来的な出生率の向上に寄与することも十分に考えられます。

家庭が安心して子育てをするためには、安全で安心な子育てサービスや、保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭に対する支援や援助が求められており、幼稚園・保育所・こども園・子育て支援センターをはじめとして、地域全体の課題として取り組む必要があります。

本町では子育て家庭を地域全体で支える体制づくりや、保育サービスの充実、子育て家庭の負担・子育てコストの軽減に取り組み、子育て家庭の孤立化を防ぎ安心して子育てできるまちをめざします。

■待機児童（各年４月１日）

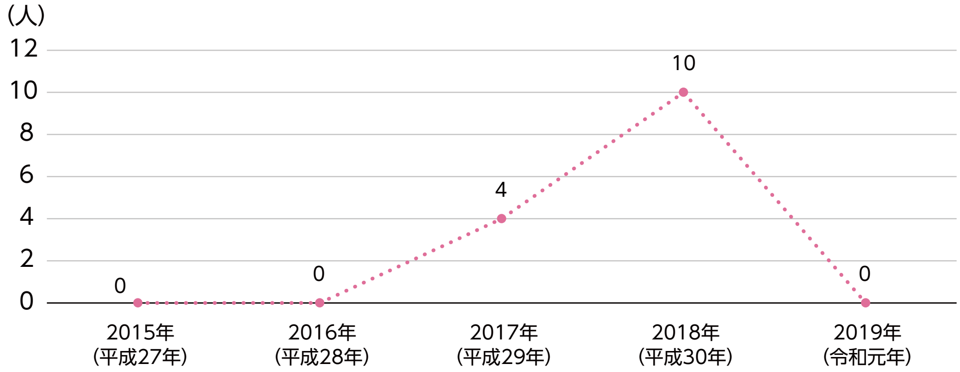

出典：忠岡町「事務報告書」各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
待機児童	0 人	0 人
30-34 歳女性の就業率	65.6%	70.0%
35-39 歳女性の就業率	61.8%	70.0%
子育て支援センターでの各種講座への参加者数 （保護者、子ども）	4,109 人	5,000 人

施策展開の方向

1 幼児教育の充実

- 幼児教育は、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。幼児教育課程において子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行います。
- 幼稚園、保育所とこども園、小学校や地域との交流と連携を強化し、地域に開かれた幼児教育の場として活用を図ります。
- 幼稚園、保育所とこども園での、子育てや養育に関する相談活動を充実します。また、研修などを通じて、保護者からの子育て相談に対応する教員の専門性を高めます。

2 保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応するため、民間こども園と協力し、延長保育、障がい児保育、一時預かりの実施を推進します。医療機関との連携を図り、病児・病後児保育の充実を図っていきます。
- 待機児童、ゼロを継続します。
- 保育内容の充実を図るため、研修などを通じて職員の資質向上に取り組みます。

3 子育て施設の充実

- 東忠岡幼稚園、東忠岡保育所の老朽化を受け、施設・設備の拡充と、子育て支援センターなどの機能を兼ね備えた利便性の高い施設として、（仮称）東忠岡地区認定こども園を整備します。

4　援助が必要な家庭への支援の充実

- 安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費を助成します。
- ひとり親家庭、外国人家庭、心身に障がいのある子どもを養育する家庭などについては、相談支援や情報提供、経済的支援など、特に必要と認められるサービスの提供に努めます。
- 貧困家庭に育った子どもが貧困から抜け出せなくなる「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、経済的な理由による就学困難の解消、医療費の助成などを行い、将来的な貧困の可能性を未然に防ぎます。

5　仕事と子育ての両立支援

- 子育て家庭にとっての大きな課題である、仕事と子育ての両立を支援することで、子育て家庭の負担軽減に努めます。
- 保育事業の充実、延長保育や一時預かりの実施、放課後の子どもを対象とした居場所づくりなどを拡充し、保護者が就労できる環境の充実を図ります。
- 出産や育児による休業や、子どもの成長に伴う就労ニーズの変化などに対して、情報提供や相談支援を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町教育大綱
●忠岡町子ども・子育て応援プラン
●忠岡町子ども読書活動推進計画
●（仮称）東忠岡地区認定こども園整備基本計画

施策 5　青少年の健全育成

SDGs 該当分野

めざす姿

全ての子どもが犯罪に巻き込まれることなく、自らの居場所をもち、遊びや生活を通じて健全に育っています。

現状と課題

少子化、核家族化、共働き、地域の関係の希薄化、SNS の普及など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中、青少年を健全に育成するためには多くの課題があります。

したがって、子どもが犯罪に巻き込まれないような健全育成活動の推進や、子どもの居場所づくりを通した子どもの孤立防止と犯罪抑止に取り組む必要があります。

また、近年は子ども達がスマートフォンやＳＮＳを介したトラブル、性被害などに巻き込まれることが増えており、こうした新たな危険からも、子ども達自身が自分の身を守ることができるような意識の啓発が求められています。

こうした中で、本町は各関係機関と連携し地域全体で青少年のいじめ、不登校、非行といった課題への対応や、放課後の居場所づくり、子ども達自身が身を守るための意識啓発に取り組むことで、青少年が心身健やかに育つまちをめざします。

■自分には、よいところがあると思うか

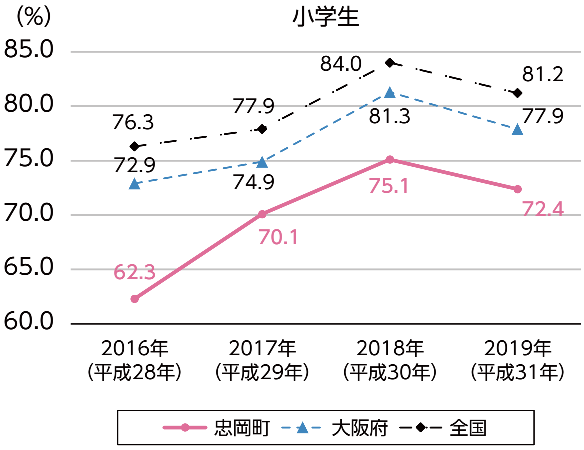

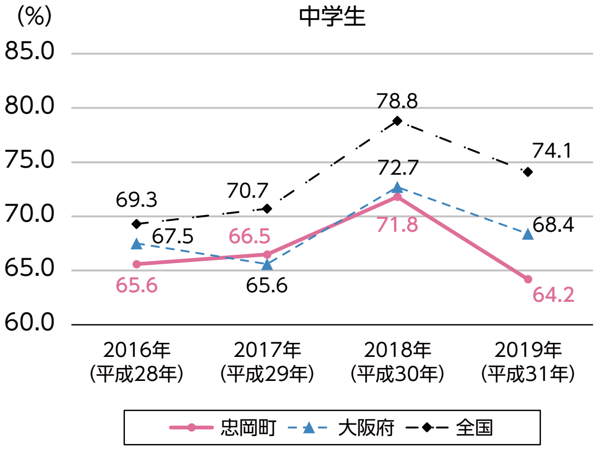

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」各年４月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
児童館使用者数	26,711 人	27,000 人
自分には、よいところがあると思うか（小学生）	72.4%	75.0%
自分には、よいところがあると思うか（中学生）	64.2%	70.0%
見守り隊等延参加者数	1,344 人	1,400 人

施策展開の方向

1　健全育成活動の促進

● 青少年の健全な成長のため、有害環境の排除、見守り体制の充実、非行の防止、青少年と保護者に対する相談体制の充実を図ります。
● いじめ、非行、その他の様々な課題などを有する青少年と保護者を、地域全体で支援するため関係機関によるネットワークづくりを進めていきます。
● 各種青少年育成団体（青少年指導員協議会、すこやかネット、少年団育成者協議会など）の活動支援を行うとともに、資質向上のための支援体制を整備します。

2　放課後等における児童の居場所づくり

● 保護者が労働などのため昼間は家庭不在となる、小学校就学児童が安心して活動できる場を提供するとともに、次世代を担う子どもの健全育成を支援します。
● 地域ボランティアの方々の参画を得て、子どもが「学び、体験し、交流し、遊び、相談する」ことができる「生活の場」を確保します。

3　子ども達を犯罪から守る取組の推進

● 子ども達を犯罪から守るため、防犯委員会、警察、関係団体、学校、地域と協力し、校門・通学路での見守り活動や防犯パトロールなどを一層充実させ、地域の犯罪抑止機能を高めていきます。
● 子ども達が自分の身を自分で守ることができるよう、子どもや家庭に対して意識啓発や相談体制の拡充を推進します。

関係する町の計画

●忠岡町教育大綱
●忠岡町教育基本方針
●忠岡町子ども・子育て応援プラン
●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町子ども読書活動推進計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

基本目標２　健康に暮らせるまち（健康・福祉）

誰もが暮らしやすいまちづくり

SDGs 該当分野

3 すべての人に健康と福祉を　8 働きがいも経済成長も　10 人や国の不平等をなくそう

施策６　高齢者福祉の充実

めざす姿

介護サービスや地域全体での見守りの体制が整い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

現状と課題

高齢化が進展する中、質の高い保健・医療・福祉サービスの確保、将来にわたっての安定した介護保険制度の確立が重要性を増す一方で、行政だけで福祉サービスを維持することが難しくなると予想されています。

厚生労働省においては 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム[17]）の構築を推進しており、高齢者福祉の担い手として地域の力を有効活用することが求められています。

こうした中で、本町では近隣住民や関係団体、事業者などとの連携のもと、困っている人に気づくことができる環境づくり、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービスの質の確保、地域全域での高齢者が暮らしやすい環境の整備、施設への移動手段の確保などに努め、高齢者が暮らしやすいまちをめざします。

■要支援・要介護認定割合の推移

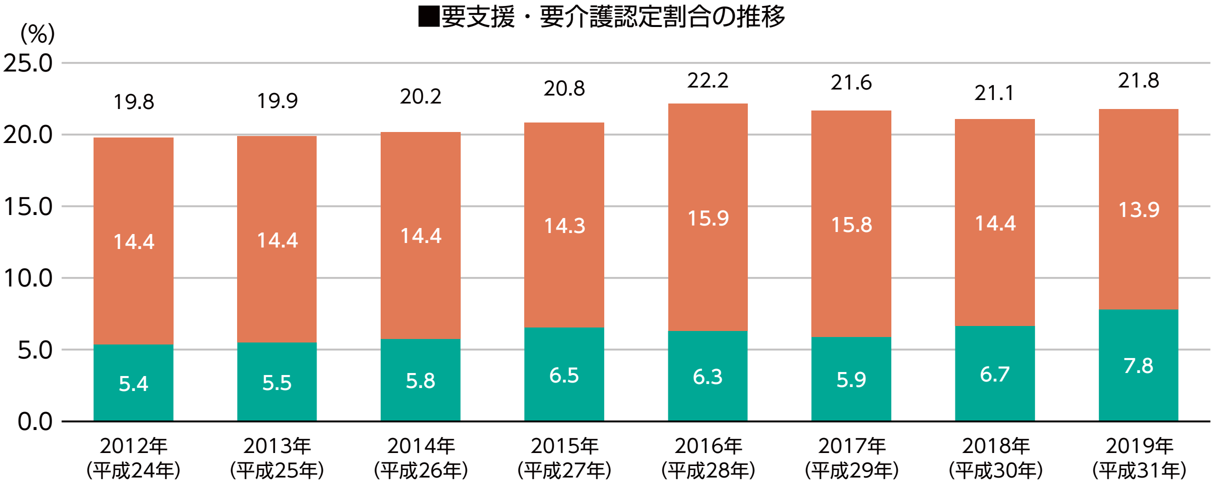

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

17　**地域包括ケアシステム**…高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを実現する、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合	21.8%	21.8%
介護予防のための教室利用者数	754 人	1,000 人
総合福祉センター及び 東忠岡老人いこいの家利用者数	16,290 人	20,000 人
福祉バス　利用者数	12,183 人	13,500 人

施策展開の方向

1　高齢者の地域生活支援体制の充実

- 地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を図り、あらゆる相談に包括的に対応できる総合的な相談・支援体制と、地域で高齢者を見守り支え合うネットワークの整備に努めます。
- 悪質な訪問販売や振り込め詐欺などから高齢者を守るため、被害防止に関する情報の提供、啓発活動を推進し、地域における見守り・協力体制を整備します。
- 介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、様々なニーズに対応したサービスの提供を図ります。また、介護サービス相談員の派遣やサービス提供事業者の指導・監督など、介護サービスの質の確保・向上を図ります。
- 高齢者や障がいのある人が気軽に総合福祉センターなどを利用できるようにするとともに、積極的な社会参加を支援するために、福祉バスを引き続き運行します。
- 定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」をシルバー人材センターが提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上・活性化を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

SDGs 該当分野

施策７　障がい者福祉の充実

めざす姿

障がいのある人が、自己実現の機会をもち、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができます。

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の一員として、自分らしく生きることができるような福祉のあり方が必要とされています。

その上で、障がいのある人の自立した生活の支援や、障がいのある人に対する虐待や差別の解消、自己実現の機会の充実を図り、障がいのある人と地域や住民との積極的な連携が求められています。

本町では社会参加を推進するさまざまな仕組みづくりや、就労に対する支援などをはじめとした自立に向けた取組を充実させることで、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができるまちをめざします。

■障がい者社会参加促進事業 参加者の推移

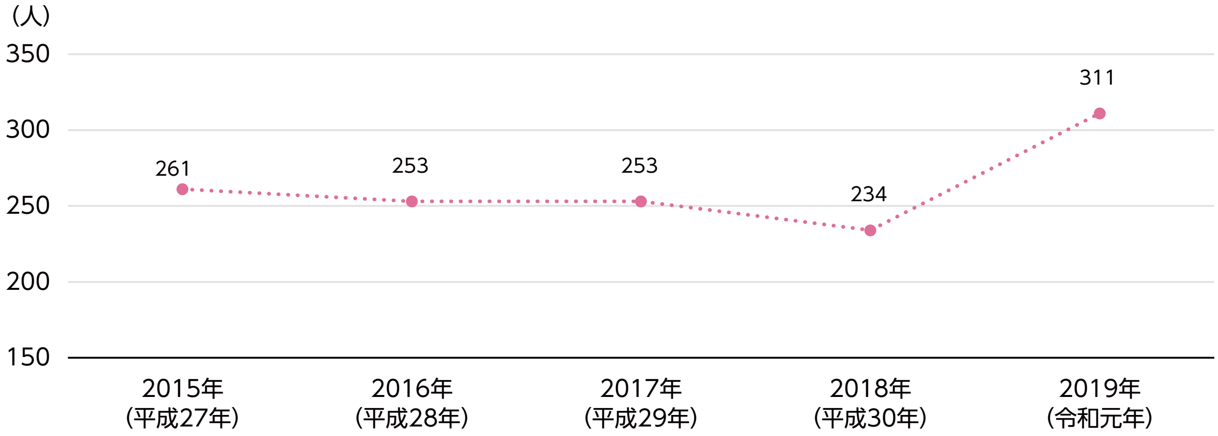

出典：忠岡町 地域福祉課調べ 各年４月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
障がい者社会参加促進事業 延参加者	311 人	340 人
相談支援事業対応件数	2,121 件	2,340 件

施策展開の方向

1　障がいのある人の活躍推進

- 障がいのある人が自分らしく生活するために、自立した生活の支援や、虐待や差別の解消、自己実現の機会の充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で孤立せず自立して生活し続けるために、必要な情報と生活ニーズに応じたサービスの提供、相談体制の充実に努めます。
- 泉州北障がい者就業・生活支援センターやハローワーク泉大津と連携し、事業主などに対して、障がいのある人への理解と雇用拡大、法律や制度の周知を行い、障がいのある人の就労拡大、職場定着に努めます。
- 誰もが一緒に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や文化活動、各種イベントを開催し、障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町障がい者計画
●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画
●忠岡町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

施策８　地域福祉の充実

SDGs 該当分野

めざす姿

　本町の住民同士がお互いに支え合い、地域の課題を住民の「共助」の力で解決する地域共生社会が実現しています。

現状と課題

　本町における地域福祉のあり方を探る中で、行政だけでなく、住民一人ひとりが福祉の担い手となって地域を支えることが必要となっています。

　高齢者福祉や障がい者福祉といった公的な福祉サービスは分野ごとに発展していますが、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは難しく、また、適切なサービスの展開ができないといった現状があります。

　また、地域社会や住民意識の変化が進む一方で、全国的に地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズは高まっており、住民が主体的に福祉に参加することで、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができ、それがより豊かな生活につながると考えられます。

　本町では核家族化や少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄になっていることを踏まえた上で、小さなまちのメリットである連帯感を活かし、自分たちでまちを支えることができるよう地域福祉活動の推進と活動継続のための取組を行い、住民が相互に「共助」の力で支え合う地域共生社会の実現をめざします。

■コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業　相談対応件数

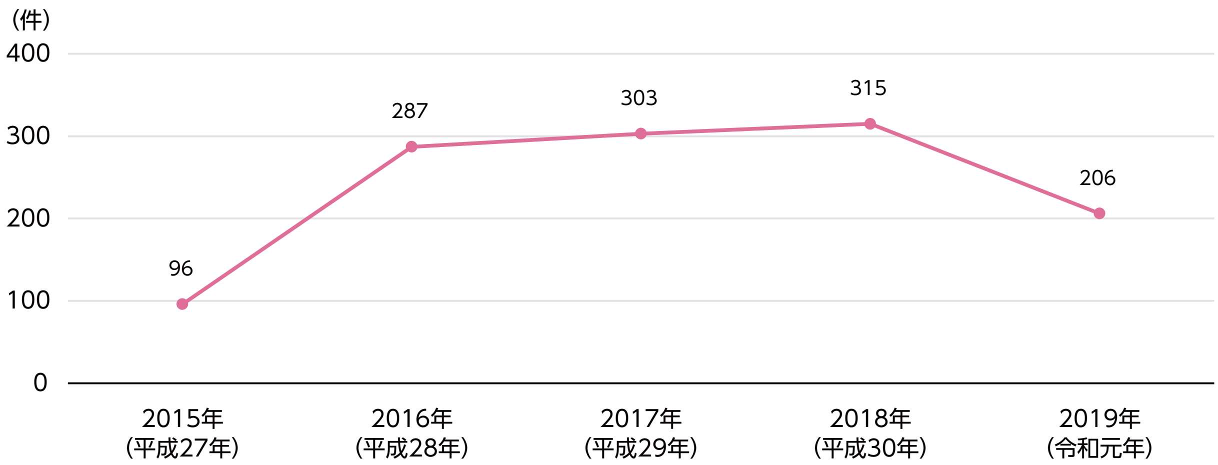

出典：忠岡町　地域福祉課調べ　各年４月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業 相談対応件数	206 件	306 件

施策展開の方向

1　地域福祉活動の推進

- 全ての住民を地域福祉活動の中心と考え、行政、社会福祉団体、ボランティア、NPO、自治会などの連携体制を再構築することによって、地域福祉のネットワークを形成します。
- 地域福祉活動の核となる小地域ネットワーク活動を推進するため、地区福祉委員を中心に、民生委員・児童委員や地域の専門機関・団体・自治会などと連携し、住民が参加しやすい活動にするためのコミュニティづくりを行います。
- 高齢者を「まちづくりの重要な担い手の一人」と位置づけ、活動する場や情報の提供、指導者の育成を行い、高齢者によるまちづくりや地域活動、ボランティア活動を促進します。
- コミュニティソーシャルワーカー[18]や民生委員・児童委員が、個人や家族の課題を解決するため、住民への情報提供と、住民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- 高齢者や障がいのある人のいる家庭、生活困窮世帯などに対して、地域で相談・支援、見守りを行い、誰も取り残されない体制づくりを図ります。

2　地域福祉活動の担い手の育成

- 地域福祉活動が重要性を増す一方、地域福祉の担い手は減少傾向にあり、担い手となる人材の確保と質の向上を図ります。
- 住民一人ひとりの福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーション[19]の普及やボランティア活動に関する情報提供を行います。
- 福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、社会福祉協議会などと連携しながら、ボランティア研修などの研修機会の充実、ボランティアコーディネーターの育成を進め、人材の育成を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

18　**コミュニティソーシャルワーカー**…地域のすべての人が安全で安心して暮らし続けられるよう高齢者、地域の障がいのある人などを支援する福祉の総合相談員。
19　**ノーマライゼーション**…障がいのある人等の社会的な制限を受ける方が、普通の生活を送ることができ、他の人々と同等の権利を享受できるようにするべきだという考え方。

健康づくりを推進するまちづくり

施策 9　**健康づくりの推進**

SDGs 該当分野

めざす姿

住民が日々の健康づくりや介護予防を通じて、それぞれのライフステージにおいて、誰もがいきいきと、健康に暮らし続けています。

現状と課題

誰もが健康に暮らし続けるためには、健康的な生活習慣や疾病予防について正しい知識をもち、日々の生活の中で実践することと、定期的な健康管理が必要とされています。

また、高齢化が進展する中、生きがいや介護予防、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施などをはじめとした「生涯現役」に対する取組は重要性を増しており、住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、まち全体での健康づくりが求められています。

運動や食事をはじめとした生活習慣は、健康に大きく関係し、子どもから高齢者まで、誰もが健康でいられるよう、正しい知識の普及や意識啓発を充実させ、住民が自身の健康を大切に思い、自ら行動できるよう支援するための環境づくりを図ります。

本町では健康づくりについて住民がお互いに意識を高め合う環境をつくり、各種施設の活用や講座の実施、地域ぐるみで健康増進に取り組むコミュニティを創生します。病気や介護が必要となった場合も、安心して暮らせるよう医療や相談体制を整備し、誰もが健康的に暮らすことができるまちをめざします。

■特定健診受診率および各種がん健診受診率

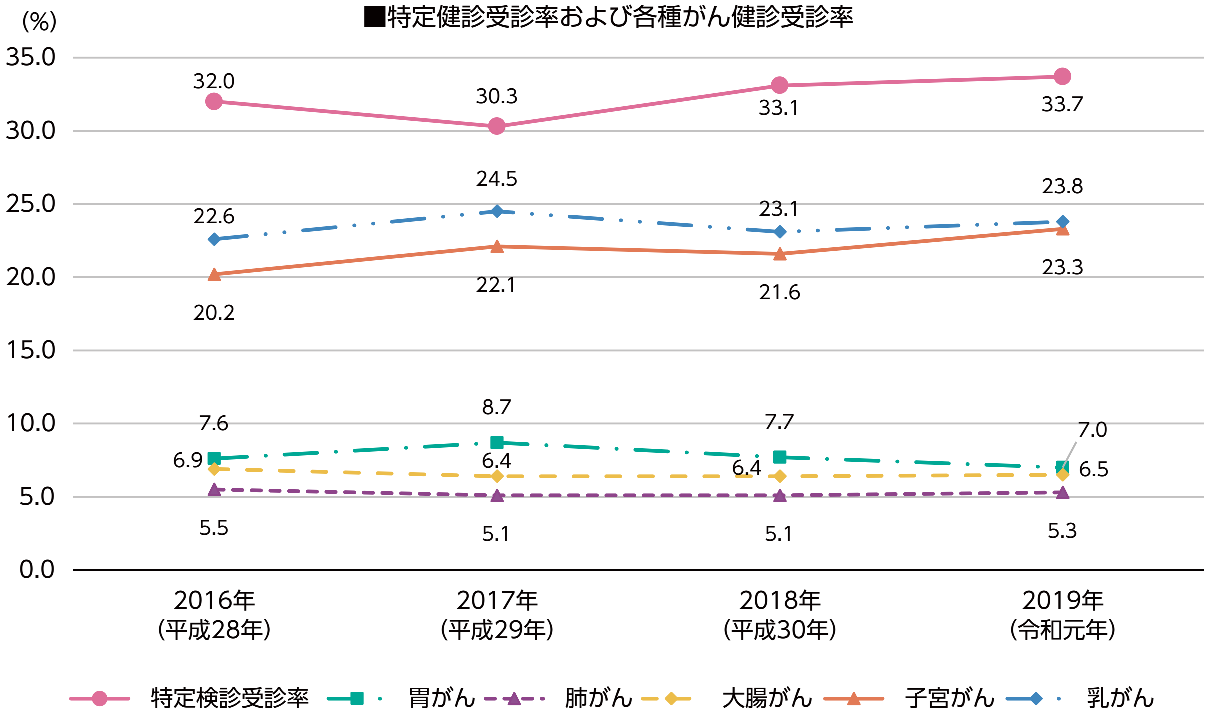

出典：忠岡町調べ 各年

基本計画
1
2
3
4
5
6
7

成果指標

成果指標		現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
特定健診受診率		33.7%	50.0%
各種がん検診受診率	胃がん	7.0%	30.0%
	肺がん	5.3%	30.0%
	大腸がん	6.5%	30.0%
	子宮がん	23.3%	30.0%
	乳がん	23.8%	30.0%
健康教室等参加人数		470 人	1,000 人

施策展開の方向

1 健康寿命の延伸

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、心身共に健康であることが重要となります。また、住民の健康寿命の延伸を促進することで、介護予防、社会保障費や医療費の削減につながります。
- 住民一人ひとりの健康意識を高め、「自分の健康は自分で守る」という住民の主体的な健康づくり、住民同士の活動を促進します。また、ライフステージに応じた健康診断や検診、保健事業を実施し、住民の積極的な参加を推進します。
- 各種健康増進クラブや講座などをはじめとした正しい知識の普及、健康教育の実施、相談体制の充実に努めます。また、近年増加傾向にある精神疾患や受診率の低いがん検診においても、正しい知識の普及啓発や早期発見、早期対応に努め、症状の重症化を防ぎ、健康づくりを推進します。
- スポーツセンターや文化会館といった各種施設を活用し、運動の機会提供を図ります。
- 健康づくりが幸せにつながると捉え「健幸」施策を推進し、住民の健康寿命に対するモチベーションアップを図ります。

2 感染症予防の推進

- 乳幼児や高齢者を中心に予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- 感染症発生時の連絡・組織体制、感染拡大防止体制を整え、行政機能の維持に努めます。

3 地域医療の充実

- 本町だけではなく、泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 平常時の健康状態を把握し、気軽に健康相談ができる「かかりつけ医制度」の普及に努めるとともに、住民の医療ニーズに応えるため、医療機関との連携強化を進めます。

4 介護予防対策の推進

- 介護保険の地域支援事業などを通じて、要支援・要介護の状態となるおそれのある高齢者を把握し、運動や栄養改善などのプログラムの実践を通じて、要介護状態になることを予防するための介護予防事業を推進します。
- 高齢者に対して、介護予防に関する啓発を行うとともに、自主的な活動やグループの育成を図るなど、地域において、健康づくりや介護予防を推進します。

5 食育の推進

- 住民が生涯にわたって健全な食生活を実現するため、健康づくりに関する知識や情報を提供するとともに、ライフステージに合わせた食生活の指導や、親子の食意識の向上に努めます。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画
●忠岡町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
●忠岡町国民健康保険特定健康診査等実施計画
●忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画

SDGs 該当分野

施策 10　社会保障の充実

めざす姿

　適正に運用された社会保障がセーフティーネットとしての役割を果たし、誰もが取り残されることなく安全・安心に生活できるまちになっています。

現状と課題

　社会保障は社会を構成する人々が共に助け合い、支え合うという相互扶助と社会連帯の考え方が基盤となっています。また、全ての人の生活の保障や個人の自立支援、家庭機能の支援といった役割をもち、特に病気や介護、高齢期、不慮の事故などの生活の安定を損なう事態に対して、社会的なセーフティーネットの役割を担っています。

　しかしながら、将来的には社会保障の維持が難しくなると想定されており、適正に制度を運用しなければ、真に必要としている人が制度を利用できず、そういった人達の生活が立ち行かなくなる可能性があります。したがって、効率的で効果的な社会保障の適正運用を推進し、みんなが安心して暮らすことができる体制の維持が求められています。

　財政規模が小さな本町だからこそより一層効率的にサービスを展開する必要があることを十分に理解した上で、国民健康保険や高齢者への社会保障といった各種制度の適正運用と、制度自体の啓発に努め、社会保障が充実して安心して暮らすことができるまちをめざします。

■国民健康保険料及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納率（現年）

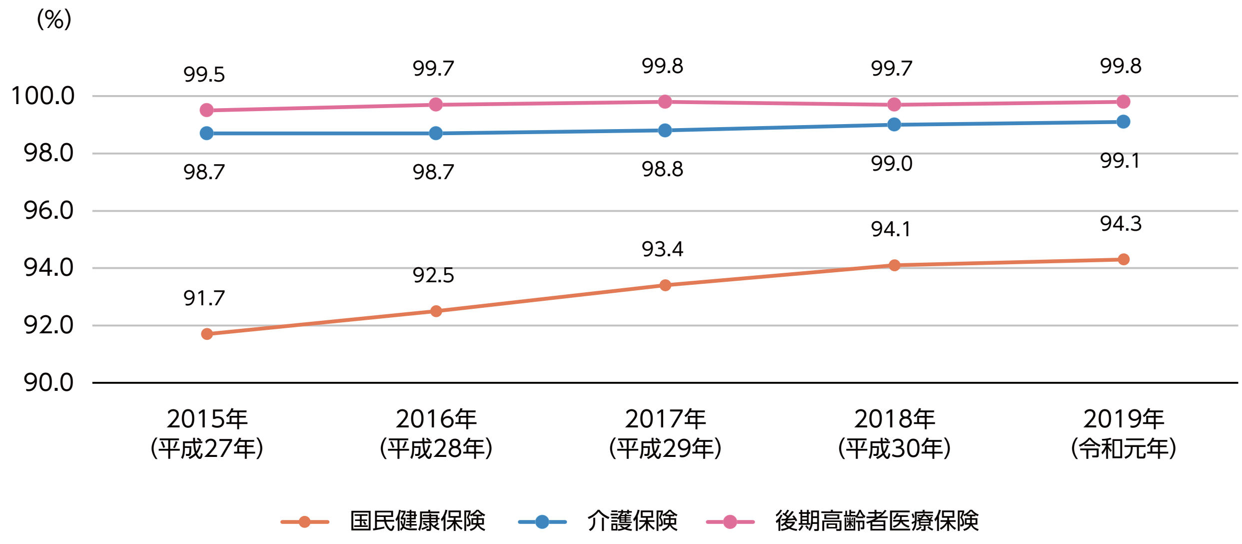

出典：忠岡町調べ　各年 年度末

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
国民健康保険料収納率（現年）	94.3%	96.0%
介護保険料収納率（現年）	99.1%	99.5%
後期高齢者医療保険料収納率（現年）	99.8%	99.9%

施策展開の方向

1 国民健康保険制度の適正運用

- 国民健康保険制度の理念や仕組みを、広報やホームページなどを通じて周知、啓発に努めます。
- 特定健診・特定保健指導の推進や保険料収納率の向上、ジェネリック医薬品[20]の適切な使用促進などによる医療費の適正化、健康や医療に対する意識の醸成などによって、国民健康保険制度の適正な運営と維持を図ります。

2 介護保険制度の適正運用

- 必要とする人が利用できる介護保険制度を、限られた財源で維持するためにも、適正な認定の実施や、制度の適正運用に努めます。
- 様々な手段での介護保険制度についての周知・啓発、介護予防事業の推進、介護給付の適正化などによって、介護保険制度の適正な運用を図ります。

3 後期高齢者医療制度の適正運用

- 高齢者の増加によって想定される医療費の増大に鑑み、後期高齢者医療制度の適正運用を図り、後期高齢者が必要な医療を受け、健康な生活が送れるよう推進します。

4 国民年金制度の啓発活動

- 国民年金制度の理念や仕組みを、広報やパンフレットなどを通じて啓発し、未加入者や無年金者の解消に努めます。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
●忠岡町健幸づくり・食育推進計画
●忠岡町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
●忠岡町国民健康保険特定健康診査等実施計画

20 **ジェネリック医薬品**…新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性が同等な医薬品のこと。

基本目標３　生涯活躍できるまち
（自治・多様性）

多様な価値観を尊重するまちづくり

SDGs 該当分野

3 すべての人に健康と福祉を
5 ジェンダー平等を実現しよう
10 人や国の不平等をなくそう
16 平和と公正をすべての人に

施策 11　人権・多文化共生の意識醸成

めざす姿

本町に暮らす全ての人が、性別や年齢をはじめとしたあらゆる理由で差別されず、誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され幸せな生活を送ることができる多文化共生社会が実現しています。

現状と課題

現代社会は、性別、年齢、出身地、国籍、人種、信条、性自認・性的指向など様々な文化的背景や価値観をもった人達が共に暮らす多文化共生社会に変化しつつあります。

そのような中で、一人ひとりが自分とは異なる文化や価値観への理解と共生を進めていく必要があります。

これまで、本町では男女共同参画の推進、女性をはじめ子どもや高齢者や障がいのある人などへの虐待の相談や防止のための啓発、外国籍や同和地区出身であることを理由とする差別の解消などを推進してきました。

また近年ではセクシュアルマイノリティ（LGBT）に関する様々な取組を進める一方で、SNS などネットワークを通じた人権侵害事案が大きな課題となっています。

■外国人人口数・増加率推移（泉州各市町との比較）

	岬町	泉佐野市	熊取町	貝塚市	阪南市	岸和田市	泉南市
2015 年 12 月（人）	102	1,259	183	640	292	2,005	550
2016 年 12 月（人）	101	1,454	196	703	300	2,127	536
2017 年 12 月（人）	246	1,706	237	745	319	2,196	685
2018 年 12 月（人）	152	1,979	280	834	361	2,340	720
2019 年 6 月（人）	211	2,097	275	923	375	2,540	695
外国人人口増加率（2019 年 /2015 年）	206.9%	166.6%	150.3%	144.2%	128.4%	126.7%	126%

	和泉市	堺市	田尻町	高石市	泉大津市	忠岡町
2015 年 12 月（人）	2,072	12,631	108	470	1,226	506
2016 年 12 月（人）	2,137	12,961	117	500	1,240	502
2017 年 12 月（人）	2,197	13,469	117	514	1,261	481
2018 年 12 月（人）	2,394	14,381	150	537	1,306	532
2019 年 6 月（人）	2,543	15,017	123	530	1,366	509
外国人人口増加率（2019 年 /2015 年）	122.7%	118.9%	113.9%	112.8%	111.4%	100.6%

出典：総務省「在留外国人統計」 各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
多文化共生（国際交流・人権・男女・平和） イベントの参加者数	200 人	500 人

施策展開の方向

1 子どもの権利擁護の推進

- 近年は児童虐待の相談が増加しており、児童虐待の防止と早期発見、被害に遭っている子どもに対しての迅速・的確な対応をする必要があります。「要保護児童対策地域協議会」や「子ども家庭総合支援拠点」を中心とした、地域住民や地域団体、関係機関などとの連携によって、子育て家庭に対する見守りや相談などの支援を充実していきます。
- 子どもを保護の対象としてだけで捉えるのではなく、権利の主体として個人が尊重され、人権が侵害されることがないように、子どもの人権に関する教育・啓発活動を進めます。

2 非核平和のまちづくりの推進

- 真の平和実現のため核兵器の廃絶を訴え、「非核平和都市宣言」の趣旨の周知、非核平和事業の啓発、他自治体との情報交換を行います。また、各種の平和推進活動に対し、住民活動の自主性を尊重しつつ適切な支援を行うとともに、次代の子ども達の平和への取組を推進します。

3 人権の尊重

- 忠岡町人権協会をはじめ、各種機関と連携して人権侵害や差別事象について、住民や町職員に対しての啓発を行うとともに、住民の自主的・主体的な活動の育成、支援に努めます。
- 住民が人権相談機関を活用できるよう、相談窓口の周知を図ります。また、人権相談については、関係機関との連携強化を図ります。
- DV をはじめ、虐待防止に関する意識啓発や研修の充実を図るとともに、保護関係機関との連携強化を図ります。

4 男女共同参画の推進

- 忠岡町男女共同参画推進条例を柱に、第二次男女共同参画計画に基づいた政策を推進するとともに、府や関係機関との連携体制を強化します。
- 家庭・地域・職場での性差による差別の解消や DV などの暴力の根絶によって、誰もがいきいきと生きていく環境をめざします。
- 女性のチャレンジを応援するため、女性の負担軽減と男性の意識醸成を目的とし、子育て、就職・再就職支援、介護・家事などの生活支援に関する啓発や相談を実施します。
- 男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、自己決定を尊重し、生涯を通じて健康的な生活を営めるよう、ライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。
- セクシュアルマイノリティ（LGBT）など、性自認・性的指向を要因に差別されることなく、十分に配慮された生活環境の実現を図ります。

5　多文化共生社会の形成

- グローバル社会に対応するべく、義務教育課程を中心とした国際理解の推進・異文化体験・外国語教育、本町で暮らす外国人向けの外国語でのサポート及び日本語教育を充実させます。
- 忠岡町国際交流協会や各種団体・グループに対する支援の充実、子どもや青少年を中心とした交流事業やイベントの活性化を図ります。また、友好都市であるオーストラリアのノーザン・ビーチズ市との交流を一層推進します。
- 多様な文化をもつ住民が、相互に理解を深め、それぞれの良さや特長を生かし、外国人住民も暮らしやすく、働きやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生への住民意識の醸成を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町子ども・子育て応援プラン
●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町障がい者計画
●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画
●女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
●忠岡町男女共同参画計画
●忠岡町男女共同参画推進条例
●忠岡町同和行政推進大綱

愛着がもてるまちづくり

施策 12　地域共助・コミュニティ活動の支援

SDGs 該当分野

1 貧困をなくそう　8 働きがいも経済成長も　17 パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

　地域の住民が住民同士の力を活かしたネットワークでお互いを支え合い、積極的な住民参画・協働を通じて、誰もが住みやすいまちを住民同士でつくっています。

現状と課題

　住民の多様なニーズに対して、行政だけで適切な対応をすることは非常に困難です。したがって、地域の運営を行政だけではなく、住民一人ひとりが地域を支える一員としての自覚をもち、地域共助での支え合いが求められています。行政だけでは対応が困難な防災・防犯といった課題に対しても、地域ネットワークを活かした「共助」による対策の重要性が増しています。

　一方で、住民や事業者がコミュニティを形成してできることにも限界があり、行政と住民・事業者との間でも自助・共助・公助について意見を共有し、共に地域をつくることが必要です。また、共助による地域づくりを通じた人と人との結び付きは、地域住民の暮らしや意識に変化を与え、新たな交流や自己実現になることも期待されており、コミュニティ活動は重要な役割をもっています。

　こうした中で、本町では地域に住む住民や事業者同士の連帯感を高め、住民同士の防災活動の支援や、住民の防犯意識の向上、新たな住民の地域参画の推進、住民参画・協働の取組を通じて、日本一小さなまちの特長を活かしたまちづくりを推進します。

■自主防災組織における防災訓練・啓発事業の実施回数

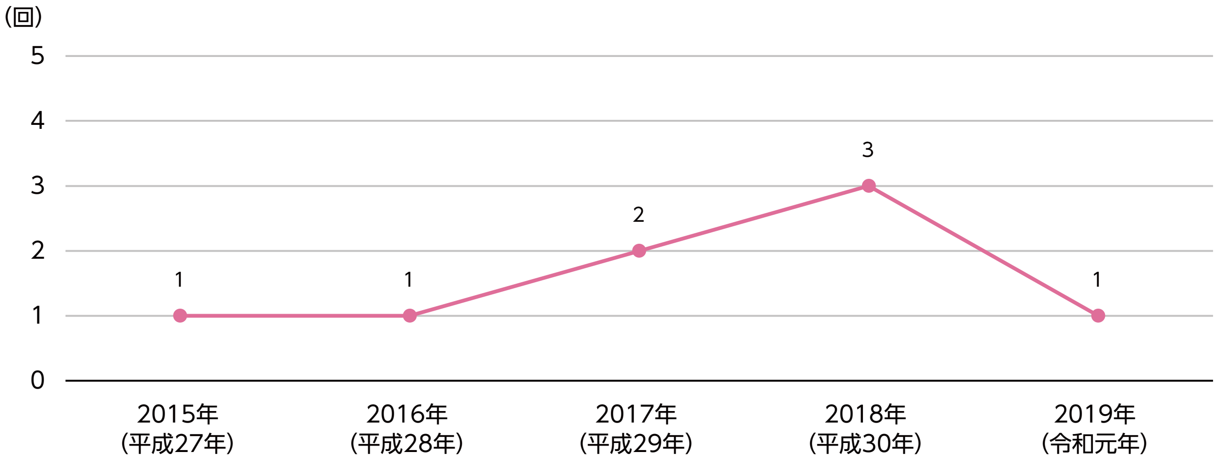

出典：忠岡町 自治政策課調べ 各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
自主防災組織訓練・啓発の実施団体数	1 団体	10 団体
自治会加入率	74.1%	80.0%
防災訓練等参加者数	539 人	639 人

施策展開の方向

1 地域防災の推進

- 住民同士の自主的な「共助」を活性化させることで、行政主体の施策だけではない多角的な地域防災力の向上を図ります。
- 災害時に円滑に初期対応・救出・救護・避難を行うことができるよう、住民、自治会、消防団、事業者など多様な関係機関や団体の相互連携の強化を支援します。
- 各地域の自主防災組織が、実践的な防災訓練や避難所開設・運営訓練を実施し、また、次代の地域防災の担い手を育成できる体制の構築を図ります。
- 地域住民と協力し、災害時の避難や安否確認などができる体制の確立を図ります。

2 地域の防犯対策の充実

- 防犯委員会、警察、関係団体といった関係機関による連携体制・情報共有体制を強化し、防犯啓発活動、事故防止活動を推進します。
- 犯罪の抑止に向け、パトロール活動や防犯カメラの設置補助など、防犯体制の強化につながる活動や事業に対する支援を実施します。

3 コミュニティ活動の支援

- 住民同士のふれあいや連帯感を高めるとともに、新たに参加する人にとっても参加しやすい、日常生活や非常時に助け合うことができるコミュニティが形成されるよう、様々な機会を通じてコミュニティ意識の醸成に努めます。
- コミュニティの基盤となる自治会に対して、組織率低下の防止や活動の支援を図ります。
- コミュニティ活動が活発に展開されるよう、活動の拠点・交流の場である地区集会所などの活用の促進と、整備・充実に対する支援に努めます。

4　住民、企業参画・協働の推進

- 住民や企業にとって、本町が暮らしやすい場所であるためにも、住民自治意識の醸成、住民同士の「共助」の促進など、町政や施策展開において取組を推進します。
- ボランティアやNPOなどによる様々な住民サービスの提供が可能となるよう、行政サービスのアウトソーシング[21]を推進するとともに、コミュニティの自主性、主体性を尊重しながら、ボランティアやNPOの育成や活動支援、他団体との交流の場づくりをはじめとした、必要に応じた支援に努めます。

関係する町の計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
●忠岡町地域防災計画
●忠岡町国土強靭化地域計画

21　**アウトソーシング**…外部委託、外部業務委託のことで、業務や機能の一部又は全部を、それを得意とする外部の企業やNPOなどに委託すること（経営資源を補完する方法の１つ）。

施策 13　魅力向上・発信

SDGs 該当分野

11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

本町ならではの地域資源を有効活用し、町内外の人にとって魅力的なまちとなっています。

現状と課題

まちを訪れる人は、見たいもの・知りたいものを求めてその場所を訪れることが多く、地域資源やまちのにぎわいといった人々の訪れる動機となるものが必要です。

一方で、少子高齢化などによって、住民の生活や資源の活用を支えてきた「つながり」の縮小や、郊外のショッピングセンターなどの需要の高まりによって、かつての中心街からは、店舗や事業所を廃業・移転する経営者が増え、都市機能の衰退が生じています。

このような状況の中、地域の衰退に危機感を覚え、地場産業、産物、芸術・文化などの地域資源の掘り起こしに取り組み、ICT を活用して地域再生に取り組んでいる事例は多く存在しています。改めて、地域資源の活用、地域ブランドの創出などを活かした地域の魅力づくりや、積極的な魅力の発信が求められています。

本町では、地域団体をはじめ、若い人・これまで取組に参加していなかった人・町外の人などと連携しながら、地域資源やまちの特徴を再認識する必要があります。

本町が誰にとっても、魅力的なまちとなるように、行政、住民や地域が一体となったイベントの運営や魅力づくり、情報発信に取り組み、楽しく魅力的なまちをめざします。

■「ただお課長」キャラクターグッズ売り上げ額

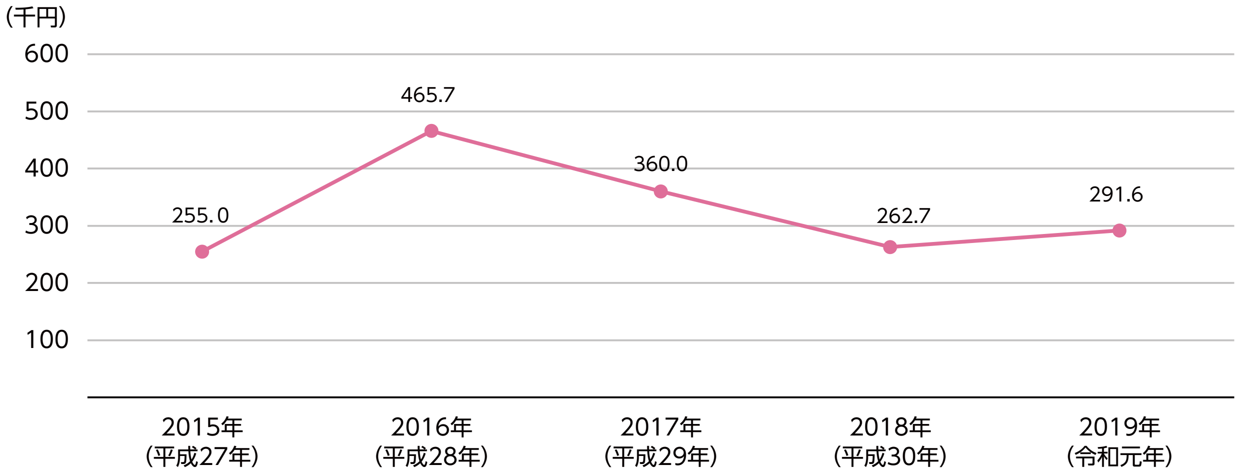

出典：忠岡町「事務報告書」各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値（2019 年）	数値目標（2030 年）
ふるさと納税[22]寄附件数	11,308 件	15,000 件
町民文化祭の来場者数	1,168 人	1,200 人
町民音楽祭の来場者数	180 人	200 人
正木美術館入館者数	1,300 人	1,500 人

施策展開の方向

1 地域の魅力向上

- 各界で活躍する本町の出身者、多様な人材、文化財、歴史的資源などを幅広い視点で見直し、改めて地域の魅力向上を図ります。
- 住民主体の文化活動の支援、住民同士の文化的交流の促進、文化・芸術活動の担い手・指導者の発掘・研修、各種団体の情報交換などに努めます。
- 地域の歴史的資源の再発見と活用に取り組み、住民だけでなく町外へも魅力ある文化情報を発信し、町の文化財や伝統行事などの普及啓発、地域文化の伝承に努めます。
- だんじり祭りのような住民に親しみのある行事を通じて、地域の伝統文化の継承や地域コミュニティの活性化に努めます。
- 時代や社会背景を受けて、地域の魅力とされるものや行事などに求められる運営が変化する中、価値観の変化や運営のあり方の検討に努め、これからの時代の地域の魅力向上を図ります。

2 まちの PR

- 隠れた歴史資源や埋没している商業資源などを発掘し、本町ならではの魅力を再発見し、活用していく取組を進めます。
- インターネットや SNS の爆発的な普及によって情報発信の様式が変化する中、これからの時代に即したまちの魅力の発信を図ります。

3 情報共有の推進

- 町政や、様々な分野の施策に関する情報を、広報紙やホームページ、SNS などを通じて、わかりやすくタイムリーに発信します。
- 町が取り扱う個人情報や公文書の適正管理に努めるとともに、様々な分野に関するデータを、データベースとして蓄積・活用できる仕組みの充実を図ります。

関係する町の計画

当該計画なし

22 **ふるさと納税**…生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度。一定額以上納税すると、所得税の還付、住民税の控除が受けられ、場合によって地域の名産品などを返礼品として受け取る場合もある。

生涯にわたって学べるまちづくり

施策 14　生涯学習・生涯スポーツの推進

SDGs 該当分野

めざす姿

全ての住民に、生涯にわたり学習やスポーツの機会があり、誰もが生きがいや心身の健康を保ちながら、自分らしく生活できるまちが実現しています。

現状と課題

「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習であり、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など多岐にわたります。

国においては、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討や、職業に必要な知識やスキルを生涯にわたって身に付けるための社会人の学び直しについて重点的に取り組んでいます。

また、生涯学習には心身の健康の促進や自己実現の機会としての役割もあり、心の豊かさや生きがいのための学習需要の向上、学習の成果が適切に評価される社会を築くなどの観点からも生涯学習への取組が重要とされています。

こうした中で、本町では小さなまちだからこそ、一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を活かすため、より気軽に挑戦しやすくできるような環境を整え、身近な地域の場においても、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習の仕組みの整備、生涯スポーツを通じての健康づくりや体力づくり、それらを通じた自己実現の場の充実に取り組むことで、みんなが生涯活躍できるまちをめざします。

■文化会館での生涯学習に関わるクラブ活動の状況

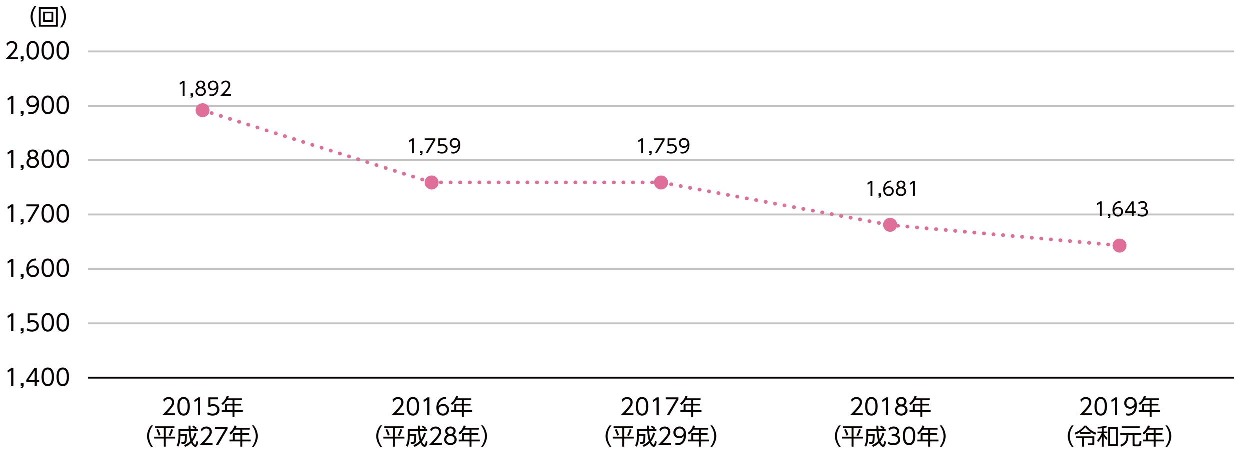

出典：忠岡町「事務報告書」各年 12 月

基本計画

1
2
3
4
5
6
7

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
文化会館クラブ活動状況（延実施回数）	1,643 回	1,700 回
文化会館クラブ活動状況（在籍者数）	974 人	1,000 人
生涯学習プログラムの参加者数	845 人	1,000 人
スポーツイベント参加者数	2,147 人	2,200 人
コパンスポーツセンター忠岡利用状況（延人数）	65,416 人	68,000 人

施策展開の方向

1 生涯学習活動の支援

- 自己実現や学び直し、心身の健康の観点などから、生涯学習活動を支援し、誰もが自分らしく生活できる環境をめざします。
- 幼児から高齢者まで誰もが、ライフステージに応じて主体的に生涯学習が展開できるよう、学習機会の創出や、各種講座や自主的な生涯学習活動の支援、生涯学習のための情報や施設の提供、住民活動団体相互の交流促進、指導者派遣体制の強化を図ります。
- 文化的な活動に加え、生涯スポーツを推進し、住民の心身の健康づくりを推進します。
- 学習の成果の発揮の機会として、町民文化祭や音楽祭、町民体育大会、町マラソン大会、各種球技大会などのイベントの実施と内容の充実を図り、住民の自己実現の場をつくります。

2 生涯学習環境の整備

- 誰もが気軽に生涯学習活動に親しむことができるよう、文化的活動やスポーツなどの生涯学習に適した施設の維持・管理、情報提供や学校体育施設の開放を進め、身近な活動拠点の確保を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

基本目標４　安心して暮らせるまち（安全・安心）

災害に強いまちづくり

施策 15　防災力・減災力の向上

SDGs 該当分野

めざす姿

日頃の準備と、緊急時の対応の体制を整えることで、防災力や減災力が高く、誰もが安心して生活できるまちになっています。

現状と課題

近年は災害が頻発しており、本町においても 2018（平成 30）年の台風 21 号で甚大な被害を受けました。また、海や河川に近いことによる津波や洪水といった水害のリスクや南海トラフ巨大地震などの大災害が予測されており、防災・減災対策は重要性を増しています。

本町では、災害時の情報収集伝達体制、避難体制、医療体制などの整備といったソフト面の対策である「災害応急対策・復旧対策への備え」と、都市の防災機能の強化、建築物の安全化、水害予防対策の推進、といったハード面の対策である「災害に強いまちづくり」の二つの観点から取組を実施し、多角的な対策の実施と、それらの適切な維持・運営を図ります。

小さなまちだからこそ効率的な情報共有体制、危機管理体制の実現や、無駄がなく連携のとれた防災体制の整備を目標とし、過去の反省や将来への懸念の洗い出し、災害時のリスクへの未然の対応や、災害時の対応の検討・充実、SNS をはじめとした災害時の情報伝達体制の確立、都市基盤・住居などの耐震化を行うことで、災害に強いまちをめざします。

■各種災害協定の締結数

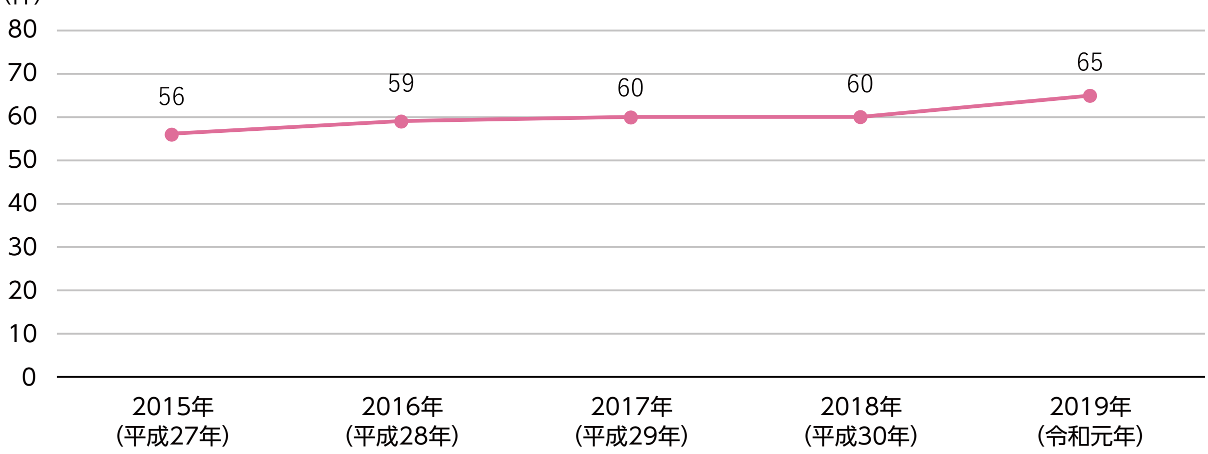

出典：忠岡町 自治政策課調べ 各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
各種災害協定の締結数	65 件	85 件
ただおかメール登録者数	255 人（2020 年）	1,255 人

施策展開の方向

1 危機管理体制の充実

- 事前の防災・減災対策、災害時の対応の確立、災害後の迅速な復興をめざし、行政の危機管理体制の充実を図ります。
- 防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、災害に対する備蓄、避難所機能の充実をはじめとした災害対策を行います。また、災害時においては、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう最低限の機能の維持、誰もが安全かつ安心して避難するための体制の確立に努めます。
- 地震や水害に対してのハザードマップの作成・見直しや災害時における課題を把握し、また、災害時の迅速かつ的確な情報収集や避難情報の発令、伝達体制が構築できるよう情報伝達手段の確保・改善に努めます。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、災害時において、災害廃棄物への対応、各種情報提供の体制などを整え、迅速な復興をめざします。

2 災害を見据えた都市基盤の整備

- 雨水管の整備については、費用対効果の高い手法を検討し、浸水被害の軽減をめざします。
- 生活を維持するための施設・設備、道路・公園のようなインフラに対して、災害時の浸水や倒壊、火災といったリスクを分析・対策し、災害時においてもライフラインが維持できるよう努めます。
- 雨水ポンプ場の耐水化、道路などの交通インフラの防災対策と維持・管理、既存民間建造物の耐震化の促進を行います。
- 今後、新たにできる社会インフラ[23]や既存ストック[24]の改修における防災的観点での整備を図ります。

23 **社会インフラ**…道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信網といった産業基盤となる施設のほか、生活基盤となる学校・病院・公園・公営住宅など。
24 **既存ストック**…過去に建築され、現在も存在している建築資産のこと。

関係する町の計画

- ●忠岡町地域防災計画
- ●忠岡町津波避難計画
- ●忠岡町耐震改修促進計画
- ●忠岡町都市計画マスタープラン
- ●忠岡町橋梁長寿命化修繕計画
- ●忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- ●大阪府道路の整備に関するプログラム
- ●忠岡町空家等対策計画
- ●忠岡町南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画
- ●社会資本総合整備計画
- ●忠岡町立地適正化計画
- ●忠岡町国土強靱化地域計画

安全に暮らせるまちづくり

施策 16　生活安全対策の推進

SDGs 該当分野

3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　16 平和と公正をすべての人に

めざす姿

　行政による有効な知識啓発・普及活動によって、住民の交通安全意識や消費者意識が向上し、住民が自ら様々な事故・トラブルから身を守り、誰もが安全に生活しています。

現状と課題

　誰もが地域で安全で安心して暮らせるよう、様々な危険に巻き込まれないことが大切です。そのためにも、交通事故や消費者トラブルに対して、警察などに対応を任せるだけではなく、日頃から「自ら（地域）の生命や生活を自分（地域）で守る」という意識が求められます。

　本町は小さなまちであり、交通安全意識と消費者意識の向上においては、住民同士の距離感や連帯感を活かすことが可能です。警察をはじめとする関係機関と協力し、地域全体で交通安全意識と消費者意識の啓発に取り組み、事故や被害の未然防止を図ります。また、悪質な商売や詐欺などの消費者トラブルに関しては、身近に相談できる窓口の設置などを行い、被害の早期発見、拡大防止を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざします。

■交通事故による人口 1,000 人当たり死傷者数（堺市を除く泉州地域）

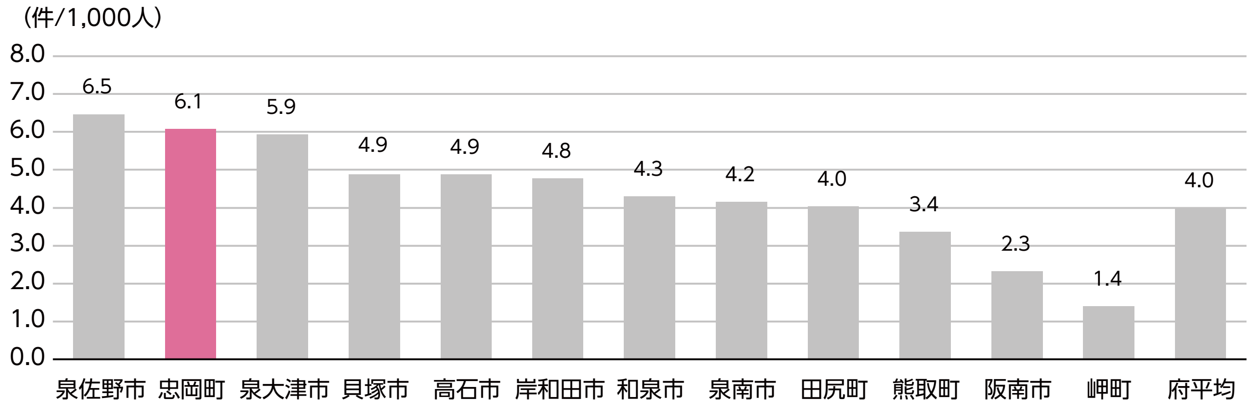

出典：大阪府警察「泉州地域、南河内地域の類型別交通事故発生状況」2019（令和元）年 12 月、
各自治体住民基本台帳人口 2020（令和 2）年 1 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
交通事故死傷者数	104 人	減少
交通安全教室への参加者数	85 人	200 人
消費生活相談対応件数	61 件	100 件

施策展開の方向

1 交通安全対策の推進

- 交通事故をなくすため、交通安全意識の醸成、地域と一体となった交通安全運動の推進を行います。
- 道路の通行の円滑化と、歩行者などの安全性の確保のため、迷惑駐輪対策をはじめとした交通環境の改善を進めます。
- 高齢社会の進展に伴って、増加傾向にある高齢者や子どもの交通事故の抑止に努めます。

2 消費者意識の向上と相談窓口の充実

- 悪質な販売方法によるトラブルや特殊詐欺を未然に防止するため、消費生活に関する情報の収集や提供に努めるとともに、消費相談の実施継続・強化を進めながら消費者意識の高揚に努めます。
- 消費者被害を防止するため、大阪府消費生活センターなどと連携し、消費生活に関する相談体制を充実します。

関係する町の計画

●忠岡町通学路交通安全プログラム
●大阪府道路の整備に関するプログラム
●忠岡町都市計画マスタープラン

施策 17　消防防災体制の充実強化

SDGs 該当分野

めざす姿

災害や事故といった危険に対して迅速な対応を行うことができ、誰もが安全・安心に暮らすことができます。

現状と課題

近年は災害・事故が大規模化し、また都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害といった新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、住民の生命及び財産を守るという責務を的確に果たしていくために消防力の強化を図るとともに、近隣市町村との連携協力体制の充実や消防の広域化についても検討していく必要があります。

また、救急出動件数は年々増加しており、高齢化の進展や独居高齢者の増加、住民ニーズの多様化などによる救急需要に対しては、救急安心センターおおさか（救急医療電話相談事業）の普及啓発に努めるとともに、小さなまちを活かした医療体制の充実を図り、多くの住民が安全・安心に生活できる環境づくりに努めます。

さらには、想定外の自然災害が危惧される中、消防団や自主防災組織の活性化を図り、地域防災力の向上に努め、防災体制の充実したまちをめざします。

■火災・救急出動件数の推移

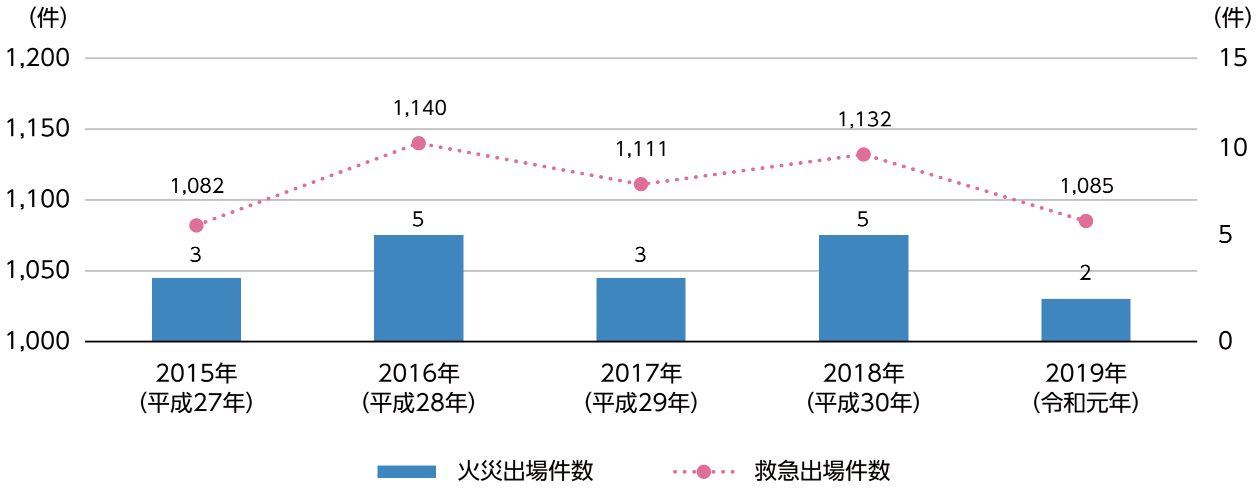

出典：忠岡町「事務報告書」各年 12 月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
救命講習受講者数	351 人	400 人
一般家庭防火訪問件数	304 件	350 件

施策展開の方向

1 消防体制の充実

- 火災の初期消火、拡大防止を図るため、本町の消防力の強化と、応援体制の確立を図るとともに、消防体制の広域化などを検討します。
- 消防力の強化のため、計画的な消防車両・消防資機材の整備、教育訓練派遣や研修・訓練による消防職員の知識、技能の向上に努めます。
- 消防団員や自主防災組織に対して訓練・研修を行い、連携強化に努め地域防災力の充実・強化を図ります。
- 火災など災害発生の際に、多大な被害が想定される防火対象物や危険物施設への立ち入り検査を実施し、防火指導や法令違反の改善に努めます。また、多数の人が利用する施設や老人福祉施設に対しては、消防訓練などを行い火災予防活動の推進を図ります。

2 救急体制の充実

- 救急に対する知識の普及啓発、迅速な救急体制の確立に努め、緊急時の対応の充実を図ります。
- 急病や事故に際して迅速かつ適正に治療ができるよう、本町を含めた泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 多様化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、救急隊員の育成強化を図ります。
- 救命率の向上を図るため、住民に対して救命講習会を開催し、AED[25] を使用した応急手当の普及啓発を推進し、住民の救命技術の向上に努めます。
- 交通事故や水難事故に対応するため各種資機材を整備し、迅速な救出など救急救助体制の充実を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町地域防災計画

25 AED …自動体外式除細動器ともいわれ、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

基本目標５　便利で生活しやすいまち
（環境・都市基盤）

人が集うまちづくり

SDGs 該当分野

施策 18　適正な土地利用の推進

めざす姿

　コンパクト[26] で利便性が高く、活気にあふれ、町内外の人にとって魅力的なまちになっています。

現状と課題

　まちの活気やにぎわいはまちづくりの重要な要素であり、まちが発展することは経済的に大きな意味合いをもつとともに、人口減少社会における人口維持や、移住・定住の促進といった観点からも重要であるといえます。また、まちのにぎわいづくりが一過性ではなく、中心市街地の快適な日常生活や健全な経済活動が持続することで、人々を引き寄せ、魅力ある場所となることにつながります。

　一方で、本町では将来的な人口減少・少子高齢化の進行に加え、市街地の低密度化が予測されており、医療や商業などの生活サービス施設の維持や高齢者の移動が困難となり、利便性の高い日常生活を営むことができなくなるおそれがあります。

　こうした中で、忠岡駅周辺を中心とした、コンパクトで利便性の高いにぎわいづくりを中長期的な目標とし、空家の利活用、住民のにぎわう憩いの空間の形成への取組、効率的な土地利用の検討を通じて、住民や町外の人にとっても魅力的なまちとなることをめざします。

■駅ごとの一日当たりの平均乗降者数推移

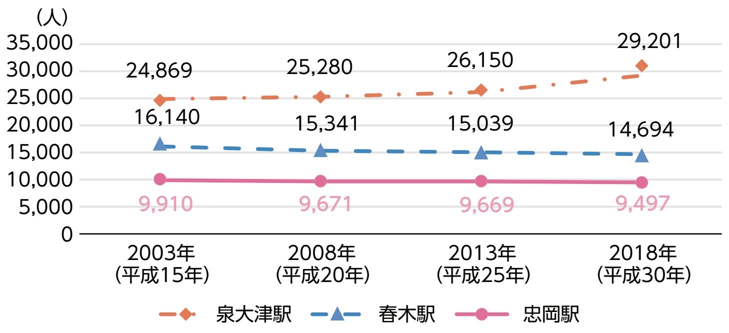

	2003年（平成15年）	2008年（平成20年）	2013年（平成25年）	2018年（平成30年）
泉大津駅	100%	102%	105%	117%
忠岡駅	100%	98%	98%	96%
春木駅	100%	95%	93%	91%

出典：大阪府統計年鑑「私鉄各駅別乗降人員」各年 12 月

26　コンパクト（シティ）…都市の無秩序な拡大を抑制し、商業、文化機能など様々な機能がまちの中心部に集約された、徒歩による移動性を重視した都市形態のこと。

成果指標

成果指標	現状値	数値目標（2030 年）
忠岡駅の一日当たりの平均乗降者数	9,497 人（2018 年）	9,500 人
1,000 人当たり空家件数	70 棟／千人（2016 年）	70 棟／千人
1,000 人当たり小売店数	5.9 件／千人（2016 年）	7.0 件／千人
1,000 人当たり飲食店数の割合	2.6 件／千人（2016 年）	3.0 件／千人

施策展開の方向

1　市街地の活性化

- 本町唯一の公共交通である忠岡駅を中心に、住民生活に必要な機能を維持・誘導し、魅力ある中心市街地の形成に努めます。
- 経営者にとって魅力的な環境の整備を心掛け、既存の商店の活性化に加え、新たなビジネスをはじめる場所として適した環境づくりをめざします。
- 住工混在地域については、住環境の安全と操業環境の向上を図るため、都市計画制度などを活用し、住環境と産業環境が両立したまちづくりをめざします。
- 低・未利用地の有効活用を検討し、コンパクトな都市構造を活かしたまちづくりを推進します。

2　駅周辺のにぎわいづくり

- 忠岡駅周辺を町の中心拠点と位置づけ、様々な都市機能の維持・誘導によって、便利でにぎわいのある空間の創出を図るなど、持続可能なまちづくりを推進します。
- 創出されたにぎわいが一過性とならないように、新たな取組を検討・実施し、計画的なにぎわいづくりをめざします。

関係する町の計画

●忠岡町都市計画マスタープラン
●忠岡町立地適正化計画
●忠岡町空家等対策計画
●地域未来投資促進法に基づく基本計画

町内移動がしやすいまちづくり

施策 19　交通環境の整備

SDGs 該当分野

11 住み続けられるまちづくりを

めざす姿

安全な道路と交通環境の整備によって、誰もが安心して外出できる、快適で移動しやすいまちになっています。

現状と課題

日本の歩行中、自転車乗用中の死者数の割合は主な欧米諸国と比較して約 2 ～ 3 倍と高く、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。したがって、今後の道路交通環境の整備にあたっては、自動車交通を担う幹線道路と歩行者中心の生活道路の機能分化と、これら交通環境における安全の推進が重要とされています。

本町においても、高齢者や子どもの事故防止の観点から交通環境の整備が必要とされています。こうした中で、誰もが安心して外出・移動できるようバリアフリー[27]やユニバーサルデザイン[28]に基づいた交通環境の確保、小さなまちだからこそ可能な徒歩や自転車利用の推進などの取組を行うことで、安全で快適に移動しやすいまちをめざします。

■交通事故（自転車）による人口 1,000 人当たり死傷者数（堺市を除く泉州地域）

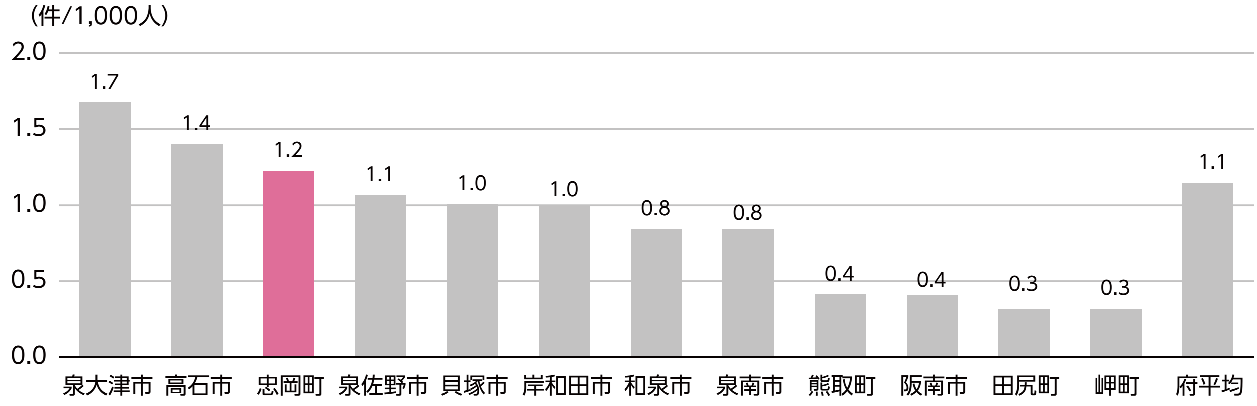

出典：大阪府警察「泉州地域、南河内地域の類型別交通事故発生状況」2019（令和元）年 12 月、各自治体住民基本台帳人口 2020（令和 2）年 1 月

27　バリアフリー…高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁（バリア）を除去（フリー）するという考え方。
28　ユニバーサルデザイン…まちづくりや商品のデザインなどに関し、年齢や性別、障がい、国籍等にかかわらず、誰にとってもわかりやすく利用しやすいデザインを取り入れる考え。

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
認定道路路線数	275	300
認定道路舗装道延長	51,490m	53,000m

施策展開の方向

1　安全で快適な道路環境の確保

- 駐輪場対策や道路環境の向上によって、町内の安全で快適な通行空間の確保に努めます。
- 交通量の増大や通行車両の大型化などに対応し、自動車通行の円滑化を図るため、国道 26 号や府道といった主要幹線道路の適切な維持管理と改良、歩車道の分離、沿道緑化の推進などを、国や府、関係機関に要望していきます。
- 自動車通行の円滑化を図るため、中央線、野田線、吉井線、新浜 1 号線といった主要な町道の適切な維持管理と改良を実施していきます。
- 高齢者、障がいのある人、子育て家庭をはじめとして、誰もが安心して外出・移動できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、公共施設や道路・公園の改善・改良を推進します。

2　交通環境の充実

- 忠岡駅を中心に、町の形に応じた移動円滑化方策を推進し、町内とともに周辺都市の拠点へもアクセスしやすいまちづくりをめざします。
- 急速な技術革新を背景とした自動運転技術などの活用を見据えた交通施策を検討・模索し、子どもから高齢者まで誰もが移動しやすい公共交通の実現を促進します。

3　徒歩や自転車利用の推進

- 本町が小さなまちであることを踏まえ、町内での徒歩や自転車利用を推進し、移動の利便性の向上に加え、健康促進や環境問題への寄与を図ります。
- 忠岡駅周辺では誰もが歩いて暮らせ、町外から訪れやすい環境を整備します。
- 忠岡駅や主要な施設周辺において、徒歩や自転車による安全で快適な通行空間の確保を図ります。自転車利用環境の整備や自転車通勤の推進を行い、自転車利用の促進を図ります。
- 安全に自転車が利用できるよう、自転車ヘルメット購入補助金交付事業などの推進を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町都市計画マスタープラン
●忠岡町立地適正化計画
●大阪府道路の整備に関するプログラム
●通学路交通安全プログラム

快適な都市基盤のまちづくり

施策 20　良好で快適な住環境の形成

SDGs 該当分野

めざす姿

安全かつ快適で魅力的なまちと、良好で住み心地のよい住環境が整っています。

現状と課題

本町の大部分は、コンパクトかつ平坦な地形によって歩きやすい都市構造となっており、住宅や工場、商業地がまとまりをもって建設されるよう用途地域の指定などが行われています。一方で、大阪都心部まで約 30 分といった交通利便性の高さから、住宅系の土地利用が徐々に増加しています。

また、日本一小さな本町においては、その限られた土地の有効活用が求められるとともに、変化するニーズに対応した良質な住宅や、住民同士が交流できるような場所の確保が必要となっています。

既成市街地の安全性と快適性の向上、住宅地・産業用地としての魅力の向上に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい良質な住居の確保、公園・緑地といった憩いの場の整備や、街の緑化を推進し、快適で住みやすいまちをめざします。

■人口 1 人当たりの公園・緑地面積

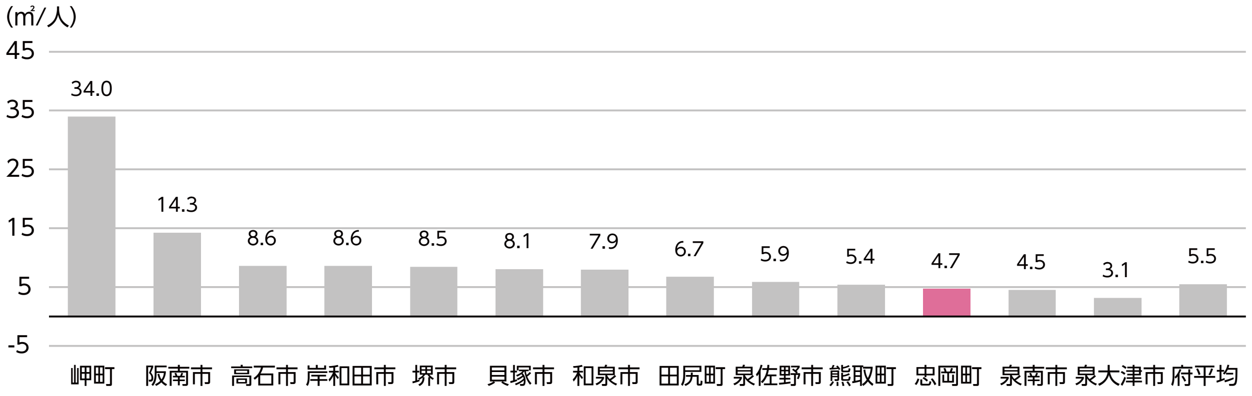

出典：大阪府統計年鑑「市町村別都市公園」2018（平成 30）年 12 月

成果指標

成果指標	現状値	数値目標 （2030 年）
1,000 人当たり新設住宅着工件数	5.6 件（2018 年）	6 件

施策展開の方向

1　安全で快適な住環境の推進

- 住民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進め、安全で住みやすい暮らしの空間をつくります。
- 都市基盤整備の促進、調和のとれた住宅開発が行われるよう、都市計画法、国土利用計画法、都市公園法などの法制度の適切な運用に努めます。
- 本町の限りある土地を有効活用するため、住宅地・産業用地としての魅力の向上、道路や下水道、公園・緑地などの計画的な整備を進めます。
- 低所得者、高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、ニーズに沿った住宅の建設や既存住宅の改修、情報提供に努めます。

2　憩いの空間の形成

- 全ての住民が、ふれあい・交流でき、憩い・やすらぐことができる場として、公園・緑地の整備・維持、緑化運動を推進します。
- 公園・緑地は地震や水害などの災害を想定した避難場所としての機能を備えた多目的な活用を図ります。

関係する町の計画

●忠岡町都市計画マスタープラン
●忠岡町空家等対策計画
●忠岡町緑の基本計画
●忠岡町公共施設等総合管理計画
●地域未来投資促進法に基づく基本計画
●社会資本整備計画
●忠岡町立地適正化計画

SDGs 該当分野

3 すべての人に健康と福祉を
6 安全な水とトイレを世界中に
11 住み続けられるまちづくりを

施策 21　公衆衛生の維持

めざす姿

　まちの公衆衛生が保たれ、住民が心身共に健康な生活を送っています。

現状と課題

　誰もが生活しやすいまちであるためには、地域全体で公衆衛生に取り組み、疾病を予防する必要があります。公衆衛生を通じて町を清潔に保つことで、心身共に健康に生活できる環境の整備の実現を図ります。

　大阪府域では多くの自治体が大阪水道広域企業団と連携をとって水道事業を行っており、本町の水道事業においても、2019（平成 31）年 4 月から大阪水道広域企業団が引き継いでいます。

　2020（令和 2）年 3 月時点での汚水管整備についての達成率は 97.2%となっており、水洗化については 90.1%となっています。

　汚水管整備、環境衛生の推進、廃棄物の処理の充実などに取り組むことで、衛生的ですごしやすいまちをめざします。

■汚水整備率

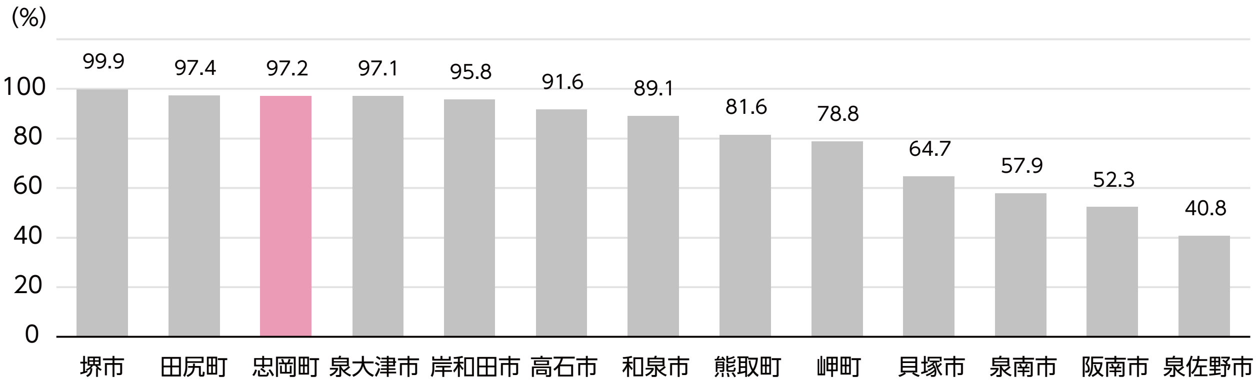

出典：大阪府下水道統計「市町村別下水道普及率」2020（令和 2）年 3 月 現在

成果指標

成果指標	現状値 （2020 年 3 月）	数値目標 （2030 年）
汚水整備率	97.2%	98.8%
水洗化率	90.1%	98.3%

施策展開の方向

1 下水道事業の推進

- 汚水管の整備については、海や河川などの水質保全及び水路などの公衆衛生の向上を図るため、整備率 100%をめざします。
- 整備済み区域の水洗化については、パンフレットの配布や、町広報紙による定期的な啓発を通じて水洗化への意識を醸成します。また、水洗化を行う方には、改造にかかる融資（利子補給）及び助成金制度による経済的負担の軽減を継続して行います。

2 廃棄物の適正な処理の推進

- 環境にやさしいごみ処理を目標とし、ごみの減量化、ごみの分別やリサイクルといった取組の推進、効率的なごみ処理を推進します。
- 近隣自治体と情報交換を行いながら、ごみ処理の広域化を検討していきます。
- し尿処理体制については、引き続き泉北環境整備施設組合に委託します。

3 環境衛生の推進

- 本格的な高齢社会の中、墓地の需要を見極めながら、適切な維持・管理に努めていきます。
- 火葬炉の老朽化に対応するため、適切な維持管理や計画的な改修によって長寿命化を図っていきます。
- 葬儀及び火葬については、引き続き民間に委託し、より効率的・経済的な斎場の運営を図っていきます。

関係する町の計画

●忠岡町都市計画マスタープラン
●忠岡町公共施設等総合管理計画
●忠岡町一般廃棄物処理基本計画
●忠岡町南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画
●社会資本総合整備計画

環境へ配慮したまちづくり

SDGs 該当分野

施策 22　環境への配慮

めざす姿

　持続可能な環境に配慮した社会を実現し、地域や地球にやさしく、自然が綺麗なまちになっています。

現状と課題

　今日の環境問題は、日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が原因となっており、その解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のあり方を持続可能なものへと変えていくことが求められています。

　本町においても行政だけではなく住民や事業者がそれぞれ環境問題に影響を及ぼしていることを意識し、これからも住み慣れたまちで暮らし続けるためにも環境へ配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組が求められています。また、国連で採択されたSDGs の視点を取り入れ、本町や地球が今後も持続可能であるように、常に環境などに与える影響をコントロールしていく必要があります。

　こうした中で、個人や事業者の意識の啓発や、省エネやクリーンエネルギーを用いた環境にやさしい都市の設計の推進、資源の再利用・有効活用を推進する循環型社会の実現と、公害がなく快適で自然にやさしいまちをめざします。

■温室効果ガスの年間総排出量（本町事務事業）

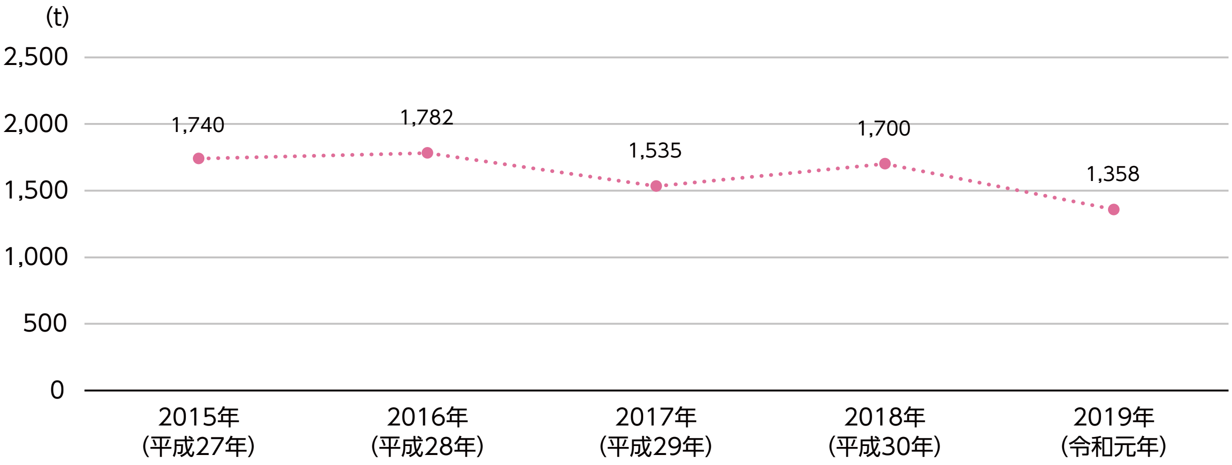

出典：忠岡町 生活環境課調べ 各年３月

成果指標

成果指標	現状値	数値目標 (2030 年)
一人当たりの一日のごみ排出量	865g	769g
ごみのリサイクル率	17.5%	20.5%

施策展開の方向

1 環境教育の推進・啓発

- 地球環境問題に関する意識や理解を高め、身近な取組を実践していくことができるよう、あらゆる機会を活用し、省エネの促進、新エネルギーの利用、緑化推進などに関する意識の啓発・向上を図ります。また、自然や生態系に配慮した美化活動・清掃活動を推進し、住民一人ひとりの手で地域の環境を守っていく意識醸成を図ります。
- 未来を担う子ども達の環境に対する意識を高めるため、保育所、幼稚園及び小・中学校において、環境教育を推進します。また、美化運動といったボランティア活動の実践の場として、大津川河川公園を積極的に活用します。

2 低炭素社会[29]実現に向けた取組の推進

- 電気やガス、水道などの無駄遣いを減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進めていきます。また、環境にやさしいエネルギーの利用に関する意識の啓発・向上を図ります。
- 省エネルギーの促進につながる設備、機器の情報提供に努めます。
- 気温の上がる夏場に、「忠岡町打ち水大作戦」や、「みどりのカーテン」といった、エネルギーを使わない暑さ対策を推進し、夏場の冷房使用の抑制を図ります。
- 庁舎を対象とした第４次忠岡町地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けた取組として、電気・燃料の使用量削減、公用車の適正な利用・管理における環境負荷の低減、ごみの減量化及びリサイクルの推進、用紙類の使用量の削減に努めます。

3 ごみの減量化・再資源化の推進

- 循環型社会[30]への転換に向け、住民・事業者への啓発活動などによって、ごみの発生抑制（リデュース)、リサイクル広場の活用、不用品交換による再使用（リユース)、資源ごみの分別収集による再利用（リサイクル）など、有効なごみ減量化の方策や啓発を行います。

---

29 **低炭素社会**…二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。世界的な問題である地球温暖化の対策として多くの自治体、多くの国が取組を行っている。
30 **循環型社会**…限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。

4 環境保全の推進

- 公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」などの関連法令に基づき、近隣自治体との連携を図りながら的確な状況の把握、規制や指導を行うとともに、環境監視体制の充実を図ります。
- ごみの不法投棄対策、環境美化に対する意識啓発、美化清掃活動の推進を通じて、公衆衛生・環境衛生の維持に努めます。
- ネズミや害虫の駆除、ペット飼養マナーの向上などの指導、啓発に努めます。

関係する町の計画

●忠岡町緑の基本計画
●忠岡町都市計画マスタープラン
●忠岡町公共施設等総合管理計画
●忠岡町一般廃棄物処理基本計画

基本目標 6 誰もが働きたくなるまち
（産業・雇用）

地域振興をめざしたまちづくり

SDGs 該当分野

施策 23 産業振興・創業

めざす姿

既存産業の振興や新たなビジネスモデルの構築によって、まち全体の産業が活性化されています。

現状と課題

地域産業の低迷は地域経済や人口に影響を及ぼし、人口流出の要因ともなります。地域経済の低迷による雇用吸収力の減退や人口流出による労働力人口の減少によって、地域産業は更に厳しい状況になるというような連鎖的な悪循環が懸念されます。したがって、地域の将来を考える上で地域産業の活性化はより一層重要性を増しています。

既存産業の振興に加え、経営者に魅力的で起業したくなる環境づくりをめざし、新たな産業の創出を推進することも必要になります。

本町でも近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖による地元雇用の減少が進んでおり、地元産業を支える事業者と商工会の連携が重要になります。

また、本町が小さなまちであるからこそより気軽に挑戦しやすくできるように環境を整え、新規ビジネスの創出支援を行うなど今まで以上に産業が栄えるまちをめざします。

■産業別就業者数の推移

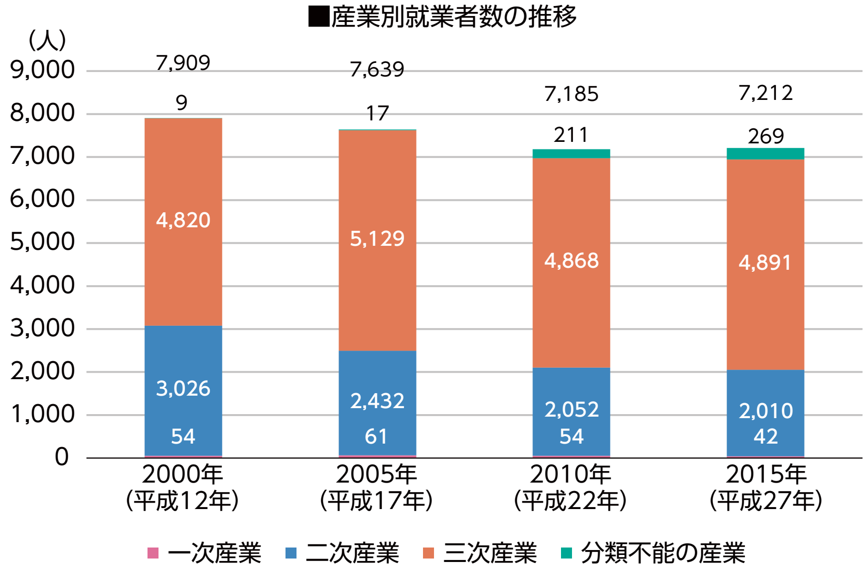

出典：総務省「国勢調査」各年 10 月

成果指標

成果指標	現状値	数値目標 （2030 年）
生産年齢人口	10,213 人（2020 年）	9,698 人
昼夜間人口比率	93.7%（2015 年）	94.0%
年間商品販売額（小売）	150.5 億円（2017 年）	180 億円
年間製造品出荷額	557.2 億円（2017 年）	650 億円
不況対策による利子補給制度の実施	41 件（2019 年）	50 件
町内での法人設立数	25 件（2019 年）	25 件

施策展開の方向

1 経営基盤の強化

- 商工会と連携を図り、経営の改善や体質の強化などに向けた相談・支援体制の充実を図ります。また、人材の育成をサポートします。
- 既存企業の国際化や町内への企業誘致について、商工会とともに支援方策を検討します。

2 商工業の振興

- 地域特性を活かした産業の育成を図るため、商工会と連携し、地場産品や新商品の販路拡大に向けた支援方法の検討を行います。
- 各種メディアを活用した情報発信を通じて、来訪者の獲得や特産品の販売につなげていく取組を進めます。

3 農業・漁業振興

- 農地の保全、後継者（担い手）の確保、遊休農地の解消を図るため、関係機関と連携して支援します。
- 漁業者の高齢化に伴う後継者（担い手）確保や漁業協同組合が行う商品開発や販売などに協力し、地域との連携を密にし、新たな事業展開の可能性をサポートします。
- 住民の農業に対する理解を深め、生涯にわたって楽しめる農業を普及・啓発するとともに、休耕田を活用した貸農園や体験農業・食育の実施に努めます。
- 農業や漁業に対する住民の理解を深める取組を検討します。
- 地元食材を学校給食に取り入れるなど、食育、地産地消を推進します。

4 創業の推進

- 本町での創業を推進するため、起業する人にとって効果的な環境や制度づくりをめざします。
- 商工業の振興を図るため、商工会と連携し、経営能力の向上やリーダー育成のセミナーなどを開催します。また、若手経営者が交流できる場の提供や相談機能の強化に努めます。
- 商工会と連携し、各種研修の開催や起業家のための異業種交流など、起業家や起業したい人を支援する体制の充実に努めます。
- 情報・子育て・介護・健康・環境の分野におけるコミュニティ・ビジネス[31]など、多様な起業を促進するため、人材発掘、研修会や講習会の充実を図るための体制整備に努めます。

関係する町の計画

●地域未来投資促進法に基づく基本計画
●創業支援等事業計画

31 **コミュニティ・ビジネス**…地域住民が主体となり、地域の資源を活用して、地域が抱える課題にビジネスの手法で取り組み、解決する事業の総称。

働きやすい環境のまちづくり

施策 24　就労支援

SDGs 該当分野

8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　10 人や国の不平等をなくそう

めざす姿

町内外の人にとって魅力的な雇用があり、働きやすい環境のまちになっています。

現状と課題

近年は、社会や家庭のあり方の変化やワーク・ライフ・バランスが注目されはじめたことによって、個人が働きやすい労働のあり方もまた変化しつつあります。したがって、住民の労働ニーズを考慮した、住民と事業者の双方が満足する労働のあり方を模索する必要があります。

また、本町は小さなまちながらも、「町内で暮らし、町内で働く」といった生活も十分に可能です。

こうした中で、働きたい人が安定的に就労・就業できるような支援の充実、様々な価値観やライフスタイルに合わせた働き方の推進、町内での就労を推進する職住近接支援などを実施し、働きたくなる環境が整ったまちをめざします。

■昼間人口に占める他自治体の労働者の割合

	田尻町	忠岡町	泉佐野市	泉大津市	高石市	泉南市	貝塚市
総人口	8,417	17,298	100,966	75,897	56,529	62,438	88,694
昼間人口（A）	8,960	16,201	107,084	68,995	52,666	58,383	78,167
昼夜間比率	106.5%	93.7%	106.1%	90.9%	93.2%	93.5%	88.1%
町外からの通勤者（B）	3,224	4,552	29,212	15,267	11,549	12,080	14,575
昼間人口に占める他自治体の労働者の割合（B / A）	36.0%	28.1%	27.3%	22.1%	21.9%	20.7%	18.6%

	和泉市	岸和田市	熊取町	堺市	岬町	阪南市
総人口	186,109	194,911	44,435	839,310	15,938	54,276
昼間人口（A）	161,475	175,695	35,519	785,324	13,183	42,155
昼夜間比率	86.8%	90.1%	79.9%	93.6%	82.7%	77.7%
町外からの通勤者（B）	25,256	25,569	4,839	105,243	1,609	4,294
昼間人口に占める他自治体の労働者の割合（B / A）	15.6%	14.6%	13.6%	13.4%	12.2%	10.2%

出典：大阪府統計年鑑「市区町村別流動人口及び昼間人口」2020（令和２）年３月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
住民雇用に取り組む事業者に対する補助申請件数	3 件	10 件
就労に向けた能力向上のための補助金申請件数	24 件	50 件
資格試験対策講座（受講者数）	32 人	50 人

施策展開の方向

1 雇用・就労支援の充実

- 就労意欲のある人が安定的に就労・就業できるよう、職業訓練・資格取得などに関する支援や情報提供を行うなど、相談支援に努めます。
- 特に若者や女性、高齢者、障がいのある人などの雇用・就労支援を実施します。
- ハローワーク泉大津や他自治体と連携して就職情報フェアを開催するなど、マッチングの場を設けます。
- 中小企業退職金共済の加入促進を図るための周知を行うとともに、勤労者の福利厚生や雇用環境、就労条件などの向上に努めます。

2 職住近接支援

- 町内で暮らし、町内で働く職住近接を支援することで、仕事と家庭、育児、介護の両立といったワーク・ライフ・バランスを図り、町内での就労者の増加や、転入の促進に努めます。
- 企業の町内在住者の雇用支援、町内勤務に対する補助などを実施することで、町内で暮らし、町内で働く魅力の向上を図ります。

関係する町の計画

●地域未来投資促進法に基づく基本計画

基本目標 7　持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

限られた行政資源を
有効活用できているまちづくり

施策 25　効率的な行財政運営の推進

SDGs 該当分野

9 産業と技術革新の基盤をつくろう　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

役場での業務や体制の見直しを通じて、効率的で効果的かつ安定して自立した行財政運営が実現しています。

現状と課題

本町における経常収支比率は 10 年以上 100％を超えており、今後も社会保障関連費用の増大などによって厳しい財政状況が続くことが予測されます。

本町の限られた財源の中で、行政サービスを維持していくためにも、基礎自治体として果たすべき役割を見定め、計画の推進に向けた評価と見直しを徹底する必要があります。引き続き公平かつ適正な財政を継続するためにも、納付者の利便性向上と役場・民間の双方のコスト削減を図るとともに、町職員の人材育成にも留意した歳入の確保が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、ICT 技術を活用したオンライン（リモート）、タッチレス、キャッシュレスなどの視点での行政サービス提供が求められています。

本町や住民と事業者との間で自助・共助・公助を効果的に使い分け、国、大阪府、他自治体との連携をとりながら施策を推進するとともに、公平かつ適正な町税の徴収の推進、効率的で効果的な行財政運営を通じて、行政の透明性の確保と向上を図ります。

■経常収支比率と費目の推移

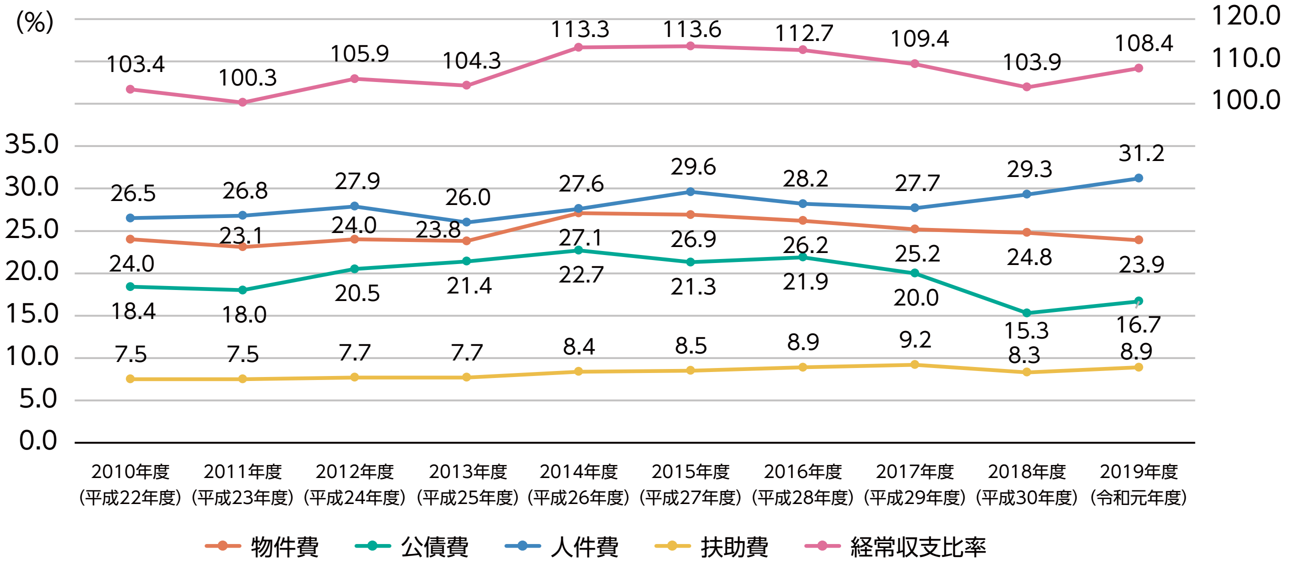

出典：忠岡町　財政課調べ

成果指標

成果指標	現状値	数値目標（2030 年）
経常収支比率	108.4%（2019 年）	95.9%
地方債現在高比率	175.4%（2018 年）	147.8%
積立金現在高比率	17.7%（2018 年）	51.8%

施策展開の方向

1 効率的な行財政運営の推進

- 限られた資源・財源の中で効率的な行政を運営するために、PDCA サイクルに基づき、全ての事務事業について、あり方、必要性を検討し、見直しと削減を推進します。また、継続する事業についても、現行の事業・作業の進め方を点検し、より効率的な手法を検討し、組織・機構の合理化を進めます。
- 基本計画の各施策において重要業績評価指標（KPI）[32] を設定し、進行管理及び行政情報を住民に示すことで行政の透明性の向上を図り、説明責任を果たします。

2 安定的な行財政運営の推進

- 安定的な行財政運営のため、経常収支比率といった財政指標の改善に努め、今後の行政需要に備えます。
- ふるさと納税などの制度を活用し、自主財源の安定確保につながる施策を重点的に進めるとともに、各種事業の推進においては国の地方創生に関する制度を活用し、補助金、交付金の財源確保に努めます。
- 公共施設の管理・運営方法の見直し、整理統合、事業効果の検証などを行い、支出の適正化を図ります。
- 受益者負担の公平・適正化を図り、キャッシュレス決済サービスなどに対応した納付しやすい環境整備を検討します。また、現年度徴収の徹底を基本に、滞納処理に向けた特別徴収体制の強化によって徴収率の向上に努めます。

3 ICT 利活用の推進

- 行政サービスの向上と事務処理の迅速化・効率化を進めるため、行政情報の電子化と総合的利用、事務事業のシステム化、ネットワーク化に取り組みます。
- 庁内情報システムのあり方を検討し、既存情報システムの見直しを図り、行政サービスの利便性向上と業務の見直し及び効率化を推進します。

32 **重要業績評価指標（KPI）**…組織の目標達成の度合いを計測するための基準群であり、定量的計測が難しいものを定量化する場合に使われることが多い。KPI は「Key Performance Indicators」の略。

4 広域行政と民間活力の導入

- 基礎自治体として住民にふさわしい各種サービスを、将来も引き続き的確に提供することができるよう、近隣自治体との広域連携を図ります。
- 行政が直接担うよりも効率的で効果的な展開が見込める業務については、行政サービスの質や行政責任の確保などに十分留意して、可能な限り指定管理者制度の導入や民間委託を進めます。
- 広域化について、近隣自治体と連携しながら、進めていきます。

関係する町の計画

●地域未来投資促進法に基づく基本計画
●忠岡町みらい計画

施策 26　公共施設の適正管理

SDGs 該当分野

6 安全な水とトイレを世界中に
11 住み続けられるまちづくりを

めざす姿

公共施設の適正な管理によって、町の資源が有効に活用され、誰もが安心して快適に利用できる公共施設が整っています。

現状と課題

多くの公共施設において、経年劣化による老朽化が著しいことから、今後多額の維持管理費用を要することが懸念されています。

限られた財源の中で公共施設を適正かつ最大限に活用するためにも、公共施設のあり方についても検証を行い、計画的な運用や改修が求められています。

こうした中で、各施設において個別施設計画などに基づいて、適正に管理し、利用しやすい公共施設の運営をめざします。

■住民 1 人当たりの公共建築物延床面積（泉州各市町との比較）

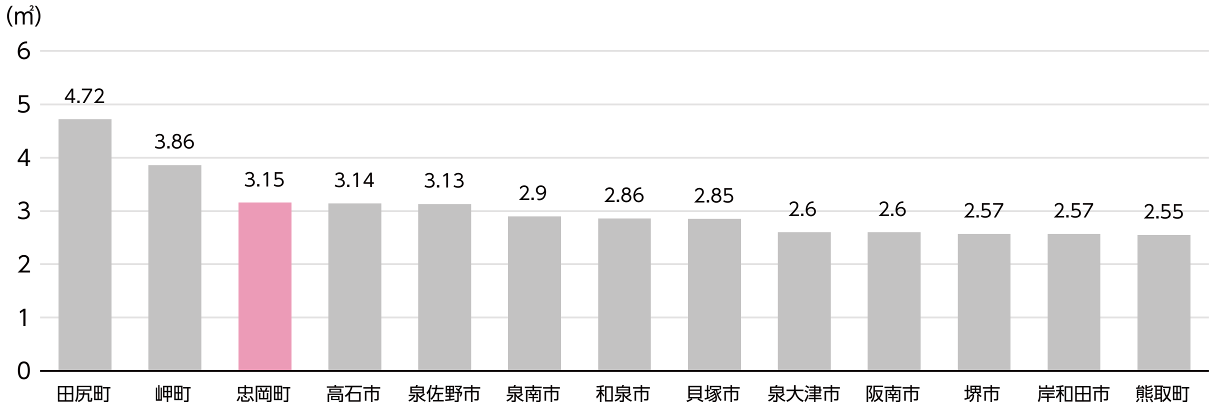

出典：忠岡町「忠岡町 公共施設等総合管理計画」2017（平成 29）年 3 月

成果指標

成果指標	現状値（2019 年）	数値目標（2030 年）
公共建築物の総延床面積	52,853.1㎡	51,189.2㎡

施策展開の方向

1 施設の計画的な更新・長寿命化の推進

- シビックセンターを中心とする公共施設について、効率的で効果的な管理・運営を図り、利用のしやすさやサービス水準の維持・向上、施設の耐用年数の向上や、維持管理費の削減に努めます。
- 少子高齢化の進行による公共建築物の利用需要の変化や財政状況を鑑み、公共建築物の更新時には、利用実績や今後の利用見通し、費用対効果を踏まえ、複合化・集約化や施設規模の縮小、統廃合などを検討します。
- 下水道施設について、長期的な視点で老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価などによる優先順位付けを行った上で、計画的な点検・調査、修繕・改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することに努めます。

関係する町の計画

- ●忠岡町緑の基本計画
- ●社会資本整備計画
- ●忠岡町公共施設等総合管理計画
- ●忠岡町都市計画マスタープラン
- ●地域未来投資促進法に基づく基本計画
- ●忠岡町下水道ストックマネジメント計画
- ●社会資本総合整備計画

柔軟な体制をとれているまちづくり

施策 27　**人材育成**

SDGs 該当分野

5 ジェンダー平等を実現しよう
17 パートナーシップで目標を達成しよう

めざす姿

将来を見据えた効果的な人材育成のもと、次世代の本町をリードする人材が育っています。

現状と課題

少子高齢化、国際化、情報化などによって、まちや社会が日々変わりゆく中、市町村は自己決定・自己責任の原則の下で、主体性や独自性を発揮し、よりよいまちをつくることが重要になっています。

また、住民ニーズもますます多様化かつ増大することが想定され、効率的で効果的な行政運営が進められる一方で、町職員に要求されることも増加しつつあります。

こうした中で、町職員一人ひとりが行政運営のあり方やこれからの時代に即したまちづくりを意識できるよう、人材の確保と育成に努め、柔軟な体制がとれるまちをめざします。

■職員の女性割合

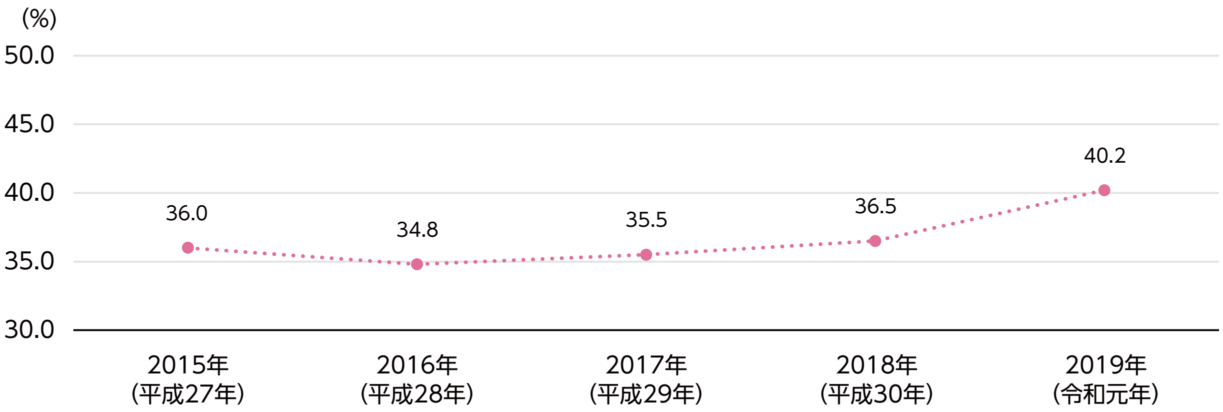

出典：忠岡町 秘書人事課調べ 各年４月

成果指標

成果指標	現状値 （2019 年）	数値目標 （2030 年）
研修実施回数	8 回	12 回

施策展開の方向

1 町職員の能力開発の推進

- 創造的な問題発見能力、的確な課題対応能力、さらには政策立案・評価能力、法務能力などの養成のため、人材育成の目的・方策を明確にした人材育成方針に基づき、町職員の能力開発を効果的に推進します。
- コミュニケーション能力など、住民との協働、住民参加の視点にたった町職員の能力開発を推進します。
- 年齢や性別といった条件にとらわれず、能力や実態に合わせた採用・人材活用を推進します。

関係する町の計画

●女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
●忠岡町障害者活躍推進計画

重点プロジェクト　第２期忠岡町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

重点プロジェクトについて

全国と同様に本町においても、少子高齢化、人口減少が進行しており、将来にわたってまちの成長力を確保するためにも、産業・雇用の振興、結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり、地域への関係人口[33]の創出、安全・安心に暮らせるまちづくりが重要とされています。

こうした中で、「子育て家庭に選ばれるまちづくり」「あらゆるひとが活躍できるまちづくり」「魅力あふれるまちづくり」「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」を課題とし、重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト１　小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト

～結婚・出産・子育てに対する支援が充実した、子育て家庭に選ばれるまち～

全国的に少子化が急速に進行しつつありますが、本町においても出生数は減少傾向にあり、出生数の増加は大きな課題となっています。

こうした中で、結婚・妊娠・出産・子育てに対する包括的な支援事業を実施し、学校教育の充実を図り、子どもの健やかな成長を学校・家庭・地域で支えられるような、子育て家庭に選ばれるまちをめざします。

重点プロジェクト２　小さなまちでの職住近接プロジェクト

～企業・事業所と共に歩み、あらゆるひとの可能性を最大化させるまち～

町内における雇用の場・働く場の確保はワーク・ライフ・バランスの実現に際し重要であり、職住近接の支援を推進することは本町における働き方の多様化にもつながります。

こうした中で、雇用・就労支援や産業の活性化を図り、本町のあらゆるひとが活躍するまちづくりをめざします。

重点プロジェクト３　小さなまちでの魅力発掘プロジェクト

～魅力発信によって " うごき " を生み、ひととつながるまち～

本町は日本一小さなまちであり、持続可能なまちづくりを行うためには伝統行事や文化という地域資源を活用し、本町の魅力を町内外へ積極的にアプローチすることが求められています。

こうした中で、町の魅力を新規開拓・広域発信することや、地域コミュニティを活性化させることで、住民がまちへ愛着をもち、誇りをもつことができるようなまちをめざします。

重点プロジェクト４　小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト

～みんなでつくる健幸で安全・安心に暮らせるまち～

誰もが住み慣れた地域で生活するためには、安全・安心のまちづくりと、住民の健康づくりが求められています。

こうした中で、住民同士が協力し合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、また生活を脅かす危険から身を守り、生きがいをもちながら暮らし続けられるまちづくりをめざします。

33　**関係人口**…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

重点プロジェクト１
小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト

～結婚・出産・子育てに対する支援が充実した、子育て家庭に選ばれるまち～

成果指標

成果指標	現状値	数値目標 （2026 年）
20 ～ 40 代人口	6,120 人 （2020 年 3 月）	5,545 人
出生数	101 人（2019 年）	126 人

基本的な方向

近年では、少子化の進展に伴い、子どもや親同士の交流機会が減少しています。また、共働き、核家族化、地域の関係の希薄化などによっても子育て家庭の負担が増大しているといった現状があります。一方、本町は日本一小さなまちだからこそ、子育て家庭と行政や企業、同じまちで暮らす住民などの様々な人達の距離感が近く、地域全体で子育てや教育に取り組むことができます。

また、単に地域の力で育児を肩代わりするという発想ではなく、負担を軽減する各種支援を用いることで、様々な形で子育て家庭と社会が関係性をもつことができます。学校教育の充実と社会とのつながりが子育て家庭の抱えるストレスや不安を軽減し、子どもにとっても地域との関わりは成長へのよい影響となります。

こうした中で、まちの住民が子育てを積極的に支える一員となり、妊娠・出産・子育ての場において夫婦や家庭を支え、地域全体での見守り体制を整えることによって子どもの居場所をつくり、子ども一人ひとりが個性をもって成長できるよう教育を推進します。

このような施策が子育て家庭の転出抑止と転入促進になると捉え、移住・定住施策の観点からも子育て家庭を応援します。

関連施策

重点プロジェクトにおける 基本方針	具体的施策 （選択する施策展開の方向）
安心して子どもを産み育てられる環境づくり	3-（1）子どもと親の健康づくりの推進
	3-（2）地域における子育て支援の推進
	4-（1）幼児教育の充実
子育て環境・交流活動の推進	5-（2）放課後等における児童の居場所づくり
	5-（3）子ども達を犯罪から守る取組の推進
一人ひとりの個性を光り輝かせる教育の充実	1-（1）「確かな学力」を培う教育の推進
	1-（3）健やかな心と体づくりの推進
	1-（4）「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

重点プロジェクト２
小さなまちでの職住近接プロジェクト

～企業・事業所と共に歩み、あらゆるひとの可能性を最大化させるまち～

成果指標

成果指標	現状値	数値目標（2026 年）
新設法人数（支店・営業所を含む）	25 件（2019 年）	25 件
忠岡町商工会会員数（町内会員）	478 人（2019 年）	維持
創業支援件数	43 件（2019 年）	45 件

基本的な方向

本町が課題として抱える人口減少や地域経済の低迷を改善するため、地域経済の規模収縮を防ぐとともに、住民の安定した雇用維持・拡大に寄与する支援が求められています。

雇用や産業を活性化し仕事をつくることで、人を呼び込む契機となり、呼び込まれた人がまた仕事をつくることで好循環が起きます。その上で、人々が安心して働くためには、安心して住むための環境が必要であり、雇用と住環境がそろって初めて、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる地域社会の実現につながります。

こうした中で、本町が日本一小さなまちであることは移動のしやすさにつながり、例えば、住居と職場が近く生活しやすい、というようなコンパクトなまちづくりが可能です。また、本町の距離感の近さによる地域全体の連帯感を活かし、あらゆる人が可能性を活かし、活躍するまちをめざします。

住民の生活や雇用を支えてきた町内事業所の経営基盤の強化、起業の促進や新たな雇用の創出、女性や障がいのある人にはじまり、誰もが可能性をもち、社会で活躍できるような支援の拡充・仕組みづくり、職住一体、職住近接を推進することで、本町のあらゆる住民が地域の中で居場所をもち、活躍できるようなまちづくりをめざします。

関連施策

重点プロジェクトにおける基本方針	具体的施策 （選択する施策展開の方向）
就労支援の拡充	7-（1）障がいのある人の活躍推進
	24-（1）雇用・就労支援の充実
地元企業の発展と住民の雇用促進	23-（1）経営基盤の強化
	23-（4）創業の推進
	24-（2）職住近接支援

重点プロジェクト３
小さなまちでの魅力発掘プロジェクト

～魅力発信によって"うごき"を生み、ひととつながるまち～

成果指標

成果指標	現状値	数値目標（2026 年）
社会増減（転入者と転出者の差）	44 人（2019 年）	65 人
ふるさと納税寄附件数（延べ）	11,308 件 （2019 年）	13,000 件
正木美術館入館者数	1,300 人（2019 年）	1,400 人
忠岡町の魅力発信に対する満足度	0.12（2019 年）	現状値より増加

基本的な方向

本町は日本一小さなまちであり、「将来にわたる持続可能なまちづくり」を行政だけの力で成し遂げることには限りがあります。したがって、地域に定住はしないものの地域を支える活動に多様な形で関わる町外の方（関係人口）へのアプローチを強化し、本町への新たな人の流れの形成や、移住・定住の促進が求められています。

こうした中で、だんじり祭りをはじめとした本町の伝統行事や文化という地域資源を活かして本町の魅力を再発見したり、ふるさと納税や国際交流、SNS などを通じた町の魅力の新規開拓や広域発信を行ったりする一方で、それらをきっかけとした関係人口の創出にも取り組み、「忠岡」の魅力を最大限に引き出しつつ住民・町外の方の双方にとって本町が魅力的なまちとなることをめざします。

また、単なる地域の魅力づくりにとどまらず、子どもから高齢者までまちへの愛着や誇りをもつことができるようなまちづくりをめざします。

関連施策

重点プロジェクトにおける 基本方針	具体的施策 （選択する施策展開の方向）
シティプロモーション[34]の推進	11-（5）多文化共生社会の形成
	13-（1）地域の魅力向上
	13-（2）まちの PR
まちへの愛着・誇りの醸成	20-（2）憩いの空間の形成

34　**シティプロモーション**…地方活性化を進めるために、様々な戦略で地元地域を宣伝すること。

重点プロジェクト４
小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト

～みんなでつくる健幸で安全・安心に暮らせるまち～

成果指標

成果指標	現状値	目標（2026 年）
平均寿命 （数値は 2019（令和元）年度算出）	男性 80.2 歳 女性 88.0 歳	延伸
健康寿命 （数値は 2019（令和元）年度算出）	男性 77.3 歳 女性 80.6 歳	延伸

基本的な方向

誰もが住み慣れた地域で生活するためには、安全・安心のまちづくりに加え、これからも住み慣れた地域で幸せに暮らし続けることを踏まえ、「健幸」をキーワードとし、みんなが健幸で暮らすことができるまちづくりが求められています。

こうした中で、行政だけでまちづくりをめざすのではなく、住民一人ひとりが協力し合い、お互いに地域を支え合いながら「自助」「共助」「公助」を実現させ、地域の課題に取り組むことが重要です。

また、ますます高齢化が進展し、将来的には社会保障の需要増加や、福祉の人材不足といった課題が想定されています。これらに対して、社会保障の需要増加抑止に向けて、介護予防や健康寿命の延伸が注目されています。

生活を脅かす危険から身を守り、生涯にわたって誰もが住み慣れた地域で健康でいきいきと、また、コミュニティにおける役割や生きがいをもちながら暮らし続けられるまちづくりをめざします。

関連施策

重点プロジェクトにおける基本方針	具体的施策（選択する施策展開の方向）
健康福祉の充実	9-（1）健康寿命の延伸
安全・安心な地域づくりの推進	12-（1）地域防災の推進
	16-（1）交通安全対策の推進
住民が活躍するまちの実現	7-（1）障がいのある人の活躍推進
	8-（1）地域福祉活動の推進
	12-（3）コミュニティ活動の支援
	14-（1）生涯学習活動の支援

資料編

1. 忠岡町総合計画策定条例

平成 31 年 3 月 4 日条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の構成）

第 2 条　総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2　基本構想は、本町の目指すべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。

3　基本計画は、基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。

（総合計画審議会への諮問）

第 3 条　町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、忠岡町総合計画審議会条例（昭和 49 年忠岡町条例第 4 号）第 1 条に規定する忠岡町総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第 4 条　町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（基本計画の策定）

第 5 条　町長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

（総合計画の公表）

第 6 条　町長は、総合計画を策定したとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第 7 条　個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第 8 条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 忠岡町総合計画策定の組織に関する規則

昭和 56 年 4 月 1 日規則第 5 号

改正　平成 5 年 4 月 1 日規則第 10 号　平成 8 年 3 月 28 日規則第 6 号
平成 10 年 4 月 14 日規則第 9 号　平成 19 年 3 月 16 日規則第 9 号
平成 19 年 4 月 27 日規則第 17 号　令和元年 8 月 16 日規則第 9 号

（目的）
第 1 条　この規則は、忠岡町総合計画策定のための組織等を定めることを目的とする。
（策定委員会の組織）
第 2 条　総合計画を策定するため、忠岡町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
2　策定委員会は、本町の副町長、教育長及び課長相当職以上の職にあるもので、町長が任命する者をもって組織する。
3　策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
4　委員長及び副委員長は、策定委員会構成員のうちから町長の指名するものをもってあてる。
5　委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、これを代表する。
6　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（策定委員会の職務）
第 3 条　策定委員会の職務は、次のとおりとする。
（1）　総合計画案の策定に関すること。
（2）　総合計画についての調査研究に関すること。
（3）　総合計画の策定について必要な資料の収集及び整備に関すること。
（4）　忠岡町総合計画審議会への諮問についての資料の収集及び整備に関すること。
（5）　その他総合計画策定について必要な事項に関すること。
（事務局）
第 4 条　策定委員会に事務局を置く。
2　事務局は、総合計画担当課とする。
3　事務局は、委員会の命を受けて、策定委員会に関する事務を処理する。
（総合計画）
第 5 条　策定委員会の委員長は、必要な資料等を添えて総合計画試案を策定し、町長に報告しなければならない。
（資料の提出）
第 6 条　各所属長は、策定委員会から資料の提出を求められた場合は、これを速やかに提出しなければならない。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年４月１日規則第 10 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成８年３月 28 日規則第６号抄）
（施行期日）
１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成 10 年４月 14 日規則第９号抄）
（施行期日）
１　この規則は、平成 10 年５月６日から施行する。
附　則（平成 19 年３月 16 日規則第９号）
この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則（平成 19 年４月 27 日規則第 17 号）
この規則は、平成 19 年５月１日から施行する。
附　則（令和元年８月 16 日規則第９号）
この規則は、公布の日から施行する。

3. 忠岡町総合計画策定専門部会要綱

（設置）

第１条　忠岡町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、作業を円滑に進めるとともに職員参加による計画づくりを行うため、総合計画策定委員会の下部組織として、忠岡町総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（部会）

第２条　専門部会は次のとおりとする。

（1）　総務事業部会

（2）　福祉文教部会

（3）　まちづくり部会

（事務）

第３条　専門部会は、総合計画策定委員会の指示のもと、総合計画策定について必要な資料の収集・整備、調査研究等の事務を行う。

（組織）

第４条　専門部会の委員は、町長より任命を受けた課長級等の職員で構成する。

2　専門部会の補助組織として、担当者部会を置く。

3　担当者部会は、町長より任命を受けた各課の係長級等の職員で構成する。

（任期）

第５条　委員等の任期は、総合計画の策定までとする。

（庶務）

第６条　専門部会及び担当者部会の庶務は、総合計画担当課において行う。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、総合計画策定委員会が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和元年 10 月 16 日から施行する。

4. 忠岡町総合計画審議会条例

昭和 49 年 3 月 13 日条例第 4 号

（設置）

第 1 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、忠岡町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、町長の諮問に応じ、忠岡町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1)　町議会議員　6 人以内

(2)　学識経験を有する者　10 人以内

(3)　公募住民　2 人以内

（任期）

第 4 条　委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4　会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある行政機関の職員及び関係人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 7 条　審議会の庶務は、町長公室において処理する。

（補則）

第 8 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（報酬及び費用弁償等条例の一部改正）

2　報酬及び費用弁償等条例（昭和 28 年忠岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中、公立忠岡病院運営審議会委員の次に「忠岡町総合計画審議会委員」を加える。

別表第１の末尾に

「

区分	報酬額
忠岡町総合計画審議会委員	日額　2,000 円

」

を加える。

　　附　則（昭和 56 年 5 月 29 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

　　附　則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

　　附　則（平成 5 年 3 月 12 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

　　附　則（平成 8 年 3 月 5 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

　　附　則（平成 10 年 3 月 5 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

　　附　則（平成 11 年 12 月 16 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

　　附　則（平成 21 年 12 月 11 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

（設置目的）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、各部局の連携のもとに、忠岡町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（1）忠岡町人口ビジョンの策定に関すること。

（2）忠岡町総合戦略の策定及び推進並びに効果検証に関すること。

（3）その他本部長が必要と認めること。

（組織）

第３条　推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2　本部長には町長を、副本部長には教育長及び町長公室長をもって充てる。

3　本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、本部を統括する。

2　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3　本部員は、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に向けて、関係部署との調整及び連携を行う。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部長が招集する。

2　推進本部の会議の進行は、本部長が指名した者が行う。

3　推進本部の会議は、組織する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

4　推進本部の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

5　本部長が必要と認めるときは、推進本部の構成員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

（専門部会）

第６条　本部長は、第２条に掲げる事項を推進するにあたり、補助機関として専門部会を設置することができる。

2　専門部会の構成員は、本部長が指名するものとする。

（庶務）

第７条　推進本部における庶務は、政策担当課において行うものとする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月 17 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

別表（第３条関係）

本部長	町長
副本部長	教育長 町長公室長
本部員	住民部長 健康福祉部長 産業まちづくり部長 教育部長 教育部理事 議会事務局長 消防長 町長公室次長

6. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

（設置目的）
第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、忠岡町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。
（1）　総合戦略の策定に関する事項
（2）　総合戦略の推進並びに効果検証に関する事項
（3）　前２号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項
（組織）
第３条　推進会議は、委員18人以内をもって組織する。
2　委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。
（1）　住民で組織する団体の代表者
（2）　産業関係の代表者
（3）　教育関係の代表者
（4）　金融関係の代表者
（5）　労働団体関係の代表者
（6）　その他町長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。
2　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員の再任は、妨げないものとする。
（会長及び代理者）
第５条　推進会議に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
3　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。
（会議）
第６条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
2　会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
（効果検証会議）
第７条　推進会議には、総合戦略の効果検証を行う会議（以下「効果検証会議」という。）を設置することができる。
2　効果検証会議の委員は、推進会議の委員の中から町長が指名する。
3　効果検証会議に会長及び副会長を置く。
4　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
5　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

6　副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

（庶務）

第８条　推進会議における庶務は、政策担当課において行うものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月 17 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年６月１日から施行する。

7. 諮問・答申

忠自政第 114 号
令和２年６月５日

忠岡町総合計画審議会会長　様

忠岡町長　和田　吉衛

第６次忠岡町総合計画の策定について（諮問）

第６次忠岡町総合計画の策定にあたり、忠岡町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和３年２月２４日

忠岡町長　杉原　健士　様

忠岡町総合計画審議会
会 長　　増 田　　昇

第６次忠岡町総合計画（案）について（答申）

令和２年６月５日付忠自政第１１４号により本審議会に対して諮問のありました第６次忠岡町総合計画（案）について、「つながる　つどう　人を育む　日本一小さなまち　ただおか」を将来像とする第６次忠岡町総合計画（案）を別添のとおり答申します。

今後この答申を尊重され、総合計画を策定されるとともに、この計画を踏まえて、忠岡町ならではの特色を活かしつつ、持続可能なまちづくりの着実な推進を図られるよう望みます。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見等を十分に尊重され、まちづくりを推進されるようあわせて期待します。

8. 第６次忠岡町総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所　属・役　職	備考
学識経験者	上ノ山幸子	忠岡町婦人団体協議会　会長	
	小島ゆかり	忠岡町民生委員児童委員協議会　会長	
	藤野　晃平	忠岡町 PTA 協議会　会長	～ R2.7.15
	髙橋　伸明		R2.7.29 ～
	髙見　晃市	忠岡町自治会連合会　会長	副会長
	花野　淳一	忠岡町防犯委員会　会長	
	正木　啓史	忠岡町小売商連合会　会長	
	増田　　昇	大阪府立大学名誉教授　植物工場研究センター長	会長
	松阪　一夫	忠岡町文化協会　会長	
	萬野　俊史	忠岡町商工会　会長	
	毛綿谷　眞	忠岡町母子寡婦福祉会　会長	
公募委員	冨田　明徳	公募委員	
町議会議員	和田　善臣	忠岡町議会議員	
	小島みゆき	忠岡町議会議員	
	二家本英生	忠岡町議会議員	
	三宅　良矢	忠岡町議会議員	
	勝元由佳子	忠岡町議会議員	
	森　　政雄	忠岡町議会議員	～ R2.10.12
	河瀬　成利	忠岡町議会議員	R2.12.15 ～

9. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

区分	氏名	所属・役職	備考
学識	井上　　馨	忠岡町行政アドバイザー	会長
住民	髙見　晃市	忠岡町自治会連合会　会長	
	花野　淳一	忠岡町防犯委員会　会長	副会長
	上ノ山幸子	（社福）忠岡町社会福祉協議会　会長	
	西出　富譽	忠岡町老人クラブ連合会　会長	
	小島ゆかり	忠岡町子ども・子育て会議　会長	
	髙橋　伸明	忠岡町 PTA 協議会　会長	
産業	萬野　俊史	忠岡町商工会　会長	
	正木　啓史	忠岡町小売商連合会　会長	
	前川幸一郎	忠岡町農業委員会　会長	
	東　　孝	いずみの農業協同組合　営農経済部長	
	勝元伊一郎	忠岡漁業協同組合　組合長	
	植田　末廣	ベル食品工業㈱　相談役	
労働	古川　幸男	忠岡町労働者協議会　議長	
金融	田中　雅敏	いずみの農業協同組合　忠岡支店　支店長	
言論	嶋﨑　宏和	㈱テレビ岸和田　取締役／技術本部長	

10. 策定経過

2019年（令和元年）	10月3日	●住民意識調査および事業所調査の実施
	11月、12月	●忠岡町の未来を考える住民ワークショップ（全3回） ・「結婚、育児、出産、子育て」「ご近所付き合い・商業施設」「イベント、お祭り・福祉」の3テーマで実施
	12月	●職員研修（全2回） ・住民との対話の場づくりと目的思考を学び、業務効率を上げる研修
2020年（令和2年）	4月28日	●第一回　総合計画策定委員会
	6月5日	●第一回　総合計画審議会（諮問） ・第6次忠岡町総合計画の全体像と忠岡町の概況について ・意識調査結果と社会潮流の変化について ・人口見通しについて ・基本的視点・方針と基本構想体系（案）について
	7月10日	●第二回　総合計画策定委員会
	7月29日	●第二回　総合計画審議会 ・施策体系、将来都市像（案）について ・施策の大綱（素案）について ・基本計画（骨子案）及び重点プロジェクトの考え方について
	8月19日	●第一回　策定専門部会（全体会）
	9月10日	●第三回　総合計画策定委員会
	9月23日	●第三回　総合計画審議会 ・第二回　総合計画審議会をふまえた対応について ・基本構想（素案）について ・基本計画（素案）について
	11月5日	●まちづくりのキャッチフレーズ案についての投票（～12月3日）
	11月26日	●第一回　忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・第2期忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付けについて ・重点プロジェクトについて
	12月3日	●第四回　総合計画策定委員会
	12月15日	●第四回　総合計画審議会　書面開催（～12月23日） 書面による協議依頼・資料送付 ・キャッチフレーズの決定について ・基本構想（案）について ・基本計画（案）について ・重点プロジェクト（案）について（報告）
	12月23日	●第二回 策定専門部会（全体会）
2021年（令和3年）	1月14日	●パブリックコメント実施（～2月3日）
	2月9日	●第五回　総合計画審議会　書面開催（～2月15日） ・パブリックコメントの結果と本文の修正について（報告） ・第6次忠岡町総合計画（案）について（報告） ・答申書（案）について（審議）
	2月22日	●第五回　総合計画策定委員会
	2月24日	●第6次忠岡町総合計画（案）答申
	3月23日	●町議会　全員協議会 ・第6次忠岡町総合計画について
	3月25日	●町議会 ・第6次忠岡町総合計画　基本構想　可決

11. 各施策と SDGs の対応

1 学校教育の充実
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに

2 学校教育環境の充実
- 4 質の高い教育をみんなに

3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を

4 安心して子育てできる環境の充実
- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう

5 青少年の健全育成
- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに

6 高齢者福祉の充実
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう

7 障がい者福祉の充実
- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に

8 地域福祉の充実
- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

9 健康づくりの推進
- 3 すべての人に健康と福祉を

10 社会保障の充実
- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう

11 人権・多文化共生の意識醸成
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に

12 地域共助・コミュニティ活動の支援
- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

13 魅力向上・発信
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

14 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに

15 防災力・減災力の向上
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を

16 生活安全対策の推進
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に

17 消防防災体制の充実強化
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを

18 適正な土地利用の推進
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを

19 交通環境の整備
- 11 住み続けられるまちづくりを

20 良好で快適な住環境の形成
- 1 貧困をなくそう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 15 陸の豊かさも守ろう

21 公衆衛生の維持
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを

22 環境への配慮
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう

23 産業振興・創業
- 2 飢餓をゼロに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう

24 就労支援
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう

25 効率的な行財政運営の推進
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

26 公共施設の適正管理
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを

27 人材育成
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

第６次　忠岡町 総合計画

編集・発行　忠岡町　町長公室　自治政策課
〒595-0805　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目34番１号
TEL：0725-22-1122（代表）　FAX：0725-22-0364